

令和5年度
(2023年度)

高崎市包括外部監査報告書

高崎市包括外部監査人

公認会計士 木倉 也寸人

目 次

第1章	監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件名（テーマ）	1
3.	監査の対象とした理由	1
4.	外部監査の方法	2
5.	監査対象部署	2
6.	監査対象期間	2
7.	外部監査の実施期間	2
8.	包括外部監査人及び補助者について	2
9.	利害関係	2
10.	その他	3
第2章	高崎市における高齢者福祉事業の概要	4
第1	計画策定にあたって	4
1.	計画策定の趣旨	4
2.	計画の性格と位置づけ	6
第2	高崎市の高齢者を取り巻く状況	7
1.	高齢者の状況	7
2.	介護保険の状況	14
3.	日常生活圏域	19
第3	高崎市の先進的な高齢者福祉への取り組み	26
1.	高齢者福祉の取り組み	26
第4	計画の基本的な考え方	29
1.	計画の基本理念	29
2.	計画の基本方針	30
3.	施策の体系	32
第3章	監査結果について	34
1	監査対象事業の選定について	34
2	個別の事業について	35
NO1	高齢者あんしんセンター費業務支援等委託料	37
NO2	高齢者配食サービス事業費補助金	49
NO3	生活支援ハウス運営委託料	51
NO4	一般経費（土地借上料）	54
NO5	倉渕デイサービスセンター空調設備更新工事	55
NO6	軽費老人ホーム事務費補助金	57
NO7	シルバー人材センター補助金	60
NO8	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	62

N09	施設開設準備経費助成事業補助金	64
N010	高齢者福祉施設物価高騰対策臨時支援金	66
N011	老人ホーム入所委託料	68
N012	在宅ねたきり高齢者等介護慰労報償金	69
N013	はり・きゅう・マッサージ施術助成扶助費	72
N014	敬老事業補助金	75
N015	敬老祝金	78
N016	単位長寿会補助金	83
N017	市長寿会連合会補助金	85
N018	シルバーホーム補助金	87
N019	高齢者社会参加促進補助金	90
N020	ふれあい・いきいきサロン支援補助金	92
N021	高齢者ふれあいの家事業補助金	94
N022	おとしよりぐるりんタクシー運行委託料	96
N023	おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム改修委託料	107
N024	おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム使用料	109
N025	買い物支援タクシー借上料	111
N026	倉渕地域高齢者買い物支援事業補助金	115
N027	介護SOSサービス事業補助金	118
N028	老人福祉施設等施設整備補助金	122
N029	介護ロボット・ICT導入支援補助金	125
N030	おむつ給付サービス委託料	126
N031	布団乾燥消毒サービス委託料	128
N032	出張理美容サービス委託料	130
N033	高齢者等あんしん見守りシステム委託料	132
N034	短期入所サービス費助成金	136
N035	後期高齢者医療広域連合負担金	138
N036	後期高齢者医療療養給付費負担金	139
N037	高齢者医療助成費	140
N038	後期高齢者医療特別会計繰出金	142
N039	後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金	143
N040	長寿センター運営事業（需用費）	144
N041	長寿センター運営事業（冷暖房設備保守点検委託料）	147
N042	長寿センター運営事業（清掃委託料）	148
N043	長寿センター運営事業（指定管理料）	150
N044	長寿センター運営事業（土地借上料）	154
N045	長寿センター運営事業（各所改修工事）	156
N046	高齢者等戸別ごみ回収委託料（高齢者ごみ出しSOS）	158

3	権利擁護等への取り組みの充実について	160
1	成年後見制度の利用促進	160
2	消費者被害・特殊詐欺被害防止の推進	170
3	高齢者虐待防止への取り組み	172
第4章	指摘及び意見	175

凡例

- 1 金額は、単位の記載がない場合は円とした。
- 2 千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
なお、各表中及び文中の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計、差引額が一致しない場合がある。
- 3 文中及び各表中で用いる比率(%)は、表示未満の位を四捨五入した。
なお、構成比率(%)の合計が100とならない場合は一部調整した。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0.0」 当該数値はあるが、表示単位未満のもの
 - 「-」 当該数値または該当するものがないもの
 - 「△」 負数を示し増減を示すときは減を表すもの

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件名（テーマ）

高齢者福祉事業に関する事務の執行について

3. 監査の対象とした理由

我が国では、総人口に占める65歳以上の高齢者の人口割合（高齢化率）が約29.1%となるなど、超高齢社会となっている。

高崎市においても、2023年9月30日現在で高齢化率は28.7%となっており、今後も進行することが見込まれており、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年には本市の高齢化率は29.0%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、少子化の影響もあり35.2%となる見込みとなっている。

このため、高崎市では、高崎市の「第6次総合計画」（2018年度～2027年度までの都市づくりの基本的な考え方）や「地域福祉計画」を上位計画としつつ、「障害者福祉計画」や「健康増進計画」など、本市の関連する計画等と調和を図るとともに、県や国の医療・住まい・雇用等に関わる計画とも整合性を図りながら「第8期 高崎市高齢者あんしんプラン」（2021年度～2023年度）を策定し、2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築や、さらなる超高齢化の進行と現役世代人口の急減に直面する2040年を見据え、高齢者福祉と介護保険分野において今後3年間で取り組むべき事項を定め、計画を推進するところである。

「第8期 高崎市高齢者あんしんプラン」（以下「第8期計画」という。）では、第7期計画に引き続き、「いつまでも安心して暮らせるまち 高崎」を基本理念として、「日本一高齢者に寄り添うまち」を目指し、これまでにない新しい視点で、高齢者やその家族の立場に立った先進的な取り組みを展開してきた。

具体的などころとして、「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に、市内29か所の「高齢者あんしんセンター」が地域への積極的な訪問活動を展開しており、また、「はいかい高齢者救援システム」、「高齢者等あんしん見守りシステム」、「介護SOSサービス事業」、「ふれあい・交流農業体験バスツアー」など先進的な取り組みを続けている。

また、高齢者等の移動を支援する「おとしよりぐるりんタクシー運行事業」や、ごみ出し支援のための「高齢者ごみ出しSOS事業」を令和2年度に創設して、利用状況を検証しながら更なる拡充を図っている。

以上のことを鑑み、高齢者の福祉事業への支出に関する財務事務の執行について、その合规性や経済性、効率性や有効性を監査し、検証することが、今後の市民の生活にとって非常に有用であり関心のある施策であるとともに、市民の期待する施策運営に役立つのではないかと考え、本年度の包括外部監査における対象として選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われているか。
- ② 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか。
- ③ 契約に係る事務及び物品等の管理が適切に行われているか。
- ④ 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切であるか。
- ⑤ 事務の執行にあたって庁内で十分な連携が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 高齢者福祉事業に係る財務に関する事務の執行が、関連する法令、条例、規則等に正しい処理されているかを確認。
- ② 高齢者福祉に関する事業に関連する契約事務が適切に行われているかを確認。
- ③ その他必要と認められる手続を行う。

5. 監査対象部署

長寿社会課、介護保険課、保険年金課及び一般廃棄物対策課

6. 監査対象期間

令和4年度とする。ただし必要に応じて他の年度についても監査の対象とした

7. 外部監査の実施期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

8. 包括外部監査人及び補助者について

職務	氏名	資格
包括外部監査人	木倉 也寸人	公認会計士
包括外部監査人補助者	舟木 諒	弁護士
	岩下 尚義	税理士
	小野関 龍洋	公認会計士
	新井 勇樹	公認会計士
	塚原 督成	公認会計士

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件については、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

この報告書は、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」を「指摘」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

なお、報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

第2章 高崎市における高齢者福祉事業の概要

第1 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 超高齢社会の到来

我が国では、世界に例のないスピードで高齢化が進行し、総人口に占める65歳以上の高齢者の人口割合（高齢化率）が約29.1%となるなど、他国が経験したことのない本格的な超高齢社会となっている。

高崎市においても、2023年9月30日現在で、高齢化率は28.7%となっており、今後とも進行することが見込まれている。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（2020年の国勢調査を基にした推計）によれば、団塊の世代が75歳以上となる2025年には本市の高齢化率は29.0%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、少子化の影響もあり35.2%となる見込みである。

(2) 介護保険制度のこれまでの歩み

介護保険制度は、高齢化が急速に進行する中、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支え合う仕組みとして、2000年4月に創設された。

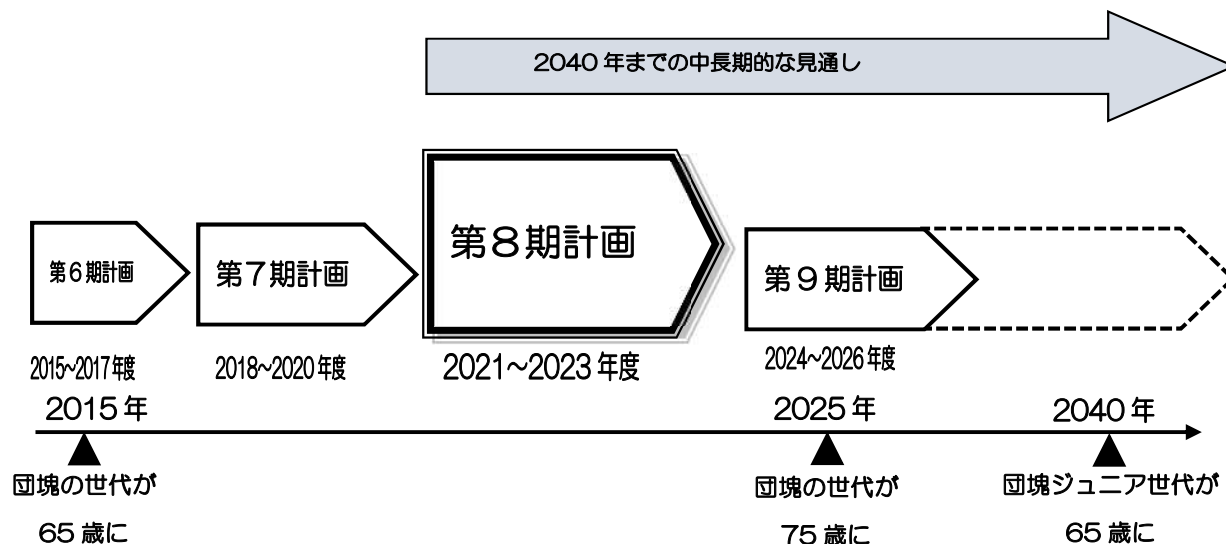
制度が始まって以来、介護サービスの提供基盤は整備が進み、要介護等認定者数は制度創設時に比べて約2.8倍となるなど、制度は広く定着してきた。

一方、介護サービス利用者の増加による介護給付費やその財源となる介護保険料の大幅な増大、現役世代の減少による介護人材不足の問題など、介護保険制度そのものを持続可能なものとして維持していくことが大きな課題となっている。

この状況に対応するため、これまで多くの制度改正が行われ、2015年4月には、「介護予防・日常生活支援総合事業」を各市町村で実施することとした。また、2025年を見据え、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をより一層推進するとともに、地域の人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の推進が求められている。

(3) 計画の方向性と計画の期間

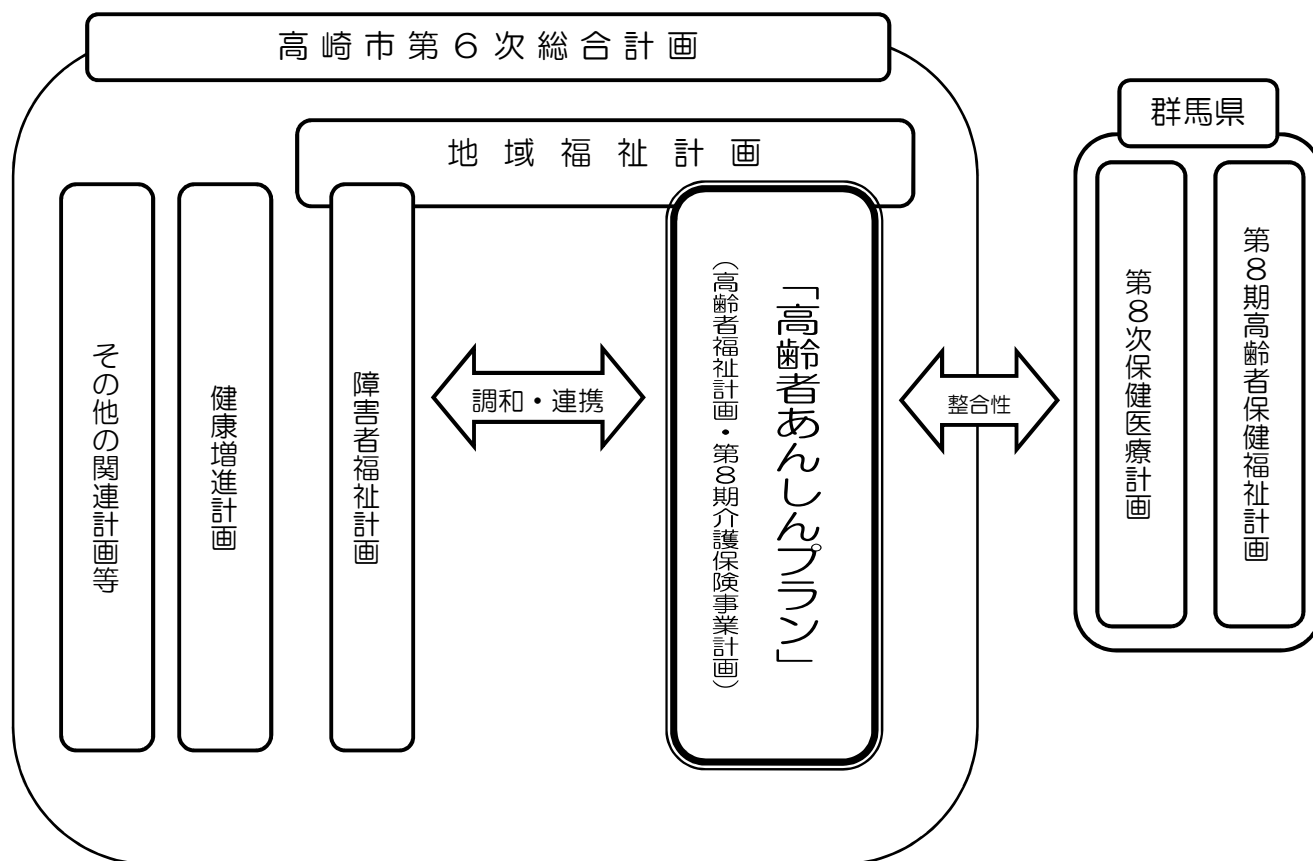
本市では、2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築や、さらなる超高齢化の進行と現役世代人口の急減に直面する2040年を見据え、高齢者福祉と介護保険分野において今後3年間で取り組むべき事項を定め、計画を推進するものである。



2. 計画の性格と位置づけ

第8期計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」（本市の「老人福祉計画」）及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」（本市の「介護保険事業計画」）を一体として作成するものである。

本計画は、高崎市の「第6次総合計画」や「地域福祉計画」を上位計画としつつ、「障害者福祉計画」や「健康増進計画」など、本市の関連する計画等と調和を図るとともに、県や国の医療・住まい・雇用等に関わる計画とも整合性を図りながら策定するものである。



第2 高崎市の高齢者を取り巻く状況

1. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口等の推移と今後の見通し

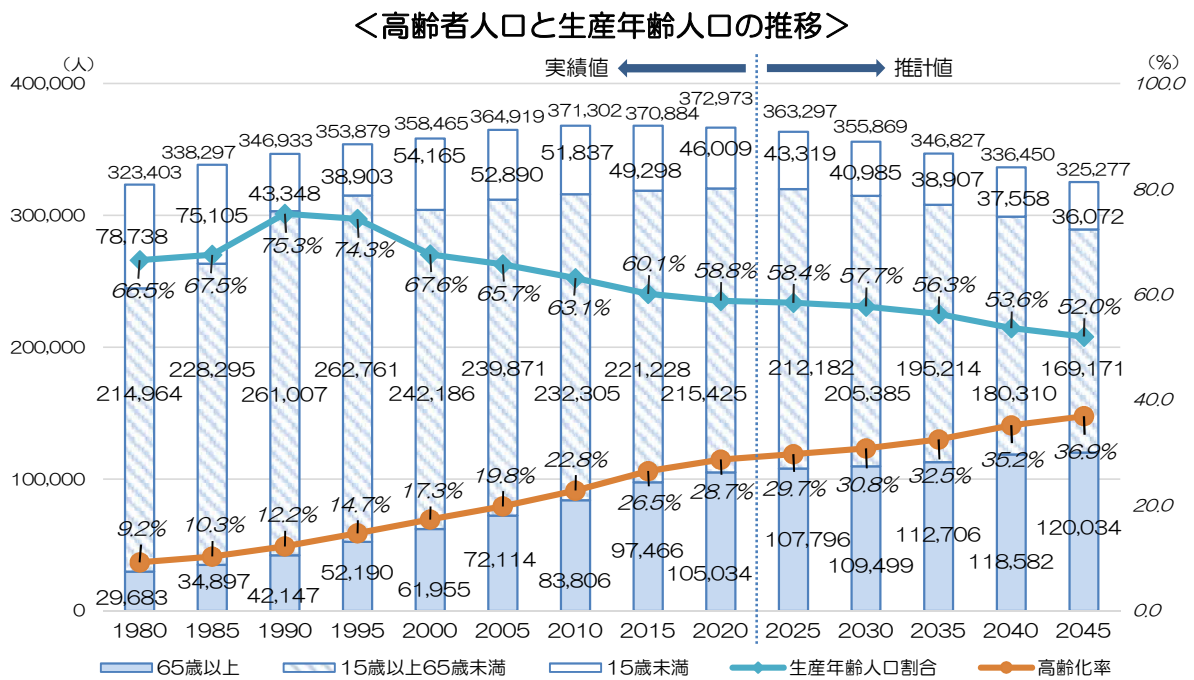
① 総人口・高齢者人口・生産年齢人口・高齢化率

国が2020年の国勢調査を基に算出した将来推計人口によれば、2045年にかけて本市の総人口や生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口や高齢化率は増加する見通しとなっている。

2045年の推計値を2020年と比較すると、総人口は約4.8万人減少し、325,277人となり、生産年齢人口は約4.6万人減少し169,171人となる一方で、高齢者人口は約1.5万人増加し120,034人に、高齢化率は8.2%増加し36.9%になる見込みである。

また、2020年から2045年までの高齢者人口と高齢化率の伸び(約1.5万人、8.2%の増加)を、介護保険制度が創設された2000年から2020年までの伸び(約4.3万人、11.4%の増加)と比較すると、増加率は緩やかになっているものの、2045年には本市の総人口のうち約3人に1人以上が高齢者になると見込まれている。

なお、2023年9月30日現在の住民基本台帳による本市の総人口は368,196人、高齢者人口は105,696人、高齢化率は28.7%となっている。



資料：「国勢調査」等

※ 1980～2020年は、国勢調査をもとに総人口を算出している。また、国勢調査の総人口は年齢不詳人口を含むため、総人口から年齢不詳人口を差し引いた数値をもとに各年齢層の内訳人数、生産年齢人口割合、高齢化率を算出している。

※ 2025～2045年は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計をもとに、総人口、各年齢層の内訳人数、生産年齢人口割合、高齢化率を算出している。

※ 各数値については、合併した旧町村を含めて掲載している。

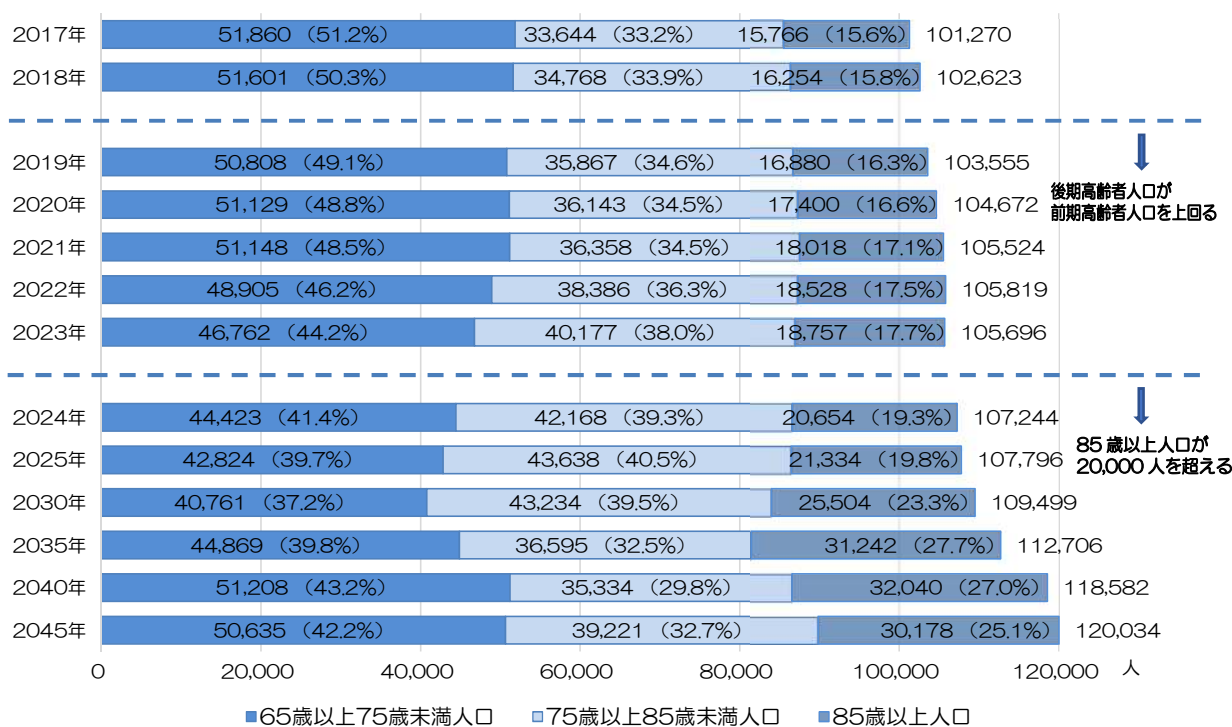
② 高齢者人口の構成

今後、全国の高齢者数は緩やかに上昇を続け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて、高齢者数はピークを迎える見込みであり、本市における高齢者人口の構成については、2018年から2019年にかけて、「75歳以上人口（後期高齢者人口）」が、「65～74歳人口（前期高齢者人口）」を上回っており、高齢者人口は今後も増加し、2045年には120,034人となる見込みである。

また、高齢者人口に占める「75歳以上人口」の割合についても、今後も上昇が続き、2030年には62.8%まで高まる見込みである。

さらに、85歳以上人口については、2024年には20,000人を超え、2035年には31,242人となり、高齢者人口の27.7%、約4人に1人が85歳以上人口となる見込みである。

＜2045年までの高齢者人口の構成＞



資料：2017～2023年は、「住民基本台帳」（各年9月30日現在）

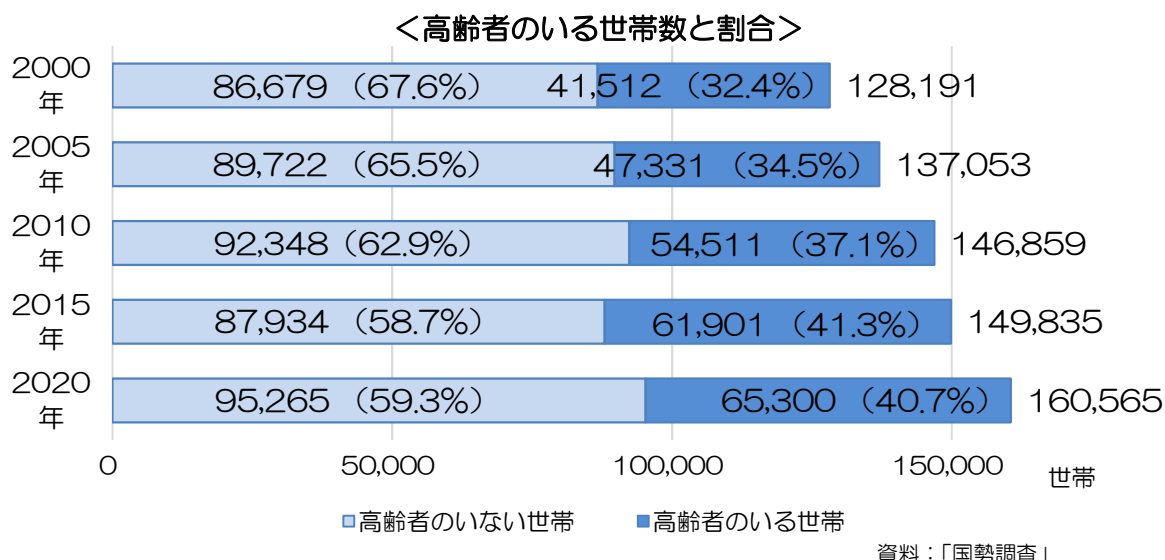
2024～2045年は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計人口

※2020年の高齢者人口については「住民基本台帳」を参照しているため、「国勢調査」の結果とは異なる。

(2) 高齢者世帯の推移

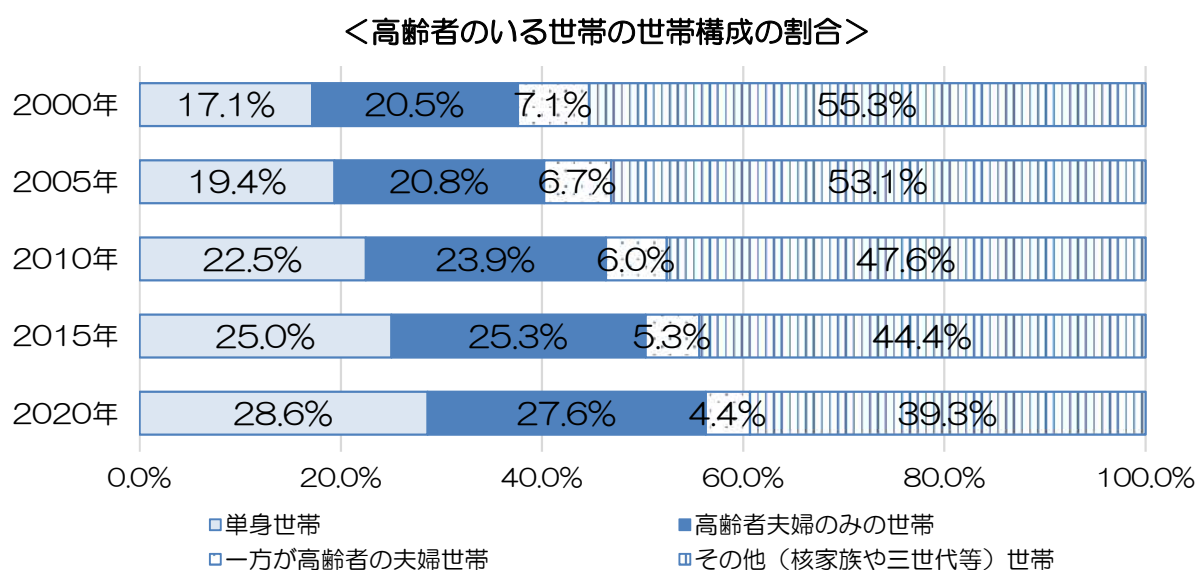
① 高齢者のいる世帯数

一般世帯のうち高齢者のいる世帯の割合は、増加する傾向にある。2020年は40.7%となっており、2000年と比較すると、8.3ポイント増加している。



② 高齢者のいる世帯の世帯構成

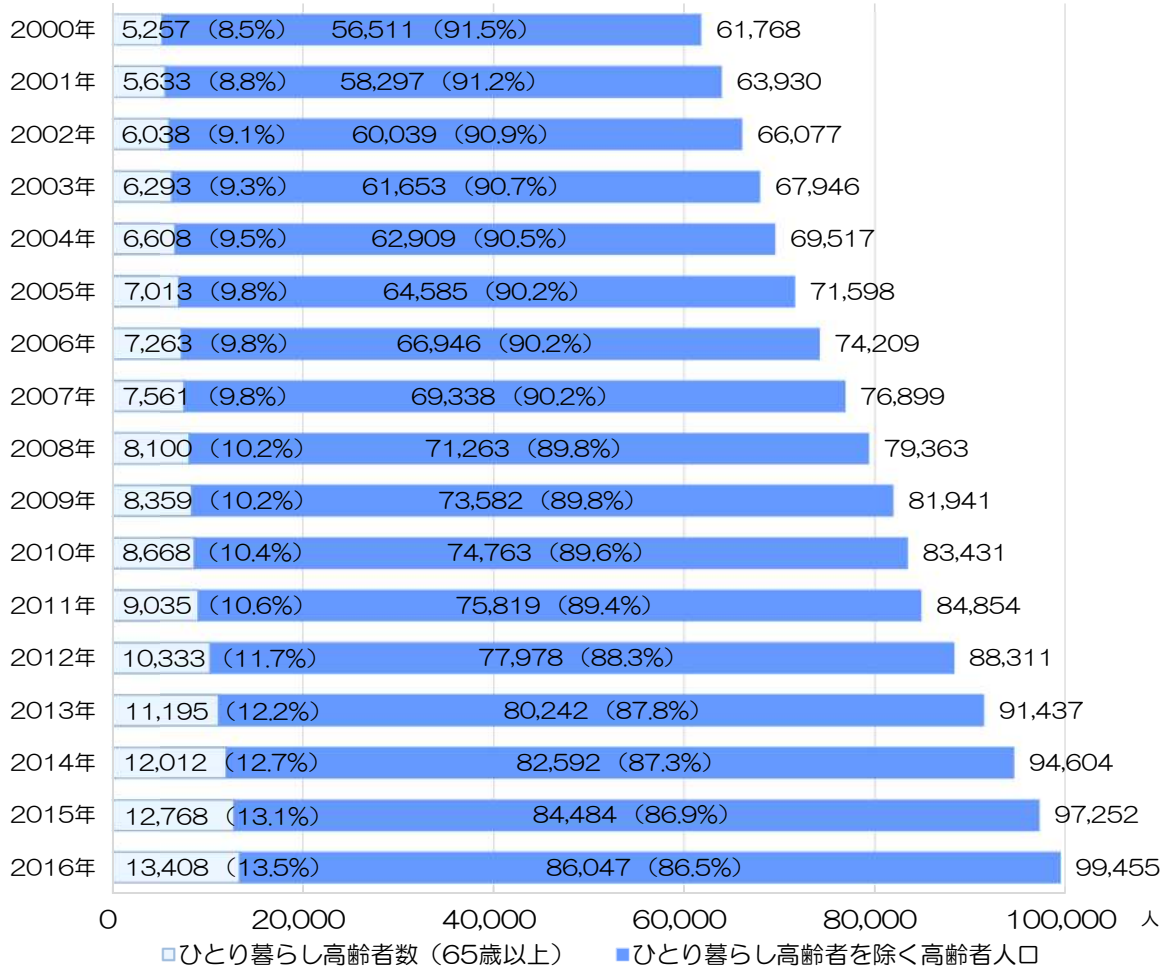
高齢者のいる世帯のうち単身世帯の割合は、2020年は28.6%となっており、2000年と比較すると、11.5ポイント増加している。また、高齢者夫婦のみの世帯の割合は、2020年は27.6%となっており、2000年と比較すると、7.1ポイント増加している。単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯の合計は、2020年は56.2%となっており、全体に占める割合が増加している。



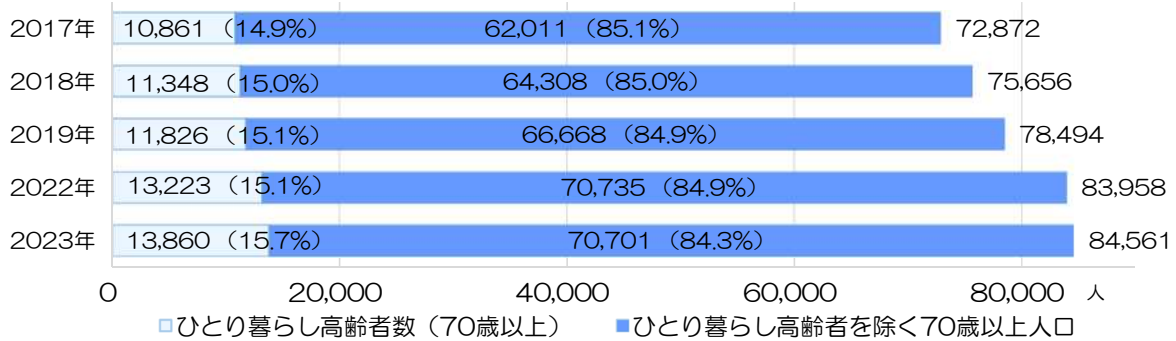
③ ひとり暮らし高齢者

市では、県が実施主体の「ひとり暮らし高齢者基礎調査」を2022年度まで毎年実施していた(2017年から、調査対象者の年齢を「65歳以上」から「70歳以上」に変更。)。2023年度からは県の調査が廃止となったため、市の「一声かけ運動対象者把握活動」として、70歳以上のひとり暮らし高齢者の把握を実施している。

<65歳以上ひとり暮らし高齢者数>



<70歳以上ひとり暮らし高齢者数>



資料：「住民基本台帳」「一声かけ運動対象者把握活動」「ひとり暮らし高齢者基礎調査」(各年9月30日現在)
 ※2020、2021年の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施。

(3) 認知症高齢者数の推移等

① 認知症高齢者の日常生活自立度

日常生活に支障をきたすような症状等がある認知症高齢者の数（日常生活自立度Ⅱa～Mの合計）は、2023年は12,842人で要介護等認定者の70.2%を占めており、介護保険制度が創設された2000年と比較すると、約9,600人増加し、約20%上昇している。

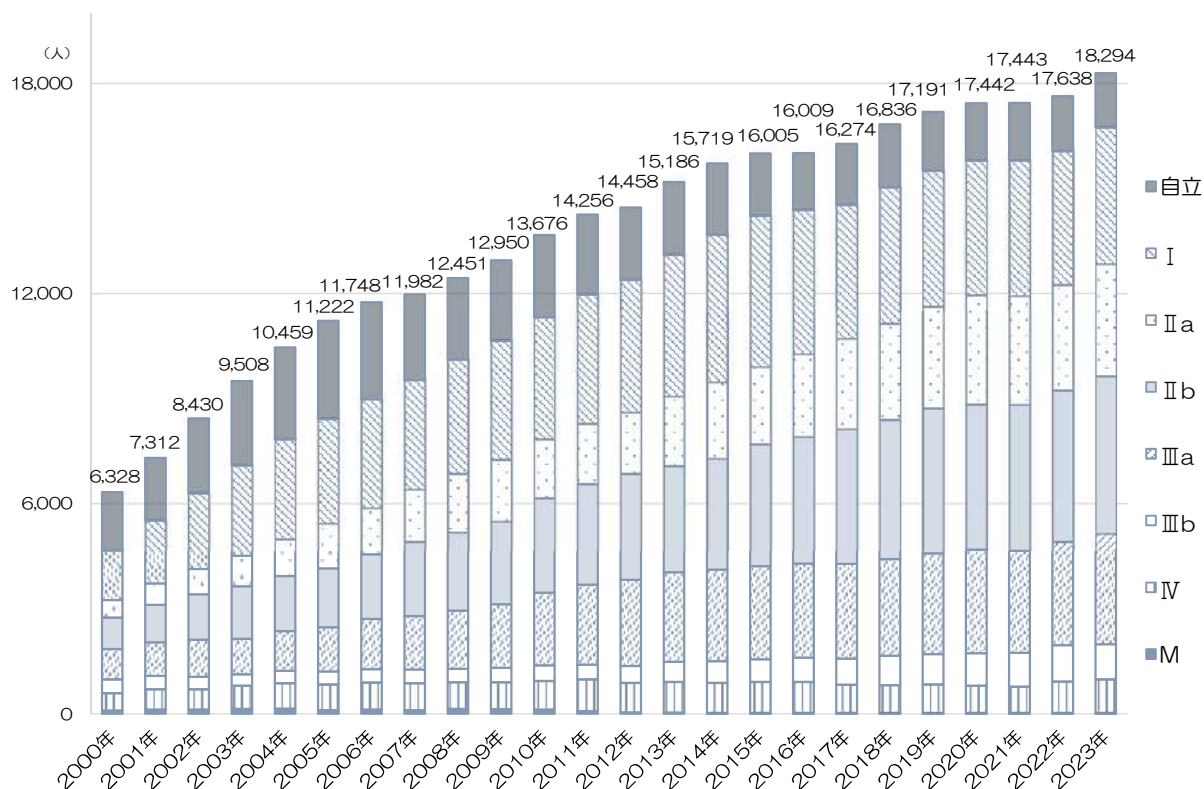
＜認知症高齢者の日常生活自立度＞

(単位：人)

認知症高齢者 日常生活自立度	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
自立	1,660	1,795	2,135	2,416	2,617	2,804	2,765	2,447	2,336	2,308	2,354	2,287
I	1,418	1,794	2,153	2,579	2,849	2,980	3,111	3,139	3,263	3,392	3,479	3,690
Ⅱa	504	610	721	872	1,058	1,280	1,311	1,480	1,675	1,769	1,696	1,727
Ⅱb	888	1,070	1,305	1,493	1,566	1,679	1,846	2,118	2,226	2,351	2,685	2,864
Ⅲa	877	961	1,059	1,015	1,140	1,269	1,434	1,533	1,663	1,815	2,073	2,278
Ⅲb	392	380	357	333	356	371	385	390	387	410	449	427
Ⅳ	491	572	570	660	719	728	769	765	757	768	818	903
M	98	130	130	140	154	111	127	110	144	137	122	80
全体	6,328	7,312	8,430	9,508	10,459	11,222	11,748	11,982	12,451	12,950	13,676	14,256
小計(Ⅱa～M)	3,250	3,723	4,142	4,513	4,993	5,438	5,872	6,396	6,852	7,250	7,843	8,279
全体に占める割合	51.4%	50.9%	49.1%	47.5%	47.7%	48.5%	50.0%	53.4%	55.0%	56.0%	57.3%	58.1%
認知症高齢者 日常生活自立度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
自立	2,065	2,078	2,042	1,783	1,628	1,744	1,801	1,679	1,653	1,646	1,569	1,551
I	3,803	4,048	4,219	4,323	4,118	3,827	3,903	3,890	3,849	3,869	3,832	3,901
Ⅱa	1,743	1,998	2,182	2,214	2,367	2,593	2,741	2,913	3,114	3,119	3,018	3,210
Ⅱb	3,022	3,019	3,155	3,460	3,602	3,821	3,970	4,122	4,126	4,150	4,314	4,490
Ⅲa	2,453	2,557	2,615	2,667	2,684	2,712	2,756	2,884	2,961	2,911	2,945	3,155
Ⅲb	489	570	623	643	696	748	846	864	932	972	1,036	1,006
Ⅳ	841	882	866	903	897	813	811	830	793	764	907	962
M	42	34	17	12	17	16	8	9	14	12	17	19
全体	14,458	15,186	15,719	16,005	16,009	16,274	16,836	17,191	17,442	17,443	17,638	18,294
小計(Ⅱa～M)	8,590	9,060	9,458	9,899	10,263	10,703	11,132	11,622	11,940	11,928	12,237	12,842
全体に占める割合	59.4%	59.7%	60.2%	61.8%	64.1%	65.8%	66.1%	67.6%	68.5%	68.4%	69.4%	70.2%

※2015年以降は、転入等の人を除く。

※2020年～2022年における「新型コロナウイルス感染症に係る介護認定の臨時的な取扱い」の対象者については、認定調査未実施のため数値は未反映。



資料：要介護等認定者数（各年 10月1日現在）

<認知症高齢者の日常生活自立度のランク>

- I 一何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- IIa 家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
- IIb 家庭内でも上記IIaの状態がみられる。
- IIIa 日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。
- IIIb 夜間を中心として上記IIIaの状態がみられる。
- IV 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神状態や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

② 認知症高齢者の生活場所

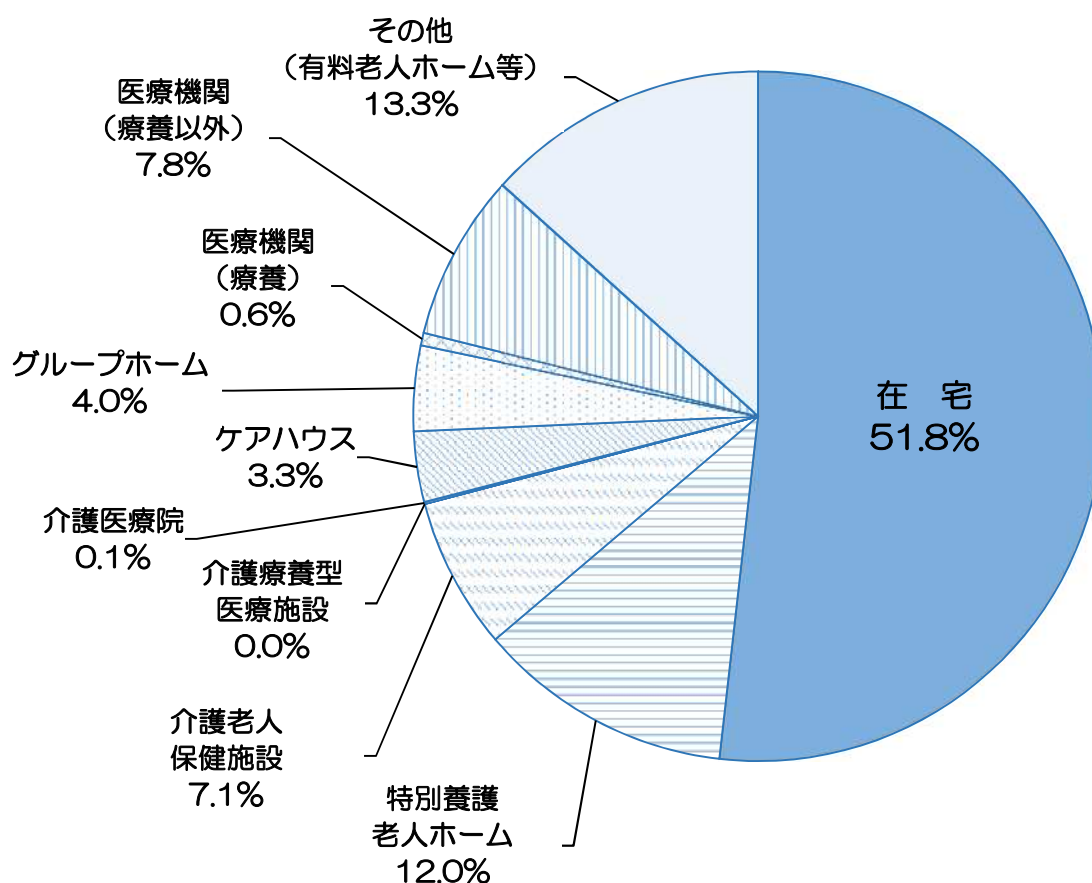
要介護等認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が「自立」、「Ⅰ」の高齢者では、在宅の割合がそれぞれ 76.9%、79.2%となっているが、「Ⅱa～M」では、在宅の割合が 51.8%となっている。

＜認知症高齢者の在宅生活の状況＞

(単位：人)

認知症高齢者 日常生活自立度	要介護等 認定者数 (A)	うち在宅者数 (B)	在宅割合 (B/A)
自立	1,551	1,192	76.9%
Ⅰ	3,901	3,090	79.2%
Ⅱa～M (※)	12,842	6,650	51.8%
合計	18,294	10,932	59.8%

＜※日常生活自立度がⅡa～Mの認知症高齢者の生活場所の内訳＞



資料：要介護等認定者数 (2023年10月1日現在)

2. 介護保険の状況

(1) 要介護等認定者数の推移等

① 要介護等認定者数の推移

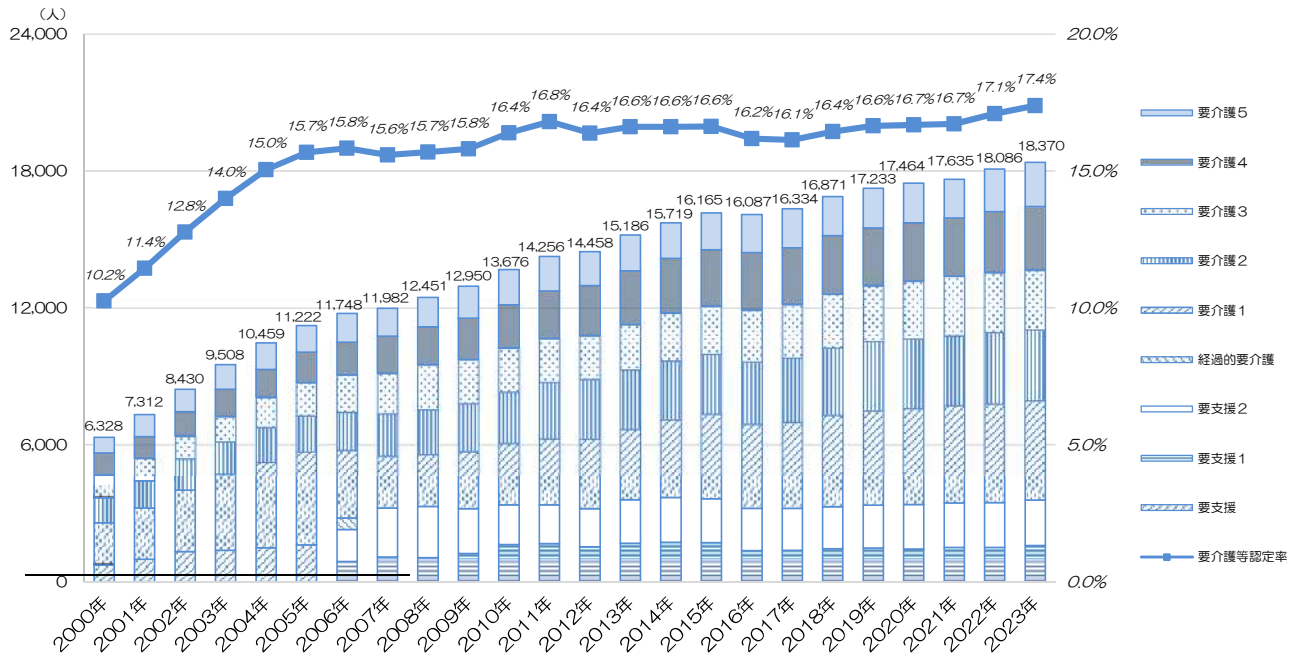
要介護等認定者数は、高齢者人口の増加に伴い年々増えており、2023年には18,370人となっている。

介護保険法の改正により、市では2015年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）を開始したことにより、要介護等認定者数の伸びは緩やかとなっているが、要介護等認定率は2023年に17.4%と、総合事業開始前の2014年より0.8ポイント増え、2000年との比較では、7.2ポイント増えている。

<要介護等認定者数の推移>

(単位：人)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
高齢者人口	61,768	63,930	66,077	67,946	69,517	71,598	74,209	76,899	79,363	81,941	83,431	84,854
要介護等認定者数	6,328	7,312	8,430	9,508	10,459	11,222	11,748	11,982	12,451	12,950	13,676	14,256
要介護等認定率	10.2%	11.4%	12.8%	14.0%	15.0%	15.7%	15.8%	15.6%	15.7%	15.8%	16.4%	16.8%
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
高齢者人口	88,311	91,437	94,604	97,252	99,455	101,270	102,623	103,555	104,672	105,524	105,819	105,696
要介護等認定者数	14,458	15,186	15,719	16,165	16,087	16,344	16,871	17,233	17,464	17,635	18,086	18,370
要介護等認定率	16.4%	16.6%	16.6%	16.6%	16.2%	16.1%	16.4%	16.6%	16.7%	16.7%	17.1%	17.4%

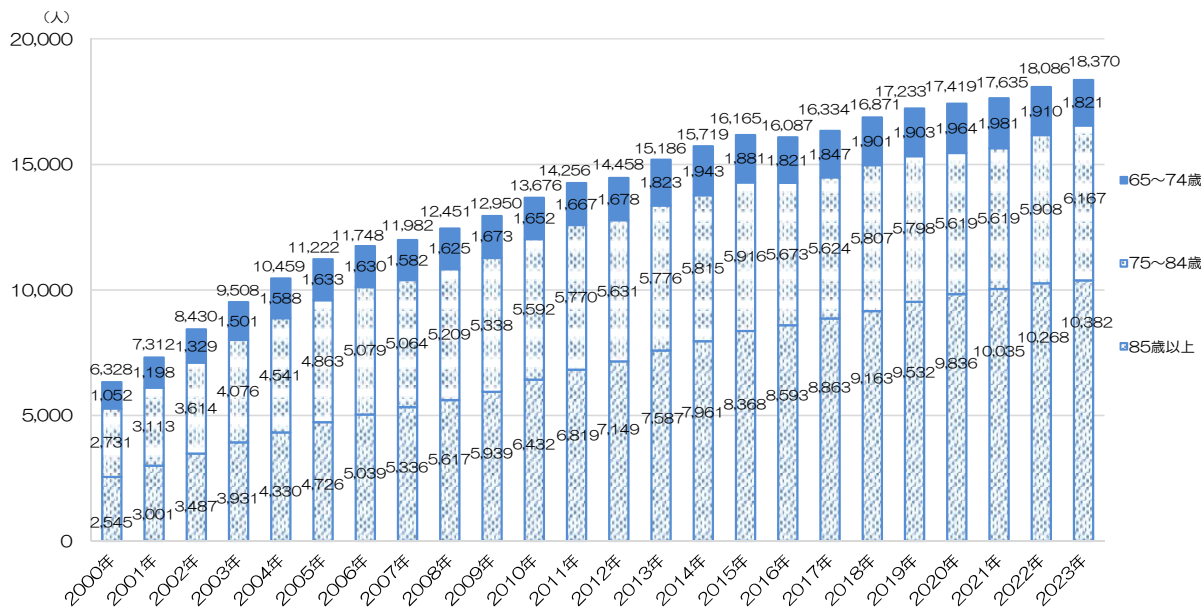


資料：「住民基本台帳」、要介護等認定者数（各年9月30日現在）
 ※要介護等認定率＝要介護等認定者数÷高齢者人口

② 年齢階層別要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は、2015年の総合事業の開始により一時伸びは緩やかになったものの、近年は再び増加傾向にある。

＜年齢階層別要介護等認定者数の推移＞

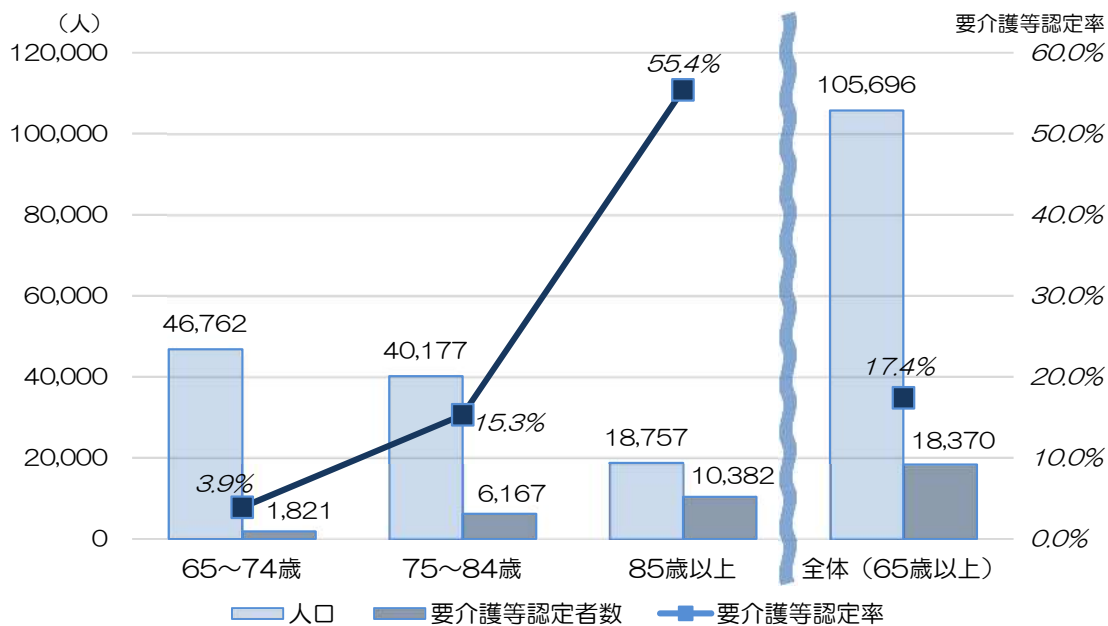


資料：要介護等認定者数（各年9月30日現在） ※第2号被保険者を除く。

③ 年齢階層別要介護等認定者の割合

年齢階層別要介護等認定者の割合は、「65～74歳」では3.9%ですが、「85歳以上」では55.4%となっている。

＜年齢階層別要介護等認定者数の割合＞



資料：「住民基本台帳」、要介護等認定者数（2023年9月30日現在）

④ 要介護等認定申請件数の推移

新規申請の伸び（指数）は、2015年度に総合事業を開始したことで一旦緩やかになったものの、近年は再び増加傾向にある。また、更新申請は、基準が緩和され認定有効期間が延びていることから、件数は減少傾向となっている。

＜年度別・申請区分別申請件数の推移＞

（単位：件）

申請区分		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
新規申請	件数	1,744	2,147	2,148	2,257	2,159	2,306	2,657	2,917	3,126	3,579	3,715	3,822
	指数	100	123	123	129	124	132	152	167	179	205	213	219
更新申請	件数	5,114	6,987	6,468	7,513	7,171	7,752	11,155	9,259	10,460	10,728	12,276	11,516
	指数	100	137	126	147	140	152	218	181	205	210	240	225
区分変更申請	件数	186	261	383	502	610	735	790	642	747	742	892	873
	指数	100	140	206	270	328	395	425	345	402	399	480	469
要支援者の 要介護新規申請	件数							423	570	606	558	657	633
	指数							100	135	143	132	155	150
計	件数	7,044	9,395	8,999	10,272	9,940	10,793	15,025	13,388	14,939	15,607	17,540	16,844
	指数	100	133	128	146	141	153	213	190	212	222	249	239
申請区分		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
新規申請	件数	4,052	4,189	4,143	3,876	3,865	4,143	4,296	4,069	4,125	4,295	4,683	
	指数	232	240	238	222	222	238	246	233	236	246	269	
更新申請	件数	10,696	10,369	10,447	10,319	8,266	8,491	8,699	8,919	4,236	8,241	9,216	
	指数	209	203	204	202	162	166	170	174	83	161	180	
区分変更申請	件数	903	964	1,091	1,118	1,137	1,166	1,141	1,219	1,534	1,620	1,720	
	指数	485	518	587	601	611	627	613	655	825	871	925	
要支援者の 要介護新規申請	件数	625	614	663	695	718	719	705	754	717	771	739	
	指数	148	145	157	164	170	170	167	178	169	182	175	
計	件数	16,276	16,136	16,344	16,008	13,986	14,519	14,841	14,961	10,612	14,927	16,358	
	指数	231	229	232	227	199	206	211	212	151	212	232	

※指数欄は、2000年度を100とした場合の割合（要支援者の要介護新規申請のみ、2006年度を100とした場合の割合）

⑤ 総合事業者対象者数の推移

高崎市では、2015年度から総合事業を開始し、対象者数は増加したのち、緩やかに減少しつつも一定の人数を保っている。

＜総合事業者対象者数の推移＞

（単位：件、人）

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
アセスメント実施件数	1,201	816	677	539	454	420	381	370	412
総合事業者対象者数	943	1,471	1,620	1,553	1,562	1,524	1,508	1,444	1,433

資料：各年度末現在（2023年度は、計画策定時の見込）

※アセスメントは年間の実施件数。総合事業者対象者数は各年度末時点の対象者数。

(2) 主な介護保険給付費の推移

① 在宅サービスと施設・居住系サービスの給付費の推移

介護保険給付費は、年々増加している。サービスの内訳を見ると、2008年度に「在宅サービス」が52.3%となり、「施設・居住系サービス」の割合を上回った。以降、「在宅サービス」の割合は、50%を超えて推移している。

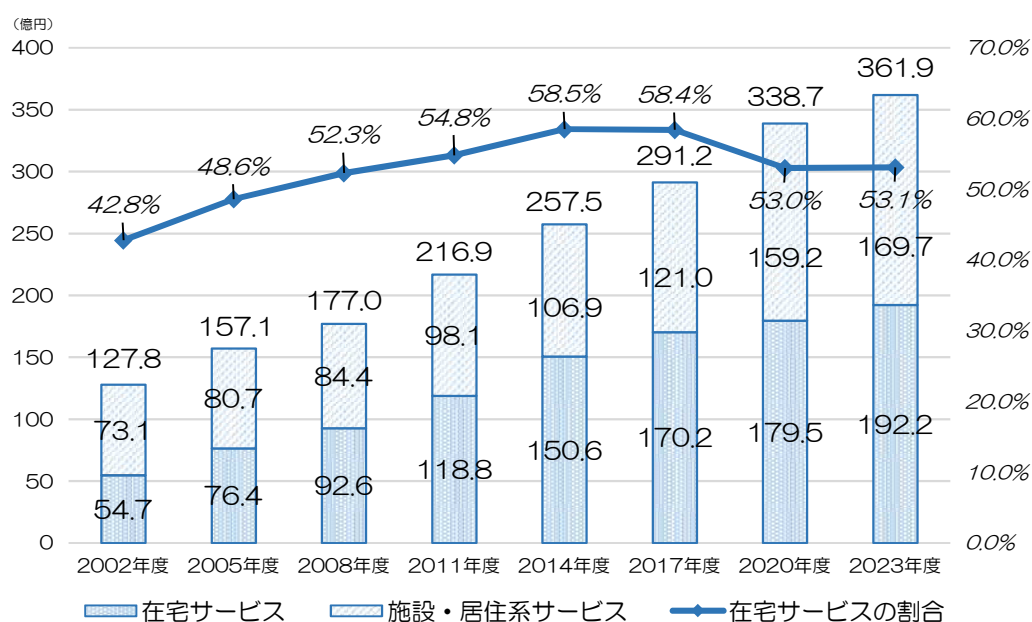
<主な介護保険給付費の推移>

(単位：億円)

	2002年度	2005年度	2008年度	2011年度	2014年度	2017年度	2020年度	2023年度
在宅サービス	54.7	76.4	92.6	118.8	150.6	170.2	179.5	192.2
施設・居住系サービス	73.1	80.7	84.4	98.1	106.9	121.0	159.2	169.7
合計	127.8	157.1	177.0	216.9	257.5	291.2	338.7	361.9
在宅サービスの割合	42.8%	48.6%	52.3%	54.8%	58.5%	58.4%	53.0%	53.1%

※在宅サービスには、2015年度以降、総合事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」の費用は含んでいない。

※2020年度までは決算額、2023年度は計画策定時の見込み。



② サービス別事業所数

2020年から2023年にかけて、市内の介護サービスの事業所数は以下のとおり推移している。

<介護保険>

(単位：事業所)

サービス種別		第7期 (2020.10.1)	第8期 (2023.10.1)	増減
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	76	85	9
	訪問入浴介護	3	2	▲1
	訪問看護	95	109	14
	訪問リハビリテーション	29	30	1
	居宅療養管理指導	370	399	29
	通所介護（デイサービス）	117	122	5
	通所リハビリテーション	35	32	▲3
	短期入所生活介護（ショートステイ）	60	63	3
	短期入所療養介護	22	22	0
	福祉用具貸与	18	17	▲1
	特定福祉用具販売	19	18	▲1
	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	21	16	▲5
	地域密着型通所介護	56	58	2
	小規模多機能型居宅介護	23	26	3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	6	0
	看護小規模多機能型居宅介護	4	4	0
居宅介護支援	121	121	0	
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	29	30	1
	介護老人保健施設	21	21	0
	介護医療院	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	58	63	5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	28	32	4
	特定施設入居者生活介護	21	23	2
	（参考）サービス付き高齢者向け住宅	37	36	▲1
	（参考）有料老人ホーム	72	86	14

<介護予防>

(単位：事業所)

サービス種別		第7期 (2020.10.1)	第8期 (2023.10.1)	増減
在宅サービス	介護予防訪問入浴介護	3	2	▲1
	介護予防訪問看護	93	105	12
	介護予防訪問リハビリテーション	28	30	2
	介護予防居宅療養管理指導	356	382	26
	介護予防通所リハビリテーション	34	32	▲2
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	57	60	3
	介護予防短期入所療養介護	22	22	0
	介護予防福祉用具貸与	18	17	▲1
	特定介護予防福祉用具販売	19	18	▲1
	介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	20	15	▲5
	介護予防小規模多機能型居宅介護	12	12	0
	介護予防支援	29	30	1
	施設・居住系サービス	介護予防特定施設入居者生活介護	20	22
介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）		56	60	4

<総合事業>

(単位：事業所)

サービス種別		第7期 (2020.10.1)	第8期 (2023.10.1)	増減
在宅サービス	訪問型従前相当サービス	58	62	4
	通所型従前相当サービス	130	140	10

3. 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件や介護保険サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に考慮し、地域の特性に応じて設定するもので、高齢者あんしんセンターの活動や地域密着型サービスの基盤整備などの際の基本単位となっている。

本市では、2006年4月に策定した第3期介護保険事業計画（2006年度～2008年度）から、日常生活圏域を設定している。

(2) 日常生活圏域の現況

高齢者ニーズや情報の把握をよりきめ細やかに行うため、6期計画から、行政区を基本とした46の地域を日常生活圏域として設定している。

<日常生活圏域>

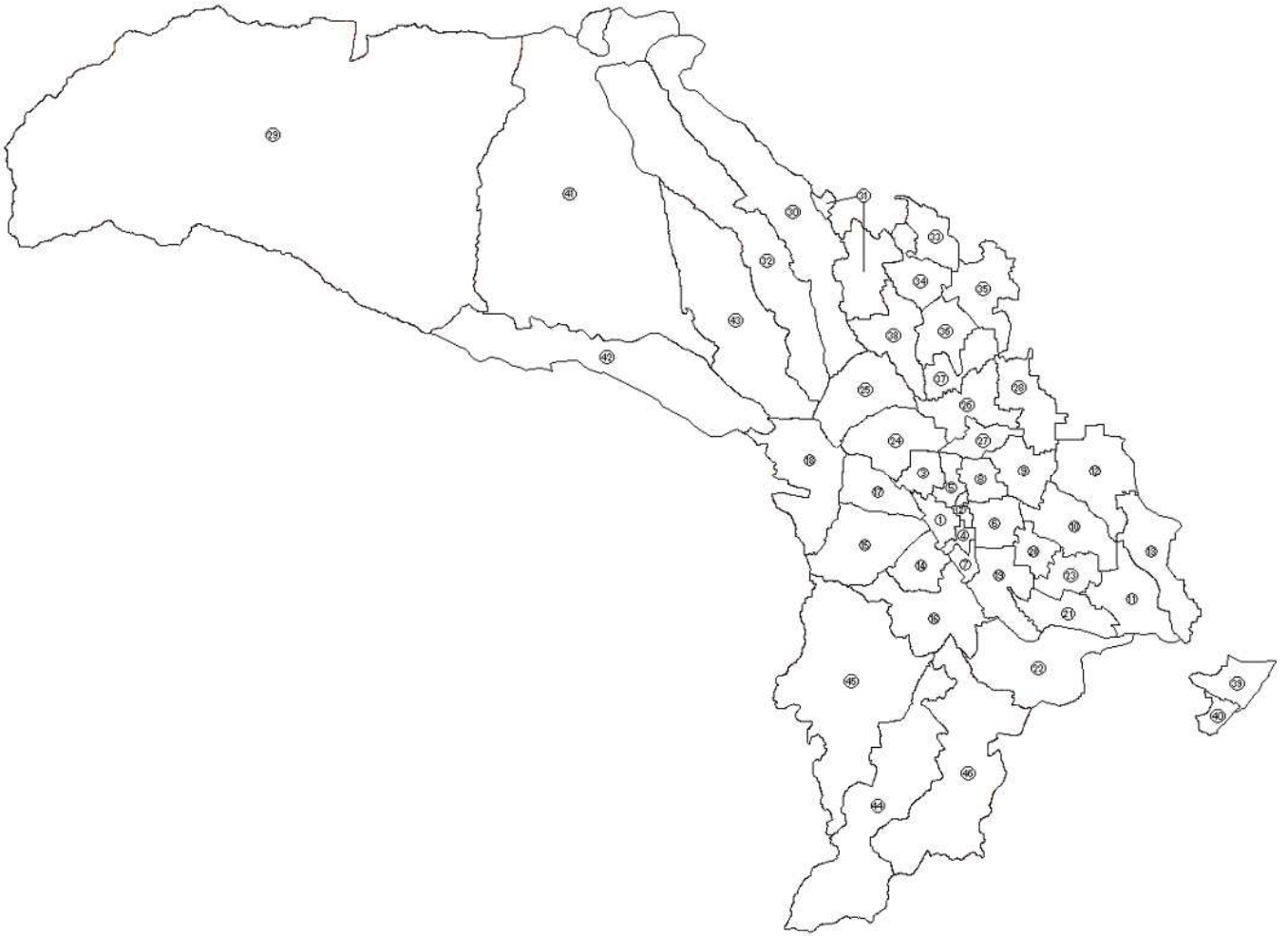
番号	圏域	圏域に含まれる町内会
①	中央	赤坂町第1・2、歌川町第1・2、鍛冶町、嘉多町、上和田町第1・2、鞆町、下横町、白銀町、新紺屋町、堰代町、田町第1～3、高松町、常盤町第1・2、中紺屋町、並榎町坂下、檜物町、宮元町第1～3、本町第1、元紺屋町、柳川町東部・中部・西部、四ツ屋町、寄合町、連雀町
②	東	旭町、北通町第1・2、九蔵町、真町、田町第4、高砂町、椿町、山田町、弓町、羅漢町
③	西	大橋町第1～5、並榎町第1～5・北部、飯塚本町第1～4、上並榎町第2～4
④	南	あら町第1～4、新田町、砂賀町、鶴見町、通町第1・2、南町、八島町第1～3、若松町第1～4・坂下、和田町第1～3
⑤	北	相生町第1～3、請地町第1～4、昭和町第1～3、末広町第1～3、住吉町第1～3、台町第1・2、成田町第1～4、本町第2・3、飯塚町第1・2
⑥	城東	東町第1～3、岩押町第1・2、江木町第2～5・中部・南部・西部、高関町第1～4、上中居町第1、北双葉町、栄町
⑦	城南	下和田町一丁目～四丁目、竜見町第1～6、新後閑町、琴平参道
⑧	塚沢	飯玉町第1～5、飯塚町第3、芝塚町第1～3、稲荷町第1・2、江木町第1、江木町北部、貝沢町第4・通、天神町、日光町第1・2
⑨	東部	貝沢町第1～3・5、東貝沢町一丁目、新保町第2、上大類町
⑩	大類	宿大類町、柴崎町第1、下大類町、中大類町、南大類町
⑪	岩鼻	岩鼻町、栗崎町、台新田町、東中里町、綿貫町、倉賀野町東

番号	圏域	圏域に含まれる町内会
⑫	京ヶ島	大沢町、大利根団地、京目町、京目町下京目、島野町第1・2、一ツ谷町、西島町、萩原町、萩原団地、矢島町、元島名町
⑬	滝川	上滝町、榎町、宿横手町、下斎田町、下滝町、中島町、西横手町、八幡原町
⑭	片岡	石原町東部第4・5、石原町西部第1・2、石原町下第1・2、片岡町一丁目、片岡町二丁目第1・2、片岡町三丁目、聖石町
⑮	乗附	乗附町第1～3、のぞみの園、八千代町一丁目～四丁目
⑯	寺尾	石原町下第3・4、鶴辺団地、寺尾町第1～4、見晴台、城山町一丁目・二丁目
⑰	豊岡	上豊岡町第1～4・湯関、下豊岡町第1・2、豊岡団地、中豊岡町第1・2、北久保町
⑱	八幡	金井淵町、剣崎町上・下、下大島町、鼻高町第1～3、藤塚町、町屋町、群馬八幡、八幡町第1～4、若田町
⑲	佐野	上佐野町第1～3、上中居町第2、下佐野町第1・2、下之城町第1・2、双葉町、和田多中町
⑳	中居	上中居町第3・4、下中居町、中居町一丁目・二丁目第1・三丁目・四丁目第1
㉑	倉賀野	倉賀野町上第1～4・上正六・睦・仲・下・田子屋・田屋・横・南・桜木
㉒	南八幡	阿久津町、木部町、根小屋町第1～3、山名町中央・南・西、山名団地
㉓	矢中	中居町二丁目第2・四丁目第2、柴崎町第2、矢中町第1・2、宮原町
㉔	六郷	上小島町第1・2、上小埜町、上並榎町第1、下小島町第1～5、下小埜町第1・2、筑縄町第1～3、緑町
㉕	長野	沖町、菊地町、北新波町、行力町、浜川町第1・2、南新波町、楽間町第1・2、我峰町
㉖	中川	井野町第3・5、大八木町、小八木町第1・2、正観寺町
㉗	浜尻	井野町第1・2・4、問屋町、浜尻町第1～3
㉘	新高尾	新保町第1、新保田中町、中尾町第1～3、中尾団地、日高町第1・2、井野町第6
㉙	倉漕	倉漕町第1区～8区
㉚	箕輪	箕郷町第1区～4区・金敷平・松之沢・北松原・西松原・東松原・卜神・天神・9区・10区・11区北・11区南・12区～15区・南区・下芝
㉛	箕郷東	箕郷町原中・新田上・本田上・本田下・新屋敷・今宮・生原1区・生原2区・東区・生原中区
㉜	車郷	箕郷町本村・原山・蟹沢・下善地・中善地・上善地・駒寄・和田山・白川区・白川辻区
㉝	金古	金古町四ツ家愛宕・土俵・諏訪、金古1区・2区・5区
㉞	金古南	金古町王塚、金古6区、足門9区・29区、足門町中央・南
㉟	国府	引間区、塚田区、稻荷台区、冷水区、後疋間区、東国分区、西国分区、北原区、観音寺東区

番号	圏域	圏域に含まれる町内会
③⑥	堤ヶ岡	棟高区、観音寺区、三ツ寺区
③⑦	桜山	菅谷区、中泉区、福島区
③⑧	上郊	中里区、保渡田区、井出区
③⑨	新町第一	新町第一区～八区
④⑩	新町第二	新町第九区・十区
④①	室田	下室田1区～8区、中室田1区～7区、上室田1区～5区、榛名山区
④②	里見	上大島区、下里見宮谷戸区・向井区・仲通り区・北村区・重谷戸区・八丁目区、 中里見1区～4区、上里見1～3・本町1～3・仲町・下町1・下町2・新井田中
④③	久留馬	本郷奥原・道場中郷・蔵屋敷・新井下長・東・後側、高浜中西部・坂上・東部、 白岩、十文字1区・2区、宮沢1区・2区、三ツ子沢、神戸
④④	吉井中央	吉井町第1区～4区・9区～15区・31区・34区～36区
④⑤	吉井西	吉井町第5区～8区・25区～30区・32区
④⑥	吉井入野	吉井町第16区～24区・33区

2020年9月30日現在

<日常生活圏域図>



① 日常生活圏域別の高齢者人口等

日常生活圏域別の高齢化率を比較した場合、最も高いのは「倉渚」の49.60%、最も低いのは「桜山」の18.71%で、30.89ポイントの開きがある。

<人口・高齢者数及び高齢化率の状況>

(単位：人)

圏域	人口	高齢者数	高齢化率	圏域	人口	高齢者数	高齢化率
中央	5,715	1,670	29.22%	六郷	16,381	4,203	25.66%
東	4,494	1,048	23.32%	長野	8,465	2,811	33.21%
西	7,993	2,336	29.23%	中川	10,270	2,718	26.47%
南	3,925	1,079	27.49%	浜尻	7,936	2,182	27.49%
北	6,066	1,925	31.73%	新高尾	8,885	2,372	26.70%
城東	13,941	3,338	23.94%	倉渚	3,014	1,495	49.60%
城南	3,010	844	28.04%	箕輪	9,898	3,108	31.40%
塚沢	10,370	2,919	28.15%	箕郷東	7,962	2,017	25.33%
東部	13,533	3,059	22.60%	車郷	2,653	1,074	40.48%
大類	5,035	1,423	28.26%	金古	5,240	1,440	27.48%
岩鼻	6,654	1,934	29.07%	金古南	7,801	2,146	27.51%
京ヶ島	8,110	2,327	28.69%	国府	6,990	1,867	26.71%
滝川	4,846	1,509	31.14%	堤ヶ岡	8,903	1,984	22.28%
片岡	8,335	2,718	32.61%	桜山	10,813	2,023	18.71%
乗附	6,576	1,959	29.79%	上郊	4,200	1,283	30.55%
寺尾	8,254	2,848	34.50%	新町第一	6,831	2,110	30.89%
豊岡	9,604	2,627	27.35%	新町第二	4,911	1,441	29.34%
八幡	16,084	5,138	31.94%	室田	5,176	2,445	47.24%
佐野	17,585	3,847	21.88%	里見	7,321	2,343	32.00%
中居	11,321	2,919	25.78%	久留馬	5,737	2,003	34.91%
倉賀野	11,576	3,462	29.91%	吉井中央	11,710	3,998	34.14%
南八幡	6,781	2,201	32.46%	吉井西	6,218	2,184	35.12%
矢中	5,928	1,550	26.15%	吉井入野	5,145	1,769	34.38%
				合計	368,196	105,696	28.71%

資料：「住民基本台帳」（2023年9月30日現在）

② 日常生活圏域別の要介護等認定者数

日常生活圏域別の要介護等認定率を比較した場合、最も高いのは「城南」の22.27%、最も低いのは「桜山」の14.48%で7.79ポイントの開きがある。

<要介護等認定者数及び認定率の状況>

(単位：人)

圏域	高齢者数	要介護等認定者数	認定率(割合)	圏域	高齢者数	要介護等認定者数	認定率(割合)
中央	1,670	326	19.52%	六郷	4,203	744	17.70%
東	1,048	187	17.84%	長野	2,811	494	17.57%
西	2,336	466	19.95%	中川	2,718	467	17.18%
南	1,079	230	21.32%	浜尻	2,182	431	19.75%
北	1,925	366	19.01%	新高尾	2,372	382	16.10%
城東	3,338	629	18.84%	倉渕	1,495	256	17.12%
城南	844	188	22.27%	箕輪	3,108	556	17.89%
塚沢	2,919	558	19.12%	箕郷東	2,017	311	15.42%
東部	3,059	473	15.46%	車郷	1,074	177	16.48%
大類	1,423	253	17.78%	金古	1,440	235	16.32%
岩鼻	1,934	346	17.89%	金古南	2,146	319	14.86%
京ヶ島	2,327	369	15.86%	国府	1,867	295	15.80%
滝川	1,509	241	15.97%	堤ヶ岡	1,984	291	14.67%
片岡	2,718	497	18.29%	桜山	2,023	293	14.48%
乗附	1,959	356	18.17%	上郊	1,283	216	16.84%
寺尾	2,848	472	16.57%	新町第一	2,110	412	19.53%
豊岡	2,627	484	18.42%	新町第二	1,441	262	18.18%
八幡	5,138	843	16.41%	室田	2,445	393	16.07%
佐野	3,847	638	16.58%	里見	2,343	370	15.79%
中居	2,919	466	15.96%	久留馬	2,003	291	14.53%
倉賀野	3,462	567	16.38%	吉井中央	3,998	676	16.91%
南八幡	2,201	326	14.81%	吉井西	2,184	327	14.97%
矢中	1,550	252	16.26%	吉井入野	1,769	265	14.98%
				-	住所地特例対象者	298	-
				合計	105,696	18,294	17.31%

資料：「住民基本台帳」(2023年9月30日現在)、要介護等認定者数(2023年10月1日現在)

③ 日常生活圏域別のひとり暮らし高齢者数

日常生活圏域別のひとり暮らし高齢者の割合を比較した場合、最も高いのは「南」の24.85%、最も低いのは「滝川」の11.40%で、13.45ポイントの開きがある。

<ひとり暮らし高齢者の状況>

(単位：人)

圏域	70歳以上 高齢者数	ひとり暮らし 高齢者数	割合	圏域	70歳以上 高齢者数	ひとり暮らし 高齢者数	割合
中央	1,331	321	24.12%	六郷	3,362	638	18.98%
東	796	152	19.10%	長野	2,298	301	13.10%
西	1,863	383	20.56%	中川	2,198	288	13.10%
南	857	213	24.85%	浜尻	1,768	283	16.01%
北	1,551	373	24.05%	新高尾	1,946	340	17.47%
城東	2,646	517	19.54%	倉渕	1,237	210	16.98%
城南	672	143	21.28%	箕輪	2,455	306	12.46%
塚沢	2,337	503	21.52%	箕郷東	1,586	207	13.05%
東部	2,389	423	17.71%	車郷	841	100	11.89%
大類	1,123	141	12.56%	金古	1,159	185	15.96%
岩鼻	1,573	267	16.97%	金古南	1,710	245	14.33%
京ヶ島	1,862	234	12.57%	国府	1,509	179	11.86%
滝川	1,184	135	11.40%	堤ヶ岡	1,589	220	13.85%
片岡	2,207	402	18.21%	桜山	1,534	177	11.54%
乗附	1,568	228	14.54%	上郊	1,039	160	15.40%
寺尾	2,318	325	14.02%	新町第一	1,718	310	18.04%
豊岡	2,057	368	17.89%	新町第二	1,147	283	24.67%
八幡	4,214	729	17.30%	室田	1,983	301	15.18%
佐野	2,979	532	17.86%	里見	1,854	261	14.08%
中居	2,365	388	16.41%	久留馬	1,562	259	16.58%
倉賀野	2,801	422	15.07%	吉井中央	3,190	484	15.17%
南八幡	1,798	278	15.46%	吉井西	1,716	227	13.23%
矢中	1,264	239	18.91%	吉井入野	1,405	180	12.81%
				合 計	84,561	13,860	16.39%

資料：「住民基本台帳」（2023年9月30日現在）、「一声かけ運動対象者把握活動」（2023年）

第3 高崎市の先進的な高齢者福祉への取り組み

1. 高齢者福祉の取り組み

超高齢社会がますます深刻化していく中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する現状を踏まえ、高齢者が安心して毎日の生活を送ることができるような支援体制が求められている。

市では、「日本一高齢者に寄り添うまち」を目指し、これまでにない新しい視点で、高齢者の立場に立った全国でも類を見ない手厚い支援策を展開している。

2020年度には、新たな取り組みとして外出を支える「おとしよりぐるりんタクシー」の運行やごみ出し支援のための「高齢者ごみ出しSOS」を創設するなど、今後もスピード感をもって、高齢者一人ひとりに寄り添った施策を展開していく方針としている。

(1) 待つ福祉から出向く福祉へ

① 高齢者あんしんセンター

市では、地域包括支援センターとして、地域の民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等と協力しながら、高齢者の支援を実施しているものの、窓口で受け付ける相談が大半であったため、早期の対応に結びつかない場合も少なくなく、特に、認知症の事例では、相談に来たときにはすでに重症化してしまっているといった事例も存在した。

「心配なことがあるが相談するところがわからない」、「市役所へ行かないとサービスの申請ができない」などの声もあったことから、2015年に、これまでの『待つ福祉』だった体制を抜本的に見直し、積極的に高齢者宅に出向き、高齢者に寄り添いながら心配ごとや困りごとを聞く『出向く福祉』へと福祉行政の大転換を図っている。

福祉行政の転換に合わせ、これまで9か所だった地域包括支援センターを26か所に大幅に拡大させるとともに、より身近な相談窓口となるよう「高齢者あんしんセンター」とし、日々積極的に地域に出向くことで、高齢者一人ひとりに寄り添った支援を行っている。なお、現在は設置数をさらに充実させ、市内29か所となっている。

(2) 高齢者の暮らしを支える市独自の取り組み

① おとしよりぐるりんタクシー

高齢者など交通弱者の日々の生活の支援として、市では、買い物困難者ゼロを目指し、買い物代行事業など買い物支援4事業を実施しつつ地域の高齢者の支援を行っている。

近年では、高齢者が関係した自動車事故も社会問題となっており、運転免許証を自主返納する高齢者への支援など、新たな課題も明らかとなってきたことから、新しい支援策として、地域内の定められたルート上を乗り降り自由、利用登録、予約不要で無料で周回する「おとしよりぐるりんタクシー」の運行を2020年6月から開始した。

当該事業は、まずは高齢化率の高い倉渕、榛名、吉井の3地域を対象として運行を開始しており、既存の公共交通の利用が不便な地域や地域内の大型スーパーや医療機関などを結ぶルートを設定し、そのルート上を専用のタクシーが周回するもので、新たな交通手段

として、事業開始当初より多くの高齢者が気軽に活用できる体制となっており、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう、新規ルートの創設を含め事業内容の継続的な見直しを行う方針である。

② 高齢者ごみ出しSOS（高齢者等ごみ出し支援事業）

筋力の低下や関節に痛みを抱える高齢者にとって、大きなごみ袋や重い新聞の束をごみステーションまで運ぶのは大変な作業であり、また、認知症やその前段階の軽度認知障害においては、ごみ出しの曜日を記憶することも困難となる。近年、こうした身体機能や認知機能の低下によって、ごみ出しが難しくなった高齢者の支援が課題となっている。

市では、2020年9月から高齢者の自宅を訪問し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険物を収集する「高齢者ごみ出しSOS」を開始した。

当該サービスは、ごみ出しが困難な70歳以上の人などの自宅へ、週に1回、決められた曜日に市から委託された事業者が専用の車両で利用者宅を訪問し、声かけによる安否確認を行うとともにごみを無料で収集するものである。利用者が家の中からごみを出すことが難しい場合には、許可を得て収集スタッフが家の中に入り収集するという、環境と福祉が融合した事業となっている。

③ 高齢者配食サービス

高齢者にとって、バランスの良い食事を摂ることは健康を維持するうえで欠かせないことから、「給食サービス」として平日の昼食にお弁当をお届けし、高齢者の支援を行っている。

しかし、昼食以外や週末についてもお弁当を希望するニーズが多く、また、支援を充実させることで、在宅生活の維持にもつながることから、2016年にサービス内容を大幅に見直し、新たに「配食サービス」としてサービスを開始した。

配食サービスでは、朝昼晩の3食に対応するとともに、味の好み合わないといった要望にも対応できるよう、事業者の変更も可能とするなど柔軟な対応を図っている。

配食サービスを開始後5年が経過し、2015年度の実績は83,289食（延べ利用者6,887人）だったが、2019年度には207,289食（延べ利用者10,566人）となるなど、大幅なサービス向上につながっており、栄養バランスの良い食事で多くの高齢者の健康をサポートしている。さらに配食事業者が本人に直接お弁当を手渡しすることで、日々の定期的な見守りにもつなげている。

	朝食	昼食	夕食
料金	200円	350円	350円

④ 高齢者等あんしん見守りシステム

市では、体調不良などの緊急時に助けを呼べる「緊急通報装置」を無料で設置し、ひとり暮らし高齢者等の不安の解消に努めているが、より見守り体制の強化をしたいとの思い

から、人の動きを感知する「安否確認センサー」を高齢者宅に設置することで、一定時間住人の動きがない場合などに専用の見守りセンターに通報する「高齢者等あんしん見守りシステム」を導入している。

導入後8年が経過し、これまで多くのケースで見守りを行っているが、中でも、見守りセンターが関わる緊急の事案は153件発生し、その内101人もの高齢者の命を救うことができるなど、大変大きな効果を発揮している。また、救助には結びつかなかったケースについても、24時間以内の早期発見につながっており、見守り体制を強化することで、高齢者本人の安心だけでなく、離れて暮らす家族の安心にもつながっている。

⑤ 介護SOSサービス

在宅介護を継続するうえで、家族・介護者の介護負担の軽減や介護疲れのリフレッシュといった視点は非常に重要となっており、また、急な仕事で介護ができないなど、緊急時にも安心して介護サービスを提供できる体制を整備することで、社会問題となっている介護離職の防止にもつなげたいとの思いから、2016年、全国初の試みとなる「介護SOSサービス」を構築し運用を開始している。

このサービスは、介護や見守りが必要な高齢者を抱える家族からの要請に対し、24時間365日、電話一本で受付し対応するもので、プロのヘルパーが1時間以内にかけて介護サービスを提供する「訪問サービス」と、宿泊場所や食事を提供する「宿泊サービス」の2種類のサービスが利用できる制度となっている。

これまでも、介護者に急遽仕事が入ってしまった時など、様々なケースでサービスが利用されているほか、介護する家族が、たまには息抜きをしたいといった場合にも気軽に利用されている。また、利用者の状況により、高齢者あんしんセンターと連携を図ることで、その後の必要な支援にもつなげている。

本市独自の取り組みにより、介護のために仕事を辞めなければならない人を減らすとともに、介護に携わる家族を支援することで、在宅生活が安心して継続できるよう支援している。

	利用料金
訪問サービス	250円（1時間あたり）
宿泊サービス	2,000円（1泊2食付）
	3,000円（1泊2食・送迎付）

(3) 3つのゼロを目指す取り組み

① 特別養護老人ホームの待機者ゼロ

2025年には団塊の世代が75歳に到達するなど、特別養護老人ホーム等の施設への入所を必要とする人が増えることが想定されるため、市では、これまでも積極的に施設整備を行っている。

今後も増え続けることが想定される入所を必要とする人が、長期間自宅で待機すること

なく、速やかに入所することができるよう、入所待機者をゼロにする目標を掲げ、社会福祉法人等へ施設整備（増床等）に係る費用の一部を補助し、入所待機者の減少に努めており、3年間で283床を整備し、2020年5月時点で待機者数は3年前比222人減少し505人となっている。

② 孤独死ゼロ

ひとり暮らし高齢者の約6割が日常生活に何らかの不安を感じているとの調査結果や、いわゆる「老老介護」を含む高齢者のみの世帯も急増している現状の中、誰にも看取られず息を引き取り、その後、相当期間気づかれない、いわゆる「孤独死」が社会問題となっており、市では高齢者等あんしん見守りシステムを導入することで、「孤独死」をゼロにする取り組みを進めている。

また、高齢者あんしんセンターによる積極的な訪問活動により、地域の見守り体制を強化することで、孤独死の防止につなげている。

高齢者等あんしん見守りシステムは2020年度末時点で4,364台の設置数であり、3年間で1,000台以上の増加となっている。また2020年11月末までにシステム導入により101件の救出に成功している。

③ 買い物困難者ゼロ

高齢者にとっての買い物は、単に商品を購入することだけでなく、商品を選ぶことや人とのふれあいを楽しむ機会でもあり、高齢者自身の日常生活が自立するばかりではなく、介護予防や健康増進にもつながるが、自宅近くに商店がない、移動手段がないなどのいわゆる買い物困難者と言われる高齢者も多く存在している。

市では、こうした買い物困難者を支援するため、ぐるりんなどの公共交通の充実を図るだけでなく、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業、高齢者等買物代行業、高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業などによる全市的な支援を行っている。

また、倉渕、榛名、吉井の3地域では、2020年6月から新たにおとしよりぐるりんタクシー事業を開始したほか、倉渕地域では、倉渕地域高齢者買い物支援事業を実施するなど、買い物困難者ゼロの実現に向け、地域に応じたきめ細やかな支援を行っている。

第4 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

団塊世代が、75歳以上となる2025年が近づく中、今後更なる高齢化と現役世代人口の減少が見込まれる2040年を見据えたときに、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながり、地域に暮らす誰もが共に支えあう地域社会の実現が求められている。

本市では、前期計画（第7期）期間中に、高齢者に寄り添った視点で、さまざまな市独自の施策を展開しており、また、高齢者あんしんセンターを地域包括ケアシステム構築の推進拠点として位置付け、「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に積極的に地域を訪問することで、高齢者

一人ひとりに寄り添った支援と、高齢者を地域で支え合うための関係機関とのネットワークづくりなどに取り組んでいる。

2018年度に策定した高崎市第6次総合計画においても、「福祉施策の充実、地域社会にとって最も重要な課題であり、福祉の充実によるまちづくりを進めます。」としており、これまでの経緯を踏まえ、第8期計画では前期計画の理念を引き継ぐこととし、これまで以上にスピード感を持って施策の展開を図り、『いつまでも安心して暮らせるまち 高崎』の実現を目指している。

【基本理念】

～いつまでも安心して暮らせるまち 高崎～

2. 計画の基本方針

本市では、基本理念である「いつまでも安心して暮らせるまち 高崎」の実現のため、第8期計画では、「元気に暮らせること」「住み慣れた地域で暮らし続けられること」「必要なサービスが必要な時に受けられること」、これら3つの視点をもとに基本方針を定め、その方針に沿って施策を展開している。

【基本方針】

- I 元気にいきがいを持って暮らしていくために
- II 住み慣れた地域で暮らしていくために
- III 持続可能で質の高い介護サービスを提供していくために

(1) 元気にいきがいを持って暮らしていくために

「年齢を重ねても、心身ともに健康で生きがいを感じながら生活したい」と思うことは誰もが願うことであり、その実現のためには日常的な健康づくりや介護予防の実践はもちろん、スポーツや文化活動、ボランティア、就労などの生きがいづくりのための継続した社会参画が重要である。

本市では、高齢者自らが健康づくりや介護予防に積極的に取り組むことができるよう、環境の整備を進めるとともに、これまでの豊かな知識や経験、能力を生かして「生涯現役」として活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供のほか、ボランティア活動への支援や就労の機会の確保など、高齢者の活動機会の充実に取り組んでいる。

(2) 住み慣れた地域で暮らしていくために

「高齢のひとり暮らしとなったとき」、「自動車の運転免許証を返納したとき」、「病気などで日常の生活に支援が必要となったとき」、だれもがどんな時でも住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、高齢者の生活を支え、不安を解消することのできる支援体制の整備と、高齢者を見守り、支え合い、助け合う地域社会の構築が求められている。

本市では、「住まい」や「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域や関係者と連携し、地域における活動支援を進めることで、ある時は「担い手」、ある時は「受け手」として誰もが共に支え合う地域づくりの実現に取り組んでいる。

(3) 持続可能で質の高い介護サービスを提供していくために

介護サービスが必要となったときに、必要に応じた適切なサービスが受けられることは、利用者だけでなく家族にとっての安心にもつながるが、利用者本人の意思を最大限尊重した生活と、家族にとっての仕事と介護の両立を実現するためには、状況に応じた介護サービスの選択と必要な介護サービスの速やかな利用のための基盤整備を行うとともに、介護サービスの需要が増えていく中で、制度そのものを持続可能なものとして維持していくことも重要な課題となっている。

本市では、高齢者数のピークとされる2040年を見据えつつ、特別養護老人ホームなどの施設整備や在宅サービスの充実に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能な運営に向けて、介護給付の適正化や介護人材の確保のための取り組みを進めている。

3. 施策の体系

基本理念	基本方針
<p style="text-align: center;"> ～ いっまでも安心して暮らせるまち 高崎 ～ </p>	<p>I 元気にいきがいを持って暮らしていくために</p>
	<p>II 住み慣れた地域で暮らしていくために</p>
	<p>III 持続可能で質の高い介護サービスを提供していくために</p>

施策	具体的施策
1. 健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進
	(2) 介護予防の推進
2. いきがいづくりと高齢者サロンへの支援	(1) いきがいづくりの支援
	(2) 高齢者サロンへの支援
1. 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 高齢者あんしんセンターの充実
	(2) 権利擁護等への取り組みの充実
	(3) 地域での支え合いの仕組みづくり
	(4) 在宅生活を支える支援
	(5) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
	(6) 住まいの確保と住環境の整備
	(7) 公共交通の整備・交通安全対策の推進
	(8) 災害や感染症に対する体制の整備
2. 在宅医療・介護連携の推進	(1) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
	(2) 地域住民への普及啓発
3. 認知症施策の推進	(1) 普及啓発・本人発信支援
	(2) 予防
	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
	(4) 認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
1. 介護サービス基盤の整備	(1) 在宅サービスの充実
	(2) 施設・居住系サービスの整備
2. 介護給付等サービスの充実・強化	(1) 介護サービスの質の向上
	(2) 介護サービス利用者・介護者への支援
	(3) 指導体制の充実
	(4) 介護給付の適正化の推進
3. 介護人材の確保と介護現場の革新のための支援	(1) 介護人材の確保のための支援
	(2) 介護現場の革新のための支援

第3章 監査結果について

1 監査対象事業の選定について

監査対象事業の選定は、高崎市の先進的な高齢者福祉への取り組みをみるため、令和4年度高崎市歳入歳出決算書の介護保険特別会計歳出の4款（地域支援事業費）3項1目（包括的支援事業費）のうち高齢者あんしんセンター費、4項1目（任意事業費）及び一般会計歳出の3款（民生費）3項（高齢者福祉費）、4款（衛生費）3項（清掃費）2目（ごみ処理費）のうち高齢者等戸別ごみ回収委託料のほか権利擁護等への取り組みの充実を対象とした。

以下は監査の結果により、指摘または意見の対象となった事業である。

（単位：千円）

項目	事業名等	決算額
包括的支援事業費		594,285
	高齢者あんしんセンター費	556,841
高齢者福祉総務費		1,520,041
	一般経費	710,287
	高齢者援助事業	39,504
	敬老事業	156,627
	長寿会事業	52,574
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	24,511
	高齢者生活支援事業	246,673
	介護SOSサービス事業補助金	53,284
	一般経費(前年度繰越明許分)	45,150
在宅福祉費		482,379
	在宅サービス事業	482,379
長寿センター費		219,395
	長寿センター運営事業	219,395

2 個別の事業について

(1) 個別の事業について

選定した監査対象事業については、事業区分と事業種別で分類した。

事業区分については、国等の制度を含めた「補助事業」と、市の予算のみで実施する「市単独事業」の2事業に分類した。

事業種別については、「補助金・負担金事業」、「委託事業」及び「その他」の3事業に分類した。その他を除く2事業には、それぞれ以下のとおり監査要点と監査手続を設定し監査を行った。

なお、その他については事業に合わせて監査要点及び監査手続を設定したため、個々の項目において説明する。

(2) 補助金・負担金事業

① 監査要点

- ア 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- イ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ウ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- エ 補助事業の実績報告は適切か。
- オ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- カ 補助事業の効果測定及びフィードバックは適切か。

② 監査手続

- ア 交付(変更)申請、交付決定及び事業実績報告の審査等の事務が、関係諸法令等に従い適正に行われているかを検証するため、補助金関係書類を閲覧する。
- イ 支出負担行為書等の資料を閲覧し、支出が適正に行われているか確認する。
- ウ 補助金の支出額の実在性・正確性を確認するため、事業実績報告書の検証や関連する証憑類との突合を行う。
- エ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。

(3) 委託事業

① 監査要点

- ア 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- イ 委託理由に合理性があるか。
- ウ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- エ 委託料の算定方法は適正か。
- オ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- カ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。

- キ 当該委託契約は予定した行政目的に貢献しているか。
- ク 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

② 監査手続

- ア 委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払いなどの事務が適切に行われているか検証するため、関連資料を閲覧する。
- イ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。
- ウ 管理事業については、関連資料を閲覧するとともに、関係者への聴取や視察を行う。

NO1 高齢者あんしんセンター費業務支援等委託料

1	事業の名称	高齢者あんしんセンター費業務支援等委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課地域包括支援担当								
5	根拠例規	介護保険法								
6	事業目的	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）を設置、運営する。								
7	事業の概要	<p>高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の運営業務を委託するもの。</p> <p>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が連携し業務を行う。</p> <p>【センター数】29センター</p> <p>【委託先】はるな生活協同組合ほか</p> <p>【委託料】条例基準人員×450万円 ＋人件費加算（加配職員分・体制強化分）×450万円 ＋運営費（事務費）102万円 ＋時間外勤務加算（3,000円～5,000円/回）</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>533,666</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>551,027</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>554,208</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	533,666	令和3年度	551,027	令和4年度	554,208
	実績額									
令和2年度	533,666									
令和3年度	551,027									
令和4年度	554,208									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・精算書 ・業務委託完成（完了）届 ・検査調書 ・実績報告書 ・収支決算書 ・支出負担行為書 ・契約締結伺 ・契約書 ・仕様書 ・実施方針 ・見積書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・随意契約理由書 ・委託契約事務チェックリスト ・高崎市高齢者あんしんセンター事業評価 ・地域包括支援センター等業務報告書
10	課題	特になし

1.1 監査結果

国においては、高齢者が安心して暮らせるよう、令和7年を目途に生活支援や医療・介護・住まいなどが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、本市においては『第8期計画』で、高齢者あんしんセンターの機能の充実、介護予防、生活支援、住まいなどの取り組みの充実を図ることで、引き続き地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、地域や関係者と連携し地域活動の支援や担い手の養成などを進めることで、共に支えあう地域づくりに取り組んでいる。

また、多様な主体と連携した「地域ケア会議」により個別課題の解決やネットワークの構築、地域課題の把握を進めるとともに、複合的な課題を抱えた世帯、福祉、介護制度の対象とならない状態の高齢者に対して、警察などの関係機関、民生委員、地域住民と連携した支援を行うなど、より一層の機能充実を図っている。

1. 高齢者あんしんセンターの充実

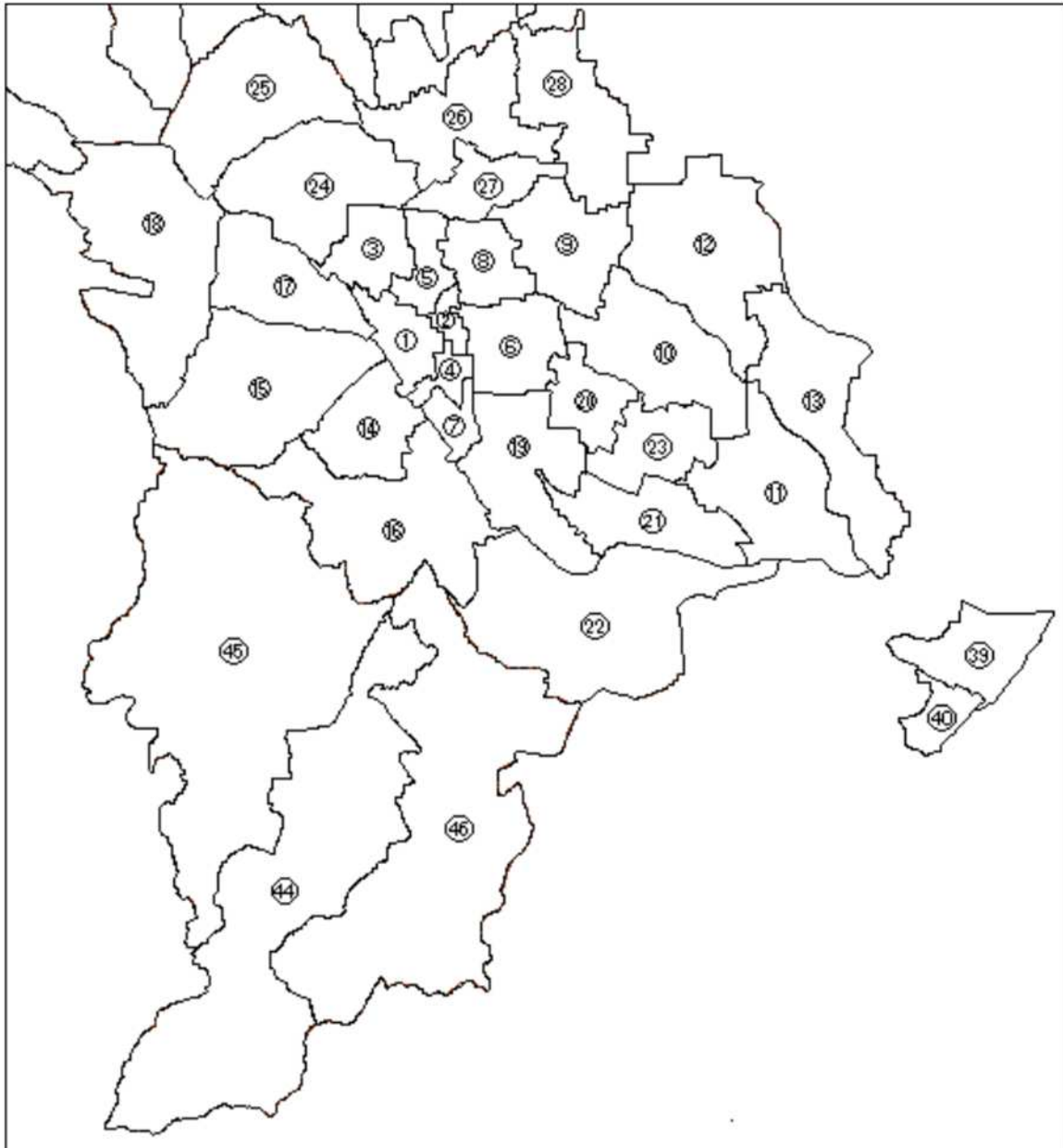
高齢者あんしんセンターは、介護・福祉・医療・健康など様々な面から総合的に支える機関として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の各専門職が連携して高齢者やその家族の支援を行う地域における総合的相談窓口であり、高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して、その人らしい生きがいのある生活を継続できるよう、市内29か所に地域包括支援センターの窓口を設け、市（長寿社会課）と緊密に連携しながら「高齢者あんしんセンター」の愛称で活動をしている。

高齢者あんしんセンター名	所在地	電話番号	担当圏域
高齢者あんしんセンター通町	通町 143-2	322-2011	中央・南・城南
高齢者あんしんセンターたかさき社協	末広町 115-1	370-8847	東・西・北
高齢者あんしんセンター希望館	江木町 1093-1	322-2034	塚沢・浜尻
高齢者あんしんセンター高風園	寺尾町 2412	325-3578	片岡
高齢者あんしんセンターホピ園	寺尾町 621-1	324-8844	寺尾
高齢者あんしんセンターサンピエール	上佐野町 786-7	346-3760	佐野
高齢者あんしんセンターことり	下小島町 1234-2	362-1896	六郷（一部※1）
高齢者あんしんセンターようざん なみえ	上並榎町 1182	388-9143	六郷（一部※2）
高齢者あんしんセンター若宮苑	上大類町 759	352-1119	城東・東部
高齢者あんしんセンター-MWS日高北	日高町 349	384-8218	中川・新高尾
高齢者あんしんセンター八幡	藤塚町 202	381-5367	八幡（一部※3）
高齢者あんしんセンター豊岡	藤塚町 202	381-5387	豊岡
高齢者あんしんセンターさとの花	乗附町 208	321-2000	乗附・八幡（一部※4）
高齢者あんしんセンター森の小径	浜川町 836-2	344-4439	長野
高齢者あんしんセンターこまい	矢島町 414-1	352-6366	大類・京ヶ島（一部※5）
高齢者あんしんセンター-MWS日高南	吉井町馬庭 2204	381-8826	南八幡・吉井中央（一部※6）・吉井入野（一部※7）
高齢者あんしんセンター倉賀野・新町南	倉賀野町 1594-2 新町 1906-7	347-7277 0274-42-1033	倉賀野 新町第二
高齢者あんしんセンターくろさわ 岩鼻	東中里町 190-4	388-8116	岩鼻
高齢者あんしんセンター恵峰園	京目町 1632-1	353-2359	京ヶ島（一部※8）・滝川
高齢者あんしんセンターくろさわ	中居町 3-20-8	353-2333	中居
高齢者あんしんセンターいわた	矢中町 841	347-4561	矢中
高齢者あんしんセンターくらぶち	倉淵町三ノ倉 303	395-6200	倉淵
高齢者あんしんセンター箕郷 いずみ	箕郷町矢原 12-1	371-8503	箕輪・箕郷東・車郷
高齢者あんしんセンタールネス二之沢	足門町 166-1	372-4165	金古・金古南・上郊
高齢者あんしんセンター関越中央	北原町 179-1	386-2270	国府・堤ヶ岡・桜山
高齢者あんしんセンターみどの新町	新町 3053-5	0274-42-0200	新町第一
高齢者あんしんセンター新生会	中室田町 2252	395-8080	室田
高齢者あんしんセンターはるな	下室田町 1060-2	395-6580	里見・久留馬
高齢者あんしんセンター吉井中央	吉井町吉井 415-1	320-3166	吉井中央（一部※9）・ 吉井西・吉井入野（一部※10）

2021年4月1日現在

- ※1 上小島町第1・2、下小島町第1～5、緑町に限る。
 ※2 上小島町、上並榎町第1、下小島町第1・2、筑縄町第1～3に限る。
 ※3 鼻高町第1～3を除く。 ※4 鼻高町第1～3に限る。
 ※5 一ツ谷町、西島町、矢島町に限る。 ※6 吉井町第34区～36区に限る。
 ※7 吉井町第22区～24区に限る。 ※8 一ツ谷町、西島町、矢島町を除く。
 ※9 吉井町第34区～36区を除く。 ※10 吉井町第22区～24区を除く。

<日常生活圏域>【旧高崎・新町・吉井地域】

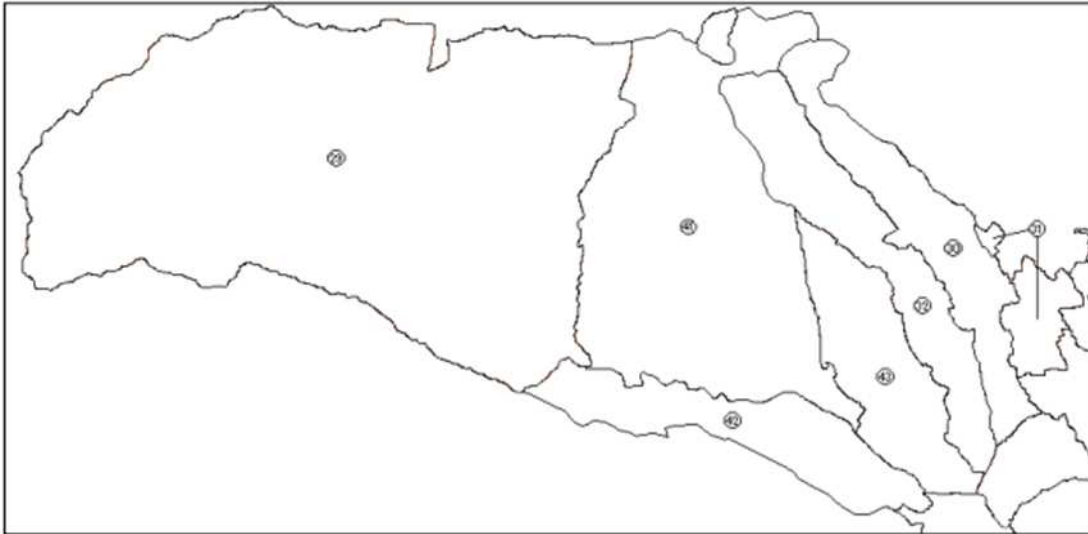


番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター	番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター
①	中央	高齢者あんしんセンター通町	⑱	佐野	高齢者あんしんセンターサンピエール
②	東	高齢者あんしんセンターたかさき社協	⑳	中居	高齢者あんしんセンターくろさわ
③	西	高齢者あんしんセンターたかさき社協	㉑	倉賀野	高齢者あんしんセンター倉賀野・新町南
④	南	高齢者あんしんセンター通町	㉒	南八幡	高齢者あんしんセンターMWS日高南
⑤	北	高齢者あんしんセンターたかさき社協	㉓	矢中	高齢者あんしんセンターいわた
⑥	城東	高齢者あんしんセンター若宮苑	㉔	六郷 (※3)	高齢者あんしんセンターことり
⑦	城南	高齢者あんしんセンター通町			高齢者あんしんセンターようざん なみえ
⑧	塚沢	高齢者あんしんセンター希望館	㉕	長野	高齢者あんしんセンター森の小径
⑨	東部	高齢者あんしんセンター若宮苑	㉖	中川	高齢者あんしんセンターMWS日高北
⑩	大類	高齢者あんしんセンターこまい	㉗	浜尻	高齢者あんしんセンター希望館
⑪	岩鼻	高齢者あんしんセンターくろさわ 岩鼻	㉘	新高尾	高齢者あんしんセンターMWS日高北
⑫	京ヶ島 (※1)	高齢者あんしんセンターこまい	㉙	新町第一	高齢者あんしんセンターみどの新町
		高齢者あんしんセンター恵峰園	㉚	新町第二	高齢者あんしんセンター倉賀野・新町南
⑬	滝川	高齢者あんしんセンター恵峰園	㉛	吉井中央 (※4)	高齢者あんしんセンターMWS日高南
⑭	片岡	高齢者あんしんセンター高風園			高齢者あんしんセンター吉井中央
⑮	乗附	高齢者あんしんセンターさとの花	㉜	吉井西	高齢者あんしんセンター吉井中央
⑯	寺尾	高齢者あんしんセンターホビ園	㉝	吉井入野 (※5)	高齢者あんしんセンターMWS日高南
⑰	豊岡	高齢者あんしんセンター豊岡			高齢者あんしんセンター吉井中央
⑱	八幡 (※2)	高齢者あんしんセンターさとの花 高齢者あんしんセンター八幡			

2021年4月1日現在

圏域	町内会名	担当する高齢者あんしんセンター
※1 京ヶ島	一ツ谷町、西島町、矢島町	高齢者あんしんセンターこまい
	大沢町、大利根団地、京目町、京目町下京目、島野町第1・2、萩原町、萩原団地、元島名町	高齢者あんしんセンター恵峰園
※2 八幡	鼻高町第1～3	高齢者あんしんセンターさとの花
	金井淵町、剣崎町上・下、下大島町、藤塚町、町屋町、群馬八幡、八幡町第1～4、若田町	高齢者あんしんセンター八幡
※3 六郷	上小島町第1・2、下小島町第1～5、緑町	高齢者あんしんセンターことり
	上小埜町、上並榎町第1、下小埜町第1・2、筑縄町第1～3	高齢者あんしんセンターようざん なみえ
※4 吉井中央	吉井町第34区～36区	高齢者あんしんセンターMWS日高南
	吉井町第1区～4区・9区～15区・31区	高齢者あんしんセンター吉井中央
※5 吉井入野	吉井町第22区～24区	高齢者あんしんセンターMWS日高南
	吉井町第16区～21区・33区	高齢者あんしんセンター吉井中央

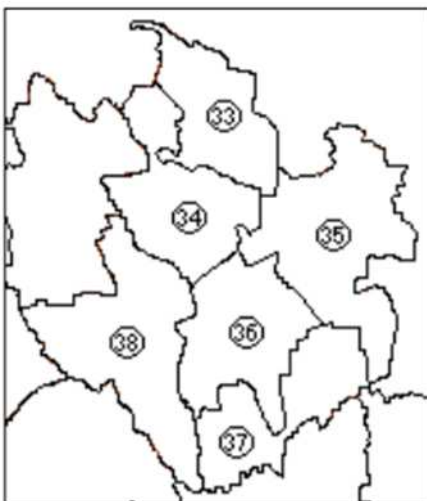
＜日常生活圏域＞【倉淵・箕郷・榛名地域】



番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター
②⑨	倉 淵	高齢者あんしんセンターくらぶち
③①	箕 輪	高齢者あんしんセンター箕郷 いずみ
③②	箕郷東	
③③	車 郷	
④①	室 田	高齢者あんしんセンター新生会
④②	里 見	高齢者あんしんセンターはるな
④③	久留馬	

2021年4月1日現在

＜日常生活圏域＞【群馬地域】



番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター
③③	金 古	高齢者あんしんセンタールネスニ之沢
③④	金古南	
③⑤	国 府	高齢者あんしんセンター関越中央
③⑥	堤ヶ岡	
③⑦	桜 山	
③⑧	上 郊	高齢者あんしんセンタールネスニ之沢

2021年4月1日現在

(1) 契約方式について

令和4年度は、社会福祉法人または医療法人等に委託をしており、これらの業務委託に係る契約方法は「随意契約」に基づいている。地方自治体における契約方法は「地方自治法第234条第2項」及び「地方自治法施行令第167条の2第3項」を法的な根拠としている。

同一事業者で業務委託を継続する場合には、「随意契約理由書」を書面として記録し、随意契約として更新している。しかしながら、その継続の根拠となっている「随意契約理由書」には、「過去において在宅介護支援センター業務の委託実績があり、また高齢者あんしんセンター運営業務の委託実績があり、その業務に瑕疵がないこと。」や「委託業務の対象となる地域において活動実績があり、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる体制が整っている。」との定性的な記載にとどまっている。

【意見1】委託先選定方法の検討について

随意契約は一般的に競争入札によらない特定の相手方を任意に選択する契約方式であり、福祉分野における委託契約は業態の特殊性から特定の事業者が継続して事業を行うことで、人的な信頼関係やネットワークが構築され円滑な業務運営に資する側面があることは十分理解できる。一方で、事務執行を効果的かつ効率的に実施できる新たな事業者の参入機会が犠牲となる可能性は否定できない。そのため、随意契約とした場合であっても、より専門的なスキルやノウハウを持った事業者による業務委託できる可能性があるプロポーザル方式の採用は有効であると考ええる。

しかしながら、プロポーザル方式において入札不調となった場合には、従来どおりの「随意契約理由書」に基づいた契約の更新となる可能性も想定される。その場合においては、当該理由書の記載内容について定性的な理由にとどまらず、定量的な理由を記載し、客観的に継続するにふさわしい委託事業者であることを記録することが必要と考える。

(2) 高齢者あんしんセンターにおける担当地域の区割り方法について

高齢者あんしんセンターは小学校区で地域ごとに担当割されている。これらの各高齢者あんしんセンターへの委託費のうち人件費は、「高崎市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」（以下、「人員基準条例」という。）に基づき、高齢者人口を基礎に積算し、運営費は、固定額一律1,020,000円に加え、それぞれの地域の高齢者人口おおむね1,000人に対して1人の人員を配置できるよう、加配職員分人件費及び体制強化分人件費の委託料加算額を採用している。また、災害や高齢者虐待通報等の緊急性のある場合を想定し、開設時間（平日午前8時30分から午後5時15分まで）外で出動を伴う対応を実施した場合には、出動時間の実績に応じて3,000円～5,000円/回の加算を行っている。その他の経費は個別に積算している。

高齢者あんしんセンターごとの委託費について高齢者人口1人あたり委託費を試算したところ、高齢者あんしんセンター間で大きな隔たりがみられた。当該要因について質問したところ、各高齢者あんしんセンターによって加配職員等の配置状況により隔たりが見ら

れるとの回答であった。

地域における人口の偏り等によって各高齢者あんしんセンターにおける状況も様々でありそれに応じて必要な職員数も異なっている。

しかしながら、高齢者人口1人あたりの委託費が低くなっている場合、当該高齢者あんしんセンターは配置職員に対して対象となる高齢者数が多く、十分な福祉サービスを受けていない可能性がある。一方で、委託費が高くなっている場合には、高齢者数に対して手厚い福祉サービスを提供することが出来ている反面、他の地域との福祉サービスに差が生じることとなる。単純に委託費と高齢者数では測れない部分もあるが、高齢者あんしんセンターごとの委託費と高齢者数の関係は事業が効率的に行われているかを判断する一つの指標になりうる。

【意見2】 高齢者あんしんセンターにおける担当地域の区割り方法について

対象高齢者が居住する小学校区という「地域」で高齢者あんしんセンターにおける福祉サービスが紐付けられていないだろうか。地理的に近接している方がサービスを提供しやすいことは理解できる。

しかしながら、市として機能的な地域包括ケアシステムの構築の観点から、特定の高齢者あんしんセンターに業務負荷が集中しないよう柔軟なシステムが構築されることが必要と考える。

(3) 高齢者あんしんセンターの人員確保と事業評価について

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の各専門職は、欠員や担当地域の人口増加に伴い増員しなければいけない状況がある。高齢者あんしんセンターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業などの実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のための必要な援助をおこなうことにより、その保健医療向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

人員確保の観点では、前述の「(2) 高齢者あんしんセンターにおける担当地域の区割り方法について」に記載のとおり、人員基準条例においては、員数の例外規定や人員確保への支援として加配職員分人件費及び体制強化分人件費を委託料に加算することで高齢者あんしんセンターへの支援が強化されている。これは、高齢者あんしんセンターの運営業務には委託事業所に必要な人員が確保されることによって、前述の目的が達成されることに疑いはない。しかしながら、運営に係る人員確保は委託事業所に一任されている現状にある。

昨今どの業種においても人員確保が困難となっており、特に医療従事者の人員確保が今後困難となる可能性、ないし、既に困難に直面している委託事業所が存在している可能性は否定できず、市が主体となった人員確保への支援体制の強化が求められている。

仮に、委託事業所の人員確保が困難となった場合には、市が責任をもって人員確保に努めることで、委託事業所は高齢者あんしんセンターの運営に注力することができ、これにより高齢者あんしんセンターの安定的な運営に寄与することが期待できる。

事業評価の観点では、定期的に市と各高齢者あんしんセンターによる自己評価が行われ、国に提出されており、国は各自治体からの自己評価結果を集計し、各自治体に集計結果をフィードバックしている。この結果に基づいて介護保険運営協議会での評価結果の点検、課題を踏まえた将来の事業実施方針や評価結果を各高齢者あんしんセンターに還元している。直近における令和3年度の評価においては、地域の中で市が基幹的な役割を担っている基幹型センターの事業評価結果は、全国平均と比較すると市の取組状況はどの指標においても高く、市として積極的に高齢者あんしんセンター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援は行っており、この点は高く評価できる。他方、各高齢者あんしんセンターにおける評価では、地域ケア会議に関する評価指標が全国平均を大きく下回っている。その主な要因は地域ケア会議をあまり開催していないため、本来は会議において議論されるはずの事案が挙がらず地域課題が見えないことで、市としても地域課題の把握から改善施策へとつなげることができない状況となっている。

【意見3】 高齢者あんしんセンターの事業評価について

各高齢者あんしんセンターから市に情報が共有されないことで、包括的・継続的ケアマネジメント支援や事業間連携が効果的に機能していない可能性が各高齢者あんしんセンターの評価結果から読み取れる。

『第8期計画』における高齢者あんしんセンターを充実させる主な取り組みとして「地域ケア会議の推進」が挙げられており、継続した事業評価による高齢者あんしんセンターの機能充実が必要と考える。

(4) 高齢者あんしんセンターの課題と機能強化について

高齢者あんしんセンターは、高齢者の抱える心配ごとや悩みごと、介護保険に関する疑問などの総合窓口として、電話や来所による相談にとどまらない、「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に、積極的に地域へ訪問することで、より地域に密着したきめ細やかな支援を目指している。そのような中で、新たな課題や機能強化が求められていることが『第8期計画』においても挙げられている。

「待つ福祉から出向く福祉へ」の転換をしたことで、高齢者が抱える心配ごとや悩みごとは高齢者だけではなく、子育て、不登校、障害、難病など、世帯全体で複合的な問題を抱えているケースも多く、早期に対応していく必要性が生じている。

例えば、高齢者（親）と同居している親族（子供）が、親の年金で子供を養っている状態となっており、世帯が困窮している実態が高齢者支援を進める過程で明らかとなるケースがあり、このような課題に対応することで、高齢者への直接的な支援にとどまらず、世帯全体への支援が可能となり、ひいては高齢者の抱える複合的な悩みを解決することができる。そのためには、市と高齢者あんしんセンターとが緊密に連携し、高齢者世帯が抱える複合的な課題に対応可能な地域包括ケアシステムの構築が急務であり、その構築の必要性については、『第8期計画』にて明記されているところである。

また、『第8期計画』における「資料編2 調査・分析」において、介護に関するニーズや在宅介護実態調査が資料として詳細にとりまとめられており、高齢者のみならず介護者の就労状況等、世帯全体としてどのような問題を抱えその問題にどのように対処すべきかを検討する資料として有用である。

【意見4】高齢者あんしんセンターの課題と機能強化について

『第8期計画』における「資料編2 調査・分析」結果を有効活用し、高齢者が抱える複合的な問題に対処できる地域包括ケアシステムの構築が早期に実現されることが必要と考える。

2. 地域ケア会議

個別ケースの検討などを通じて地域課題を共有し、地域の支援ネットワークづくりを進めるため、高崎市における地域ケア会議は、「地域ケア個別会議」、「地域別課題検討会議」、「地域ケア推進会議」から構成され、これら会議の構成に応じ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、理学療法士、作業療法士、栄養士、第1層生活支援コーディネーター、区長・民生委員、地域住民、市職員等によって開催されている。

(1) 引継ぎ作業の明文化について

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域（日常生活圏域）で尊厳を持った生活を継続するため、地域全体で支えていく仕組みであり、それを実現するため地域ケア会議を実施することが、各圏域の地域包括支援センターに求められている。地域ケア会議は各圏域の地域包括ケアシステムの基礎となる人的ネットワークを構築するために、非常に重要な会議体である。

高崎市では、きめ細やかな地域包括ケアの実施を目指して、既存の圏域を細分化し圏域数を増加させるのに伴い、地域包括支援センターを新しく設置し、「高齢者あんしんセンター」として支援を行っている。

地域ケア会議は、随時実施するものについては「高齢者あんしんセンター」が主催し、定期的実施するものについては、「長寿社会課」が主催して実施されているが、これらの会議は2つの組織が協働して実施することが「高崎市地域ケア会議設置運営要綱」で定められている。

『第8期計画』における高崎市の国勢調査に基づく将来推計人口によれば、総人口は2040年にかけて減少する一方、高齢者人口や高齢化率は増加することが見込まれている。今後の高齢者人口の増加を考えた場合には、現在の圏域をさらに細分化しなければ高齢者のニーズに対応できない状況となる可能性が考えられる。圏域を細分化する必要性が生じたときには、地域ケア会議の運営などに携わる地域の人的ネットワークを新たな高齢者あんしんセンターを運営することになる事業者を引き継いでもらう必要がある。

(2) 地域ケア会議の開催について

前述の「(3) 高齢者あんしんセンターの人員確保と事業評価について」において述べた

とおり、各高齢者あんしんセンターにおいて地域ケア会議があまり開催されておらず、個別の事案や地域課題が共有されないことで、高齢者に適切な支援が届いていない可能性がある。市としても事実認識しており、それを解決する施策を実施している段階にあると考えるが、各高齢者あんしんセンターに地域ケア会議の開催の働きかけを積極的に実施するべきである。

【指摘1】地域ケア会議の開催について

各高齢者あんしんセンターの事業評価を比較すると、地域ケア会議を適宜開催し、個別事例の検討や対応が進んでいるセンターもいくつか存在する。市はそのようなセンターからの情報を吸い上げ、取組が進んでいないセンターに情報提供し、改善を促すような仕組みを構築しなければならない。

3. インターネットを活用した情報発信の強化について

地域における健康・福祉・教育に関する情報を集約し、問題を抱えた高齢者がいち早く地域包括ケアシステムにアクセスできるようインターネットを活用した情報発信を実施している。

(1) 「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」の高度化について

「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」は、高齢者の日常生活における多くの困りごとに対して最寄りの高齢者あんしんセンターに橋渡しをするためのWebサイトである。現状では具体的な相談例を記載し、どのような支援ができるかについて記載することとどまり、長寿社会課、もしくは、各圏域の高齢者あんしんセンターへの相談窓口の電話番号が記載されているのみである。

「(4) 高齢者あんしんセンターの課題と機能強化について」に記載のとおり、高齢者が抱える問題は高齢者だけではなく、世帯全体で複合的な問題を抱えているケースが多く見受けられることが課題として認識されているところである。このような複合的な問題に横断的に対応するためには、長寿社会課や各高齢者あんしんセンターの相談窓口からいち早く支援につなげる必要がある。しかしながら、高齢者が抱える様々な問題について長寿社会課や高齢者あんしんセンターを相談窓口とした場合には、相談対応のための業務負荷が大きくなる可能性があり、本来の支援が行き届かないことが想定される。例えば、生活困窮している状況に陥っているのであれば、生活困窮者自立支援や生活保護の相談窓口へ直接アクセス可能となるような仕組み作りが重要である。

【意見5】「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」の高度化について

地域包括ケアシステムの機能強化と併せ、「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」が高度化されることが必要である。

4. 地域包括ケアシステムの構築の推進、市民への周知、進行管理、評価

地域包括ケアシステムの周知を実施する。また、推進状況に関する評価方法について検討し、

その評価結果を公表する。

(1) 地域包括ケアシステムの計画、評価、広報について

『第8期計画』では、2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築や、さらなる超高齢化の進行と現役世代人口減少の急減に直面する2040年を見据え、高齢者福祉と介護保険分野において2024年までに取り組むべき事項を策定している。

市は「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に「高齢者あんしんセンター」を中心とした地域包括ケアシステムで積極的に訪問活動し高齢者やその家族に寄り添った支援策を講じており、これにより高齢者やその家族が抱える複合的な問題に対応することの必要性について課題を認識している。これは計画の方向性や過去の施策が適切に展開された結果であり、その点は評価できる。また、『第8期計画』における「高齢者あんしんセンターの充実」で挙げられている、「地域と関係諸機関との協力体制の構築」により、高齢者やその家族が抱える複合的な問題にいち早く対応可能となることが期待される。

すでに、国が提供する地域包括ケア「見える化システム」を活用し、他の地域との比較分析を行っている。ここでは、それぞれの指標を比較して示しているが、この分析結果に対する評価について市としての評価結果が言及されておらず、比較資料にとどまっている。

また、市としてどのような事業目標（着地点）とするかについては、2019年実績を踏まえ目標設定をしているが、なぜこのような事業目標としたのか、具体的な言葉で示されていない。特に2019年実績から、事業目標を引き上げた取組については、『第8期計画』策定時点で何らかの課題が存在し、それを事業目標に反映させた結果であると考えられる。その取組における目標を達成されることで期待される効果を丁寧に説明することは、市民の施策への理解につながるものである。

次期計画である『第9期計画』は団塊の世代が75歳を迎える2025年を含んでいる。今後さらなる高齢者の増加に伴い新たな課題が生じる可能性がある。具体的な課題に対応する取組の関連性を明らかにし、各取組に設定された事業目標が達成されることでどのような効果が期待できるのか、市民の施策への理解につなげるため、より具体的かつ丁寧な説明が必要である。

【意見6】地域包括ケアシステムの広報について

地域包括ケアシステムをより発展したものとするためには、各団体との連携強化も重要であるが、地域住民との連携した支援も必要不可欠である。その連携を強化するためには地域住民へのより具体的かつ丁寧な広報を行っていくことが必要と考える。

N02 高齢者配食サービス事業費補助金

1	事業の名称	高齢者配食サービス事業費補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課地域包括支援担当								
5	根拠例規	高崎市高齢者配食サービス事業実施要綱								
6	事業目的	生活機能の低下等の理由で自ら調理をすることが困難であり、食事について援助を受けられない高齢者に対して配食を行うことで、高齢者の低栄養の予防と改善を図るとともに、配食事業者による定期的な見守りを行うことにより、在宅における高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。								
7	事業の概要	<p>市に登録した事業者が配食を行った実績に対しその運営費の一部を補助するもの。</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 200 円（利用者負担 200 円） ・昼食 350 円（利用者負担 350 円） ・夕食 350 円（利用者負担 350 円） <p>※令和 3 年度より上記に加え、 感染症対策等加算として補助金額 20 円を加算。</p> <p>【補助対象事業者】</p> <p>16 者（（株）シー・アンド・エス 他 15 者）</p> <p>【利用実績】</p> <p>令和 2 年度 193,504 食 令和 3 年度 195,963 食 令和 4 年度 195,387 食</p>								
8	過去 3 年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">67,726</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">72,506</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">72,293</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和 2 年度	67,726	令和 3 年度	72,506	令和 4 年度	72,293
	実績額									
令和 2 年度	67,726									
令和 3 年度	72,506									
令和 4 年度	72,293									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者配食サービス利用申請書 ・高齢者配食サービス利用変更申請書 ・高齢者配食サービス利用利用廃止届出書 ・支出負担行為書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

高齢者配食サービス事業費補助金は、以下の対象者に配食事業者が実施主体となって、食事の配食サービスを行い、市は配食に応じた補助金を配食事業者に交付するものである。

(対象者)

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住する 65 歳以上の高齢者
- (2) 定期的な見守り又は低栄養の予防及び改善を必要とする者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者
 - イ 同法第 7 条 4 項に規定する要支援者
 - ウ 介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する被保険者

介護保険上、地域支援事業として位置づけられ、国及び県からの財源上の措置（交付金）がある。

利用者が利用するに際してはケアプランの一環として、高齢者あんしんセンターを通じ、高齢者配食サービス利用申請書の提出を受けることとなる。また、配食事業者は事前に事業者登録を市に行う。

配食事業者は月締めで、配食実績表とともに補助金交付申請書を市に提出する。市は、それを元に補助金を配食事業者に交付する。

高齢者配食サービス事業費補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N03 生活支援ハウス運営委託料

1	事業の名称	生活支援ハウス運営委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課地域包括担当								
5	根拠例規	高齢者生活福祉センター運営事業の実施について（平成12年9月27日付老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知） 高崎市生活支援ハウス事業実施要綱								
6	事業目的	高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するため、高齢者に対して、介護支援サービス、居住提供サービス及び交流支援サービスを総合的に提供することで高齢者の福祉の増進に寄与する。								
7	事業の概要	<p>【利用対象】 本市に住所を有する者で、原則60歳以上であり、かつひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者または、家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。</p> <p>【利用定員】 10人</p> <p>【利用料】 収入に応じた利用者負担基準額 ※食費及び光熱水費は施設へ直接支払</p> <p>【委託先】 社会福祉法人 新生会</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">8,420</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">8,420</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">8,420</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	8,420	令和3年度	8,420	令和4年度	8,420
	実績額									
令和2年度	8,420									
令和3年度	8,420									
令和4年度	8,420									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金確認報告書 ・生活支援ハウス実施実績報告書 ・支出負担行為書 ・業務委託契約書 ・高崎市生活支援ハウス運営業務委託仕様書 ・生活支援ハウス委託契約見積書 ・執行伺い書 ・随意契約理由書 ・委託契約事務チェックリスト ・高崎市生活支援ハウス事業実施要領 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

当該事業は「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」を受けて、高崎市生活支援ハウス事業実施要綱のもとに運営されている事業である。

事業は高崎市内の社会福祉法人が運営を委託されおり、契約は随意契約となっている。随意契約となっている理由としては、当該社会福祉法人の長年の各種老人福祉施設の実績や施設の整備状況や立地等の条件によるものとなっている。

当該事業のような活動は主に人によるサービスが主体となっているものであり、長年の経験によって積み上げられたノウハウに裏付けられたサービスが利用者にとっての利用価値であり、ひいては当該事業が成立することの重要な部分を占めているとすれば、随意契約に合理性がある。

運営の社会福祉法人からの生活支援ハウス実施実績報告書より、概要は以下のとおりとなっている。

開館日	365 日
職員人数	4 人（うち嘱託 1、臨時 3）
延利用人員数	307 人
収入額	8,420,000 円
支出額	9,413,037 円

収入金額については、市からの委託料実績額そのものである。

支出の額の大部分は人件費であり、7,420,010 円となっている。人員は合計 4 人であり、常勤者 1 人、非常勤者 3 人の体制で運営されている。

延利用者数は 307 人で、月平均では 25 人ほどとなっている。おおむね 1 日 1 人の利用があった計算になる。月によっては、利用者が 0 人の場合があるが、一方で、利用者が 62 人となっている月もある。月によってばらつきがあるが、1 日の利用者は基本的に最大でも 3~5 人程度と推測される。

「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」における運営事業実施要綱の 7 における職員の配置等については生活援助員の配置について以下のようになっている。

利用人員	常勤	非常勤
5 人以下	1 人	
6 人以上 10 人以下	1 人	1 人
11 人以上	2 人	1 人

一方で高崎市の高崎市生活支援ハウス事業実施要綱では、下記のとおりとなっている。

第6条 生活支援ハウスの利用定員は、10人とする。

第8条 生活支援ハウスには、常勤の生活援助員を2人、非常勤の生活援助員を1人配置するものとし、夜間については、宿直体制をとるものとする。

高崎市生活支援ハウス事業要綱では、常勤の職員は2人としているが、実際の運営は常勤1人となっており、要綱に規定されている内容と乖離が生じている。

「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」における運営事業実施要綱に当てはめれば、定員が10人であることからすると、常勤は1人で良く、実際の利用実績からも10人以下であることが推測されるため、要綱における常勤は1人でも良いことになる。

【意見7】 人員配置の要綱と実態の不一致について

高崎市の高崎市生活支援ハウス事業実施要綱には、常勤の生活援助員2人の職員配置をとるものと記載されているが、実際の職員配置では常勤1人となっている。生活支援センターの利用実態は、1日10人以下であると推測され、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」における運営事業実施要綱では、利用人員10人以下であれば常勤1人となっていることから、利用者に対する常勤職員の配置人員は実質的に問題がないものと判断できる。

現状の人員配置について運営上は問題がないと思われるが、高崎市生活支援ハウス事業実施要綱に定めた体制と実態に不一致が生じているため、要綱の改定を行うなどの不一致の解消を行うことが必要と考える。

NO4 一般経費（土地借上料）

1	事業の名称	一般経費（土地借上料）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	市有デイサービスセンター及び老人休養ホームゆうすげ用地を借上げるもの。								
7	事業の概要	<p>【各施設詳細】</p> <p>八幡デイ 2,224,800円 南八幡デイ 1,877,000円 六郷デイ 480,000円 ゆうすげ 388,360円</p> <p>【施設設置年】</p> <p>八幡デイ ⇒ 平成8年 南八幡デイ ⇒ 平成4年 六郷デイ ⇒ 昭和54年</p> <p>※八幡デイサービスセンターは、平成28年度をもって事業を実施していた法人が撤退したため、デイサービス事業を終了している。平成29年4月1日より、同所にて高齢者あんしんセンター豊岡及び八幡が運営を行っている。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">4,970</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">4,970</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">4,970</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	4,970	令和3年度	4,970	令和4年度	4,970
	実績額									
令和2年度	4,970									
令和3年度	4,970									
令和4年度	4,970									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 支出命令書 ・ 土地賃貸借契約書 ・ 土地賃貸借変更契約書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

市有デイサービスセンター及び老人休養ホームゆうすげ用地の土地賃借に関する資料を閲覧し、各地権者との賃貸借契約が締結されていることを確認した。賃借料の支払いについて、契約書に記載どおりの金額にて支出負担行為書が作成され支出されていることを確認した。土地借上料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N05 倉渕デイサービスセンター空調設備更新工事

1	事業の名称	倉渕デイサービスセンター空調設備更新工事								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	デイサービスセンター等の維持管理								
7	事業の概要	<p>【概要】</p> <p>高崎市社会福祉協議会との使用貸借契約上、欠陥による修繕を除き、原則借受人の負担としているが、倉渕デイサービスセンターの経営状況や倉渕地域での事業継続の必要性を鑑み、市で対応するもの。</p> <p>請負先 細谷工業（株）</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">6,677</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	6,677
	実績額									
令和2年度	0									
令和3年度	0									
令和4年度	6,677									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備費充用書 ・ 竣工払支出伺 ・ 契約締結伺 ・ 執行伺 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

倉渕デイサービスセンター空調設備更新工事については、建物を無償で貸借している高崎市社会福祉協議会との使用貸借契約上は、欠陥による修繕を除き原則借受人の負担としているところ、倉渕デイサービスセンターの経営状況や、高崎市として当該施設が撤退することに懸念があることから、予備費を充当してこれに対応したものであった。

【指摘2】 選定方法の検討について

当該事業の空調設備更新工事の業者選定は随意契約によるものとなっている。当該随意契約の理由は、倉渕福祉センター建物全体の空調設備等の保守メンテナンス業者であり、当該施設の空調設備や構造を熟知していること、空調（暖房）の復旧は利用者のために早急に対応する必要があることとしている。これにつき、緊急性という観点では利用者の便益を優先させたことによる随意契約には一定の理解が得られるところである。

しかしながら、業者選定の際には他の業者の利用については検討されていない。今回の支出内容は、空調設備の更新工事であったこと、また業者の見積り取得から完成までにおよそ4か月の期間があり、他業者でも対応可能であった可能性もあり得たことから、別業者からの見積りを取得の上、工事業者の選定と工事金額を決定しなければならない。

N06 軽費老人ホーム事務費補助金

1	事業の名称	軽費老人ホーム事務費補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課福祉施設担当								
5	根拠例規	高崎市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱								
6	事業目的	身体機能の低下や家庭環境などにより、在宅生活が困難な 60 歳以上の高齢者を対象として、日常生活に必要な生活支援サービスを低額料金で提供できるようにするため、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し事務費の補助を行う。								
7	事業の概要	<p>軽費老人ホームの利用料は、①生活費（食費及び光熱水費）、②管理費（家賃）、③事務費（人件費・施設運営費等）の3つであり、当該補助金はそのうちの③事務費について交付されるもので、入所者の収入に応じた額（＝「本人徴収額」）を徴収し、「事務費」と「本人徴収額」の差額に対して補填を行う。</p> <p>令和4年度より、介護職員処遇改善として1人当たり月9,000円の加算を創設した。（きょうめ（青風舎）・ユービ荘（タービュランス）・すずかけの里（玉樹会）を除く）9施設が申請し、合計で2,538,000円の加算を行い、職員の賃金改善の原資となっている。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>283,915</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>283,689</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>279,866</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	283,915	令和3年度	283,689	令和4年度	279,866
	実績額									
令和2年度	283,915									
令和3年度	283,689									
令和4年度	279,866									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・軽費老人ホーム利用料補助金変更交付申請書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

当該事業の補助金対象となる軽費老人ホームとは、高崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例によれば、以下のように定められている。

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

また、高崎市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱によれば、

(趣旨)

第1条 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人を含む。以下「法人」という。）が設置する軽費老人ホームにおいて、低所得階層に属する老人で身寄りのない者等を入所させ、老人福祉の推進を図るため、利用料のうちサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合に市長が交付する軽費老人ホーム利用料補助金（以下「補助金」という。）については、高崎市補助金等交付規則（昭和39年10月1日高崎市規則第46号。（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

となっており、利用者が安価にて老人ホームを利用できるよう、利用料の一部を減免した場合には補助金を交付するというものである。

補助金の算定方法は要綱にて以下のように定められている。

(補助金交付額)

第3条 市長は、法人がサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合に、次の(1)と(2)の額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額（別表Ⅲに定める本人からの月額徴収額に各月初日現在の入所者数を乗じて算出した額とする）を控除して得た額を限度として、毎年度予算の範囲内で、補助することが必要と認められる額を交付するものとする。

(1) サービスの提供に要する費用実支出額（年額）（積立預金取崩収入額相当分を除く。）

(2) 別表Ⅰに定めるサービスの提供に要する基本額（月額）（以下「基本額」という。）に0.7を乗じて得た額（1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）及び基本額に0.3を乗じて得た額（1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に105分の110を乗じて得た額（1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の合計額に別表Ⅱに定める各種加算額（月額）を加え、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額（年額）

監査手続として、高崎市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の上記の第3条における(1)及び(2)の金額の妥当性を検証した。検証方法は以下のとおりである。

(1)については、補助金の申請時は支出予定額となっていることから、申請時は実支出額ではないため、各法人の決算書を確認し、申請時の支出予定額と実績額と比較することとした。

(2)については、申請書に添付されている資料について計算チェック及び資料間の整合性を確認することとした。

【検証結果】

- ① : 申請書に記載されている (1) の金額
- ② : 決算書にて確認した (1) に対応する実績額
- ③ : 申請書に記載されている (2) の金額
- ④ : ①と②の比較で①の金額の方が大きい場合は△
- ⑤ : ④の結果が△で①の金額が③の金額より少ない場合は×

単位 (千円)

社会福祉法人	①	②※	③基準額	④	⑤
新生会	95,530	89,076	79,125	△	—
青風舎	38,297	38,596	36,273	—	—
豊生会	55,939	56,353	43,580	—	—
タービュランス	21,951	21,965	16,126	—	—
希望館	47,247	47,967	25,473	—	—
恵林	22,880	22,960	17,964	—	—
玉樹会	21,866	21,866	23,377	—	—
夢	21,296	21,780	21,318	—	—
恵林	36,170	37,723	23,895	—	—
清光会	40,908	40,875	30,360	△	—
福祉倶楽部	32,858	35,149	21,019	—	—
新生会	53,680	51,322	43,417	△	—

※社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより

補助金の金額は、①と③のうち、小さい方の金額から入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度として交付されることになる。

今回の検証で最終的に⑤が×となっている団体はないが、④が△となっている交付先が3件あり、申請時と実績額の差が最終的な補助金の金額に影響する可能性があったものである。仮にこの3件について③の金額が①の金額より多かった場合、①と②の差額分が過大な交付となっていた可能性があった。

【意見8】 補助金の過大交付を防ぐ方法について

補助金申請書のうち、サービスの提供に要する費用実支出額 (年額) (積立預金取崩収入額相当分を除く。) については予定額にて申請することになっていることから、最終的な実績額と比較した場合に差額が生じる可能性がある。仮に予定額と実績額に差額が生じている場合で、実績額の方が少額であれば、補助金交付額が不適切に過大となる可能性がある。そのため、補助金の申請者及び当該事業の事務担当者は補助金の交付額が過大となる可能性があることを意識しておく必要があり、事務手続きとして費用の実支出額について確認を行い、一連の資料と合わせて保管することが必要と考える。

NO7 シルバー人材センター補助金

1	事業の名称	シルバー人材センター補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	老人福祉法、高年齢者等の雇用の安定に関する法律 高崎市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	定年退職後等における高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を目的とし、センターが実施する高年齢者就業機会確保事業に対する事業費及び管理費等へ必要な額を補助するもの。								
7	事業の概要	令和4年度シルバー人材センター事業実績 ●契約件数 16,930件 ●契約金額 855,212千円 ●会員数 1,696人								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>30,175</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>30,175</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>30,175</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	30,175	令和3年度	30,175	令和4年度	30,175
	実績額									
令和2年度	30,175									
令和3年度	30,175									
令和4年度	30,175									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱 ・前金払確認報告書 ・支出負担行為書 ・高崎市高齢者就業機会確保事業費補助金交付申請書 ・高崎市高齢者就業機会確保事業費補助金交付決定通知書（写） ・令和4年度高齢者就業機会確保事業補助金実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

シルバー人材センター補助金交付の妥当性について、以下の手続きにより検討を行った。
高崎市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱によれば、

（補助対象経費）

第2条 この補助金は、センターが実施する高齢者就業機会確保事業に対する事業費及び管理費を交付の対象とする。ただし、事業費及び管理費のうち、次のいずれかに該当するものは交付の対象外とする。

- （1）配分金や賃金等、センターの会員の就業に対する対価
- （2）材料費等、センターの会員の就業に伴う原材料代及び諸経費

とされていることから、当該補助金の金額が上記の対象経費として支出されているかどうかを確認した。

① 補助金の申請について

補助金の申請は、要綱に記載にある高崎市高齢者就業機会確保事業補助金交付申請書(様式第1号)に従い行われ、別紙の添付資料(事業計画書、収支予算書、補助金を必要とする理由書)が作成され、形式上の申請要件を満たしていることが確認できた。

② 補助金の対象経費について

補助金の対象経費となるものについて収支予算書より抽出を行った。

事業費	金額(円)	備考
給与手当	47,023,000	職員基本給及び手当等
法定福利費	7,539,620	社会保険料等
退職給付費用	3,068,450	退職金共済掛金等
福利厚生費	586,699	健康診断費用等
合計	58,217,769	

補助金の申請額については、30,175,000円であり、上記高崎市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱にある対象外の経費が含まれていないことを確認した。高崎市の補助金とは別に国からの補助金27,329,000円が含まれ、高崎市からの補助金と合わせて57,504,000円であり、上記事業費予算の合計額58,217,769円の範囲内で補助金が申請されている。

③ 対象経費の実績額について

対象経費の実績額について、令和4年度高齢者就業機会確保事業補助金実績報告書より金額を抽出した。

事業費	金額(円)	備考
給与手当	46,337,010	職員基本給及び手当等
法定福利費	8,441,561	社会保険料等
退職給付費用	2,424,000	退職金共済掛金等
福利厚生費	224,118	健康診断費用等
合計	57,426,689	

上記実績額57,426,689円に対して交付された補助金は57,504,000円であり、その金額差は77,311円となっている。

補助金は当初の事業計画を基にして交付されているが、補助金の交付額は経費実績額とほぼ同額となっていることから、補助金申請時の事業計画値の作成が信頼性のあるものであったことが伺える。

シルバー人材センター補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N08 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金

1	事業の名称	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課福祉施設担当								
5	根拠例規	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要領（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知の別紙）								
6	事業目的	利用者の安全確保の観点から行う大規模修繕や非常用電源の設置の費用に対し補助を行い、緊急時の安全に資することを目的とする。								
7	事業の概要	<p>令和4年度事業として国に協議書を提出し、6事業25,330,000円が選定された。</p> <p>2事業が年度内に完了したが、4事業については次年度繰り越しとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症グループホーム等防災改修等支援事業 <p>GH三山ホーム箕郷【(有)ミヤマ】 693,000円 給湯設備の更新</p> <p>GHフローラ【(同)みろく】 7,730,000円 非常用自家発電設備の設置</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">43,462</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">7,490</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">8,423</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	43,462	令和3年度	7,490	令和4年度	8,423
	実績額									
令和2年度	43,462									
令和3年度	7,490									
令和4年度	8,423									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・調定通知書 ・補助金等請求調書 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付決定通知書 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告について ・支出負担行為書 ・補助金等交付決定通知書（写） ・補助金等交付申請書 ・補助金を必要とする理由書 								
10	課題	4事業16,907千円が完了せず、次年度繰り越し								

1.1 監査結果

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要領」に定めるものである。

高崎市は、令和4年度において、6件総額25,330,000円の国庫補助金交付申請を行ってお

り、令和4年11月24日付にて、関東信越厚生局長名にて交付金交付決定通知書を収受している。決定金額は、申請額の25,330,000円であり、申請金額がそのまま決定金額となっている。

また、申請金額6件のうち、令和4年度の実績は2件のみであり、当該2件については令和4年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告を提出しており、8,423,000円の交付を受けている。事業実績報告の実績額については、事業者から提出された請求書等の資料において金額の妥当性を確認した。

	補助金交付決定額	実績額	請求額
グループホーム三山ホーム箕郷	693,000円	693,000円	693,000円
グループホームフローラ	7,730,000円	8,305,000円	7,730,000円

令和4年度においては、上記の2件合計の8,423,000円が交付され、申請を行った残りの4件の16,907,000円については令和5年度以降の実績報告に応じ、交付が行われることになる。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO9 施設開設準備経費助成事業補助金

1	事業の名称	施設開設準備経費助成事業補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課福祉施設担当								
5	根拠例規	高崎市介護基盤等整備事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、住宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とし、施設開設時の備品購入等の経費を支援する。								
7	事業の概要	ユミテック（株） 7,551,000 円 グループホームの新設（R3 公募選定事業） ケアサプライシステムズ（株） 7,551,000 円 グループホームの新設（R3 公募選定事業）								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>133,144</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>31,882</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>15,102</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	133,144	令和3年度	31,882	令和4年度	15,102
	実績額									
令和2年度	133,144									
令和3年度	31,882									
令和4年度	15,102									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 補助金交付決定通知書（写） ・ 補助金交付申請書 ・ 補助金等を必要とする理由書 ・ 補助金交付決定前着手届 ・ 事業実績報告書 ・ 請求書 								
10	課題	1 事業 32,721 千円が完了せず、次年度繰り越し								

1.1 監査結果

施設開設準備経費助成事業補助金について、補助金の申請書と添付資料の整合性の確認を行った。確認結果は以下のとおり。

① 床数の確認

補助金基準額は、補助基準単価×床数で決定されているため、補助金交付申請書の床数と実際の床数に不一致が生じていないことを確認する。

申請者	申請時床数	確認床数※	確認結果
ユミテック（株）	9床	9床 ※1	一致
ケアサプライシステムズ（株）	9床	9床 ※2	一致

※1 請求書にてベッドが9つ購入されていることを確認

※2 請求書にてカーテン9居室分購入されていることを確認

② 補助金の対象の施設開設準備経費実績額が補助金決定額を下回っていないことを確認する。

申請者	(1) 補助金額	(2) 実績額	確認結果
ユミテック（株）	7,551,000円	8,151,835円	(1) < (2)
ケアサプライシステムズ（株）	7,551,000円	7,674,721円	(1) < (2)

実績額については請求書にて金額の確認を行った。

施設開設準備経費助成事業補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N010 高齢者福祉施設物価高騰対策臨時支援金

1	事業の名称	高齢者福祉施設物価高騰対策臨時支援金																										
2	事業区分	補助事業																										
3	事業種別	補助金・負担金事業																										
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課福祉施設担当																										
5	根拠例規	高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付要綱																										
6	事業目的	コロナ禍において光熱費や燃料費等の物価の高騰により、高齢者福祉施設の運営に強い影響を受けている事業者に対し、その負担を軽減し、もって利用者が安心して高齢者福祉施設を利用できる環境を維持することを目的とする。																										
7	事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>事業所数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所系(50以上)</td> <td>30万</td> <td>62</td> <td>18,400千円</td> </tr> <tr> <td>入所系(50未満)</td> <td>20万</td> <td>274</td> <td>54,465千円</td> </tr> <tr> <td>通所系</td> <td>15万</td> <td>191</td> <td>28,349千円</td> </tr> <tr> <td>訪問系</td> <td>5万</td> <td>162</td> <td>7,906千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>689</td> <td>109,120千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請件数は、236 法人 令和4年12月15日～令和5年1月31日の間に申請を受け付けた。 概ね9割超の法人から申請があった。(対象の内、法人ベースで91%・施設ベースで94%・金額ベースで95%の申請)</p>			区分	単価	事業所数	金額	入所系(50以上)	30万	62	18,400千円	入所系(50未満)	20万	274	54,465千円	通所系	15万	191	28,349千円	訪問系	5万	162	7,906千円	計		689	109,120千円
区分	単価	事業所数	金額																									
入所系(50以上)	30万	62	18,400千円																									
入所系(50未満)	20万	274	54,465千円																									
通所系	15万	191	28,349千円																									
訪問系	5万	162	7,906千円																									
計		689	109,120千円																									
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">109,120</td> </tr> </tbody> </table>				実績額	令和2年度	-	令和3年度	-	令和4年度	109,120																
	実績額																											
令和2年度	-																											
令和3年度	-																											
令和4年度	109,120																											
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付申請書 ・高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付決定通知書(写) 																										
10	課題	特になし																										

1.1 監査結果

高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付要綱では、福祉サービスの種類ごとに支援金が交付されることになっているため、申請書に記載の申請金額がサービスの種類ごと

に定められた支援金の金額となっているかの確認を行った。サンプルとして 15 件を抽出した。

No.	名称 (省略)	金額 (単位：円)	種類の数	確認結果
1	瑞穂会	1,050,000	6	要綱と一致
2	高崎馬庭	400,000	2	要綱と一致
3	はるな生協	1,350,000	9	要綱と一致
4	アイアール	350,000	2	要綱と一致
5	メイト	50,000	2	要綱と一致
6	ライプリー	200,000	2	要綱と一致
7	アースサポート	100,000	2	要綱と一致
8	高崎花の苑	1,000,000	5	要綱と一致
9	はずみ野	150,000	1	要綱と一致
10	エースヒルズ	※ 228,000	2	要綱と一致
11	夢	1,250,000	6	要綱と一致
12	第一病院	750,000	4	要綱と一致
13	あけぼの苑	1,850,000	12	要綱と一致
14	上大類病院	450,000	2	要綱と一致
15	サムエス	800,000	6	要綱と一致

※ 令和4年5月1日開設のため、期間按分した金額となっている。

確認結果は上記表のとおりとなっており、申請書に記載されているサービスの種類とこれに対応する支援金の金額は、高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付要綱どおりに申請が行われ、適切に交付されていることを確認した。

高齢者福祉施設物価高騰対策臨時支援金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N011 老人ホーム入所委託料

1	事業の名称	老人ホーム入所委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課地域包括支援担当								
5	根拠例規	老人福祉法、高崎市老人福祉法施行細則								
6	事業目的	日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者が、その心身の状況、環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援を総合的に受けられるよう支援体制を整備する。								
7	事業の概要	老人福祉法第11条の規定により、65歳以上の者であって環境の理由（身体・精神・住居・養護者）及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者に対して、養護老人ホーム等への入所措置を行うもの。 措置費単価は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号）」等に基づき施設所在市町村が決定し、金額は施設により異なる。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>203,636</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>197,073</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>191,395</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	203,636	令和3年度	197,073	令和4年度	191,395
	実績額									
令和2年度	203,636									
令和3年度	197,073									
令和4年度	191,395									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・起案文書「令和4年度老人保護措置費支弁基準額の決定について」 ・支出負担行為書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

老人ホーム入所委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N012 在宅ねたきり高齢者等介護慰労報償金

1	事業の名称	在宅ねたきり高齢者等介護慰労報償金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当								
5	根拠例規	高崎市在宅ねたきり高齢者等介護慰労手当支給要綱								
6	事業目的	ねたきりや認知症により、日常生活に著しい支障のある在宅の高齢者を介護する者に、手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、併せて高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。								
7	事業の概要	<p>基準日（8月1日）以前の一年間で、在宅にて65歳以上の要介護4又は5（要介護4又は5相当の者を含む）の高齢者を180日以上介護している方に慰労金を支給する。</p> <p>認定期間、在宅介護期間、利用サービス等によって3万円、8万円、10万円の金額を支給する。</p> <p>施設入所者（特養、老健）は対象外で、ショートステイ利用100日以内は在宅扱いとし、入院期間は在宅介護期間に含めない。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>34,350</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>36,810</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>35,440</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	34,350	令和3年度	36,810	令和4年度	35,440
	実績額									
令和2年度	34,350									
令和3年度	36,810									
令和4年度	35,440									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 慰労手当申請書 ・ 慰労手当認定書 ・ 補助金協議書 ・ 補助金交付申請書 ・ 補助金交付決定通知書 ・ 補助金所要見込額調書 ・ 補助金変更協議書 ・ 補助金変更交付申請書 ・ 補助金変更交付決定書 ・ 補助金実績報告書 ・ 高崎市在宅ねたきり高齢者等介護慰労手当支給要綱 								
10	課題	<p>対象要件が複雑なため、事業概要の周知が難しい。</p> <p>対象になるか等の問い合わせが多数。</p>								

1 1 監査結果

課題に挙げられた「対象要件が複雑で、対象になるか等の問い合わせが多数」という理由の1つに、支給金額が3段階に設定されている点があると考える。

各支給金額の直近4年間の支給実績について照会を求めたところ、次の実績が提供された。

<介護慰労手当 支給実績>

支給条件		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
介護期間	金額(円)	支給者数	金額(円)	支給者数	金額(円)	支給者数	金額(円)	支給者数	金額(円)
1年※	100,000	3	300,000	4	400,000	1	100,000	1	100,000
1年	80,000	339	27,120,000	340	27,200,000	382	30,560,000	348	27,840,000
半年以上	30,000	223	6,690,000	225	6,750,000	205	6,150,000	250	7,500,000
合計		565	34,110,000	569	34,350,000	588	36,810,000	599	35,440,000

※ 介護サービスの利用がなく、入院日数が7日以内で非課税世帯

当該報償金制度は、65歳以上で要介護4、5及び4、5相当の人在在宅で基準日(8月1日)以前に6か月以上継続して介護している人で、一定条件を満たした場合に、3つの区分を設け、慰労金が支給されている。

そのうち、最も金額の大きい100,000円の支給要件は、介護期間が1年以上で、かつ介護サービスの利用がなく、入院日数が7日以内で非課税世帯の者が該当する。当該基準の支給者数は非常に少なく、支給割合を計算すると以下のとおりになる。過去4年間、支給割合は全体の1%未満となっている。

<介護慰労手当 支給割合>

支給条件		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
介護期間	金額(円)	支給者数	支給割合	支給者数	支給割合	支給者数	支給割合	支給者数	支給割合
1年※	100,000	3	0.5%	4	0.7%	1	0.2%	1	0.2%
1年	80,000	339	60.0%	340	59.8%	382	65.0%	348	58.1%
半年以上	30,000	223	39.5%	225	39.5%	205	34.8%	250	41.7%
合計		565	100%	569	100%	588	100%	599	100%

※ 介護サービスの利用がなく、入院日数が7日以内で非課税世帯

【意見 9】 支給条件の簡素化について

本制度の利用を促進させるためには、課題である支給条件を簡素化することが望ましいと考える。現状、3区分設けている支給基準のうち、100,000円基準は過去4年間支給割合が1%を下回っている。支給実績を見れば実質2区分と言える状況であることから、まず100,000円基準を撤廃するなどの見直しが必要と考える。

N013 はり・きゅう・マッサージ施術助成扶助費

1	事業の名称	はり・きゅう・マッサージ施術助成扶助費								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当								
5	根拠例規	高崎市はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱								
6	事業目的	高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージを受ける費用の一部を助成することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。								
7	事業の概要	<p>平成3年度より事業開始。</p> <p>申請のあった市民に対して、市と契約した3団体（（公社）群馬県鍼灸マッサージ師会高崎支部、（公社）群馬県鍼灸マッサージ師会新町支部、（公社）高崎市鍼灸師会）に所属する施術所及び、個別契約した施術所の計44施術所（令和5年4月1日時点）での施術に利用できる受療券を配布する。</p> <p>【補助要件】</p> <p>○はり・きゅう：60歳以上の市民</p> <p>○はり・きゅう・マッサージ：前年所得税非課税世帯に属する70歳以上の市民</p> <p>【受療券】</p> <p>○一度の施術で1,000円の補助が受けられる受療券を、同一年度中に4枚配布</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">2,980</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">3,094</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">3,005</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	2,980	令和3年度	3,094	令和4年度	3,005
	実績額									
令和2年度	2,980									
令和3年度	3,094									
令和4年度	3,005									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書類 ・支出負担行為書 ・施術費助成申請書 ・受療券 ・高崎市はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

対象者	はり・きゅう：60歳以上の市民 はり・きゅう・マッサージ：前年所得税非課税世帯に属する70歳以上の市民
配布	申請のあった市民に対して、発行年度内に使える1枚1,000円の受療券を4枚配布
助成額	1,000円×4枚
施術（施術箇所数・本人負担額）	市と契約した44箇所の施術所に対して、一度の施術につき1,000円引いた金額を自己負担する。

【利用率について】

	受療券交付者数	実利用者数※	実利用枚数	利用率
平成30年度	1,148	—	3,344	72.8%
令和元年度	1,219	—	3,096	63.5%
令和2年度	1,097	—	2,980	67.9%
令和3年度	1,115	869	3,094	69.4%
令和4年度	1,128	859	3,005	66.6%

利用率：実利用枚数÷（交付者数×4）

※実利用者数は施術所から提出された受療券より集計。平成30年度から令和2年度は受療券の文書保存年限を過ぎているため未集計。

我が国の高齢者は一般的に「65歳以上」と定義され、高崎市における高齢者福祉事業も65歳以上を対象とするものが多い。

はり・きゅう施術助成扶助費が「60歳以上」となっている根拠について担当部署へ確認したところ、『根拠となる「高崎市はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱」が施行された当時の検討資料が保存期間の超過により現存していないため、60歳以上という年齢要件を定めた詳細な経緯については分かりかねる』という回答があった。また担当者の推測を含んだ見解として『本事業は他の施策とは異なり、高齢者福祉のなかでも、施術を受けることによる健康の維持増進が主たる目的であり、かつ、本事業を開始した当時は60歳定年が当たり前であったことから、定年を迎えた市民に対して、はり・きゅうの施術費用を補助することで健康の維持増進を図り、ひいては介護予防に繋がると期待されることから、60歳以上という年齢要件が設定されたと考える』との回答があった。

【意見10】補助要件の年齢基準の見直しについて

はり・きゅうの施術費助成事業は平成3年度から、マッサージの助成事業は平成7年度から開始したものであり、要綱の見直しがなされずに今日まで行われている。また、他の自治体の事例を見ても、65歳以上の年齢基準を定めている自治体が多い。

よって、他の事業との整合性を確保し、時代に合った年齢基準の更新が必要であると考えます。

当該事業の受療券交付者と対象年齢である60歳以上の人口を比較し、交付率を計算すると以下のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数※(人)	125,089	125,631	126,066
交付者数(人)	1,097	1,115	1,128
交付率	0.9%	0.9%	0.9%

※ 各年度の1月31日現在における年齢60歳以上の人口数

【意見11】 事業の公平性について (交付率の向上)

申請書に記載された交付者の年齢を確認すると65歳以上の割合が多いため、意見10で示した年齢基準を改めることで交付率が向上すると考えられるが、いずれにしても交付者がごく一部の市民であることが分かる。公平なサービスの提供の観点から、本事業の必要性についてアンケート等により市民の要望を把握したり、交付率を向上させるための働きかけや事業の見直しを実施したりするなどの検討が必要と考える。

【意見12】 利用率の向上について

交付枚数のうち実利用枚数の割合(利用率)は、過去4年間7割を下回っている。コロナ禍の影響も考えられるが、利用率が今後も向上しない場合には、交付方法や交付枚数などを見直すなど、利用率を高めるような取り組みを行うことが必要と考える。

N014 敬老事業補助金

1	事業の名称	敬老事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市敬老事業補助金交付要綱								
6	事業目的	団体等による敬老事業の充実を図り、もって長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、高齢者の福祉の増進に寄与する。								
7	事業の概要	4月1日現在で、当該年度中に75歳以上になる人数を補助金の算定根拠とし、敬老事業を行う地区、町内会等の団体に対して補助金を交付する。地域分散方式で実施することにより、地域の実情にあった敬老事業を通じて、より密接な地域と高齢者との交流を図る。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>76,509</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>79,320</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>83,250</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	76,509	令和3年度	79,320	令和4年度	83,250
	実績額									
令和2年度	76,509									
令和3年度	79,320									
令和4年度	83,250									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 補助金交付申請書 ・ 実施単位別予定表 ・ 補助金等交付決定通知書（写） ・ 補助金実績報告書 ・ 実施単位別報告書 ・ 前金払確認報告書 ・ 高崎市敬老事業補助金交付要綱 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

敬老事業補助金交付要綱において75歳以上になる人数に1,500円を乗じた金額を各地域に支給することとなっているが、令和2年度から令和4年度までの3年間は、75歳以上になる人数に1,350円を乗じた金額を支給している。

過去6年間の支給実績は以下のとおりである。

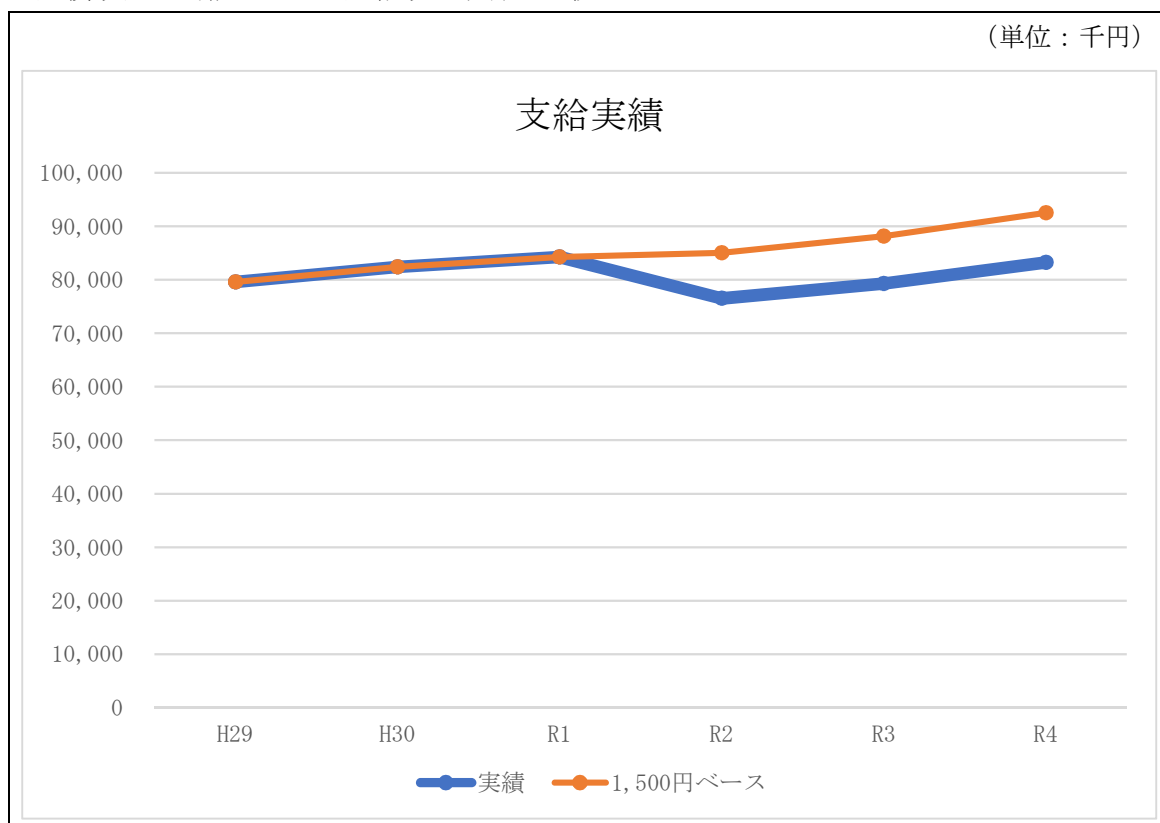
<支給金額と対象者数の推移>

	補助金	対象者数	実績額
平成29年度	1,500円	53,067人	79,601千円
平成30年度	1,500円	54,918人	82,377千円
令和元年度	1,500円	56,169人	84,254千円
令和2年度	1,350円	56,673人	76,509千円
令和3年度	1,350円	58,756人	79,321千円
令和4年度	1,350円	61,667人	83,251千円

高齢社会の進行により、支給対象者数は増加しているが、1人当たりの補助金額が1割減となった影響で、支給実績額は横ばいになっている。なお、1人当たりの補助金額が変更となった理由について、担当者へ確認したところ「一般財源における予算査定上で決定したものであり、新型コロナウイルス感染症対策費用に対する財源捻出等が考えられる」との回答があった。

1人当たりの補助金額が1,500円のままであった場合には、以下のグラフのように増加する。

<実績額及び要綱どおりの支給額の場合の比較>



1人当たりの補助金額の減額を暫定的な措置とし、今後敬老事業補助金交付要綱のとおり支給された場合、支給総額は90,000千円を超えることが想定される。

また、令和4年度の各地域の実績報告によると、補助金の用途は、ほとんどが記念品配布となっている。コロナ禍であった影響も大きいですが、コロナ禍以前の『高崎市議会平成26年3月保健福祉常任委員会－03月10日-01号』においても当時の長寿社会課長より以下の発言がある。

敬老事業補助金で敬老会の実施や記念品を配布したりしているが、町内会ごとの状況について質疑があり、530ある町内会のうち、敬老会のみを実施しているところが14町内、敬老会を実施し記念品を配布しているところが287町内で、全体の54.2%となっている。また、残りの229町内については記念品のみ配布している。

[平成26年3月10日 保健福祉常任委員会－03月10日-01号（高崎市議会会議録より引用）]

【指摘3】敬老事業補助金算定根拠名簿の取り扱いについて

敬老事業の実施にあたり、実施団体が対象者を把握するために、高崎市より敬老事業補助金算定根拠名簿を配付しているが、名簿を回収していない状況である。

名簿には、個人情報に記載されていることから、紛失などを防ぐためにも敬老事業終了後に名簿の回収を行わなければならない。

【意見13】敬老事業補助金の交付先について

敬老事業補助金の交付にあたり、実施主体が町内会の場合でも、地区代表区長へ交付し、地区代表区長が各町内会へ振り分けを行っている地区がある。

地区とは、中学校区を単位とした複数の町内会で構成されており、各町内会への補助金を地区代表区長に一括して交付することは、多額の現金を交付することとなり、敬老事業補助金が本来の用途に使用されない可能性がある。

補助金の交付にあたっては、現金の集中交付を防ぐためにも、実施主体毎に交付を行う方法に変更する必要があると考える。

【意見14】増加する支給総額への対策について

敬老事業補助金は、敬老事業の充実を図り、地域と高齢者との交流を促すものである。平成26年の資料からも約4割は記念品配布のみとなっており、コロナ禍や敬老事業を運営する地域住民自体の高齢化もあり、ますます「記念品を配布する事業」の補助金になりつつあると考える。

また、他の地方自治体の事例をみると、同様に本事業の改廃が議論されており、敬老会への出席率や出席人数に応じた支給方法を採用するケースや、記念品を指定し支給するケース、敬老祝金事業など他の事業と併合するケースなど様々な事例がある。

地域で高齢者をお祝いすることや記念品を贈呈すること自体を否定するものではなく、今後も進行する高齢社会の中で、当該事業を継続するためにも事業の内容、支給対象年齢や支給金額を見直すなど、検討が必要と考える。

N015 敬老祝金

1	事業の名称	敬老祝金																																																						
2	事業区分	市単独事業																																																						
3	事業種別	補助金・負担金事業																																																						
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当																																																						
5	根拠例規	高崎市敬老祝金支給条例																																																						
6	事業目的	高齢者に対し、敬老祝金を支給し、その長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、高齢者の福祉の増進に寄与する。																																																						
7	事業の概要	<p>祝金を支給する日の属する年度において、9月1日に本市に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されている者に対して敬老祝金を支給する。</p> <p>【祝金の金額】</p> <p>当該年度において、次の年齢に達する者に対して支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満88歳に達する者 25,000円 ・満100歳に達する者 70,000円 ・満101歳以上の者 50,000円 <p>【過去5年間の対象人数と支給額】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88歳</td> <td>1,953人</td> <td>1,914人</td> <td>2,053人</td> <td>1,970人</td> <td>2,115人</td> </tr> <tr> <td>25,000円</td> <td>48,825</td> <td>47,850</td> <td>51,325</td> <td>49,250</td> <td>52,875</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>88人</td> <td>114人</td> <td>109人</td> <td>113人</td> <td>128人</td> </tr> <tr> <td>70,000円</td> <td>6,160</td> <td>7,980</td> <td>7,630</td> <td>7,910</td> <td>8,960</td> </tr> <tr> <td>101歳～</td> <td>172人</td> <td>183人</td> <td>196人</td> <td>210人</td> <td>217人</td> </tr> <tr> <td>50,000円</td> <td>8,600</td> <td>9,150</td> <td>9,800</td> <td>10,500</td> <td>10,850</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,213人</td> <td>2,211人</td> <td>2,358人</td> <td>2,293人</td> <td>2,460人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>63,585</td> <td>64,980</td> <td>68,755</td> <td>67,660</td> <td>72,685</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	88歳	1,953人	1,914人	2,053人	1,970人	2,115人	25,000円	48,825	47,850	51,325	49,250	52,875	100歳	88人	114人	109人	113人	128人	70,000円	6,160	7,980	7,630	7,910	8,960	101歳～	172人	183人	196人	210人	217人	50,000円	8,600	9,150	9,800	10,500	10,850	合計	2,213人	2,211人	2,358人	2,293人	2,460人		63,585	64,980	68,755	67,660	72,685
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
88歳	1,953人	1,914人	2,053人	1,970人	2,115人																																																			
25,000円	48,825	47,850	51,325	49,250	52,875																																																			
100歳	88人	114人	109人	113人	128人																																																			
70,000円	6,160	7,980	7,630	7,910	8,960																																																			
101歳～	172人	183人	196人	210人	217人																																																			
50,000円	8,600	9,150	9,800	10,500	10,850																																																			
合計	2,213人	2,211人	2,358人	2,293人	2,460人																																																			
	63,585	64,980	68,755	67,660	72,685																																																			
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>68,755</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>67,660</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>72,685</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	68,755	令和3年度	67,660	令和4年度	72,685																																														
	実績額																																																							
令和2年度	68,755																																																							
令和3年度	67,660																																																							
令和4年度	72,685																																																							
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・支出負担行為書（変更） ・戻入書 																																																						

		<ul style="list-style-type: none"> ・精算書 ・予算流用書 ・高崎市敬老祝金支給条例（写）
10	課題	特になし

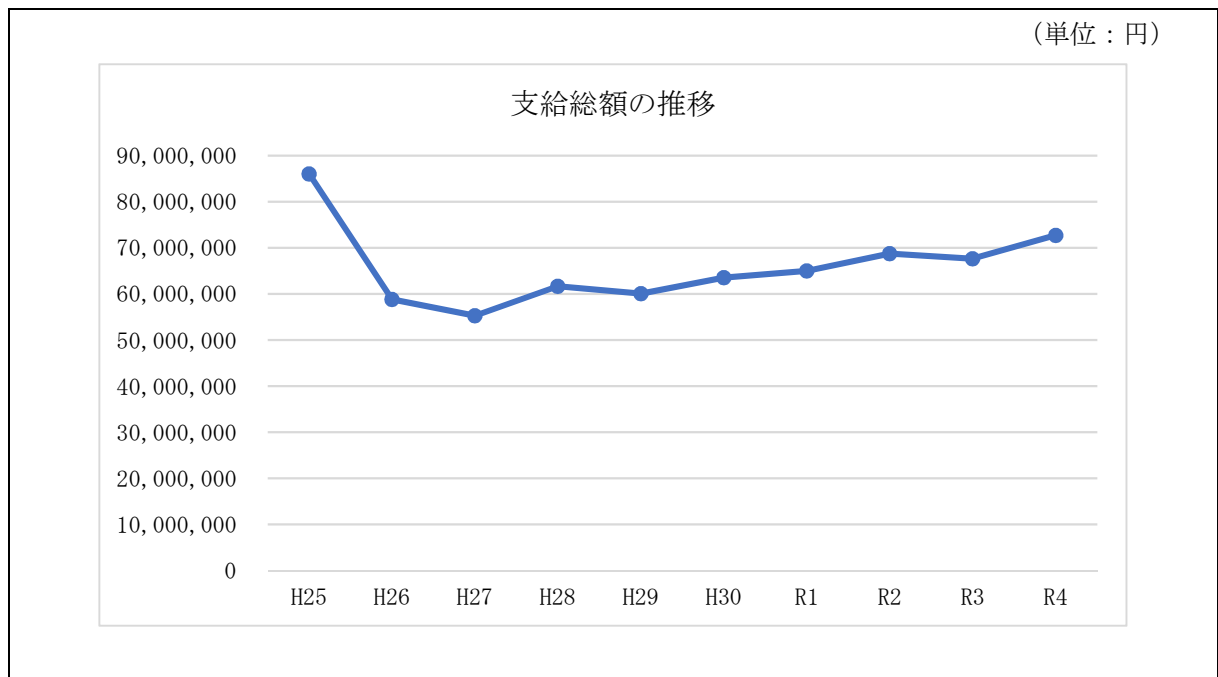
1.1 監査結果

高崎市敬老祝金支給条例によれば「支給対象者」は平成14年、平成17年、平成24年、平成26年に一部改正があり、「祝金の額」は平成26年に一部改正があった。

平成25年までの支給対象者及び支給金額は満80歳に達する人に6,000円、85歳は10,000円、90歳は15,000円、100歳は80,000円であったが、高齢化に伴い見直しが行われ、現在の基準になっている。

結果、支給総額は平成25年度が86,042,000円に対し、平成26年度は58,810,000円となり、約3割の予算が削減された。しかし、条例の改正から約10年、ますます高齢社会が進行したため、令和4年度に70,000,000円を超え、人口の統計資料から今後も予算が増加することが予想される。

< 敬老祝金の支給総額推移（H25～R4） >



敬老祝金の是非については、近年様々な地方自治体で議論が行われ、改正または廃止が行われている。次に示す表は、群馬県内の各12市の敬老祝金条例に定める内容と改正の動向である。

< 群馬県内各市の敬老祝金 >

	人口 ※1	77歳 (時点)	80～89歳 (時点)	90～99歳 (時点)	100歳 (時点)	100歳～ (毎年)	直近の 改正※2
高崎	368,109		88歳 25,000円		70,000円	50,000円	H26
前橋	330,358		88歳 10,000円		100,000円		R3
太田	222,196	10,000円	88歳 10,000円		50,000円		R5
伊勢崎	211,963			90歳 20,000円	100,000円	50,000円	H22
桐生	103,976		80歳 5,000円 85歳 5,000円	90歳 10,000円 95歳 10,000円	50,000円	10,000円	R2
館林	74,234		80歳 5,000円	90歳 10,000円 95歳 15,000円	100,000円		H24
渋川	73,671		88歳 10,000円		20,000円 ※3	20,000円	H24
藤岡	62,646		80歳 10,000円 85歳 10,000円	90歳 20,000円 95歳 20,000円		30,000円 ※4	H24
安中	55,030		80歳 5,000円	90歳 10,000円	50,000円	10,000円	H31
みどり	49,159		80歳 10,000円 81～89歳 毎年5,000円	90歳 20,000円 91～99歳 毎年10,000円		30,000円	H28
富岡	46,171				50,000円		H27
沼田	44,921		88歳 10,000円	95歳 30,000円	80,000円	10,000円	R2

※1 令和5年3月31日または4月1日時点の人数

※2 支給対象年齢または祝金の額の条例改正があった年（いずれも予算削減の改正）

※3 渋川市は100歳を99歳、100歳以上を101歳以上と定めている

※4 藤岡市は100歳以上ではなく101歳以上と定めている

県内の12市の中で直近5年間において、支給対象年齢または祝金の額の条例改正を行った市は5つある。なお、いずれも高齢社会の進行に伴い予算を削減する改正である。

財政規模や高齢者の比率など総合的な判断が必要になるが、支給金額を単純比較した場合、100歳以上で生涯支給される祝金は高崎市が上位であることが確認できる。

続いて、県外において高崎市の人口と近い中核市等の状況を比較してみる。なお、敬老祝金は地域性も考えられることから、近隣の県に限定し、それぞれ人口が近い2つの自治体を選択した。

< 近隣の県内で高崎市と規模が近い市の敬老祝金 >

		人口 ※1	77歳 (時点)	80～89歳 (時点)	90～99歳 (時点)	100歳 (時点)	100歳～ (毎年)	直近 改正※2
群馬	高崎	368,109		88歳 25,000円		70,000円	50,000円	H26
	長野	367,889						祝金 無し
埼玉	川越	352,986	10,000 円	88歳 20,000円		30,000円	50,000円	H21
	所沢	343,867						祝金 無し
栃木	宇都宮 ※3	515,902		80歳 10,000円	90歳 30,000円	100,000円		H18
	小山	167,201		80歳 5,000円	90歳 10,000円	50,000円		R3
茨城	水戸	269,196		88歳 20,000円		50,000円	10,000円	
	つくば	252,317	3,000 円	88歳 10,000円		30,000円	20,000円	R3
新潟	新潟 ※3	775,892						祝金 無し
	長岡	259,852						祝金 無し

※1 令和5年3月31日または4月1日時点の人数
 ※2 支給対象年齢または祝金の額の条例改正があった年（いずれも予算削減の改正）
 ※3 栃木県及び新潟県は同規模の人口の市が無いため、高崎市人口の前後の2市を選択

近隣の県で人口が最も近い長野市は祝金の条例が無く、長野市の担当部署へ確認したところ「祝状のみを贈呈している」という回答であった。県外の同規模の市と比較をすると、高崎市の敬老祝金は支給金額が大きいことが分かる。

【意見 15】 敬老祝金事業の見直しについて（対象人数の推移から）

過去5年間の対象人数と支給額の推移をみると、88歳、100歳、100歳以上のいずれも増加傾向であるが、特に毎年支給される100歳以上の人数が増えている。長寿の市民が増加している点は喜ばしいことであるが、同一の市民が毎年受給する点については公平性の見地より支給方法や支給金額等、検討が必要と考える。

【意見 16】 敬老祝金事業の見直しについて（他の自治体との比較から）

先の資料のとおり、近年、支給対象年齢や祝金の額について高齢社会の進行や公平性の見地等より見直しをしている自治体が多い。また、祝金制度を廃止し、祝状や祝品、お祝い事業の実施など、長寿の祝福を工夫して行っている自治体も増えている。

高崎市の場合、県内で最も人口が多く、かつ現在の基準では他の自治体に比べ支給対象人数及び支給総額が大きい。群馬県内の中で比較検証するのでは不十分であり、広い視野で全国的な議論、せめて近隣の県の事例を考慮しつつ、検証する必要があるだろう。

また本事業の見直しは高崎市だけでなく、県内の各自治体にも影響を与えるものになると考える。例えば、仮に祝金事業を廃止する場合、その廃止により確保される予算をどう活用するか。そして、長寿を変わず祝福する方法として祝金ではなくどのような取組みを行っていくか。同じように、高齢社会の進行で議論を続けている県内の各自治体にとって有用な先進事例になる可能性も考えられるためである。

よって、高崎市の高齢者の推移などを考慮しつつ、県内だけでなく、近隣県の同規模の自治体における敬老祝金事業も併せて鑑みることで、支給対象年齢や祝金の額の検討、または廃止の是非など、事業の見直しを行っていくことが必要と考える。

N016 単位長寿会補助金

1	事業の名称	単位長寿会補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市単位長寿会補助要綱								
6	事業目的	高齢者の生きがいと健康づくりのための活動を行う単位長寿会の組織強化を図り、活動を促進させること。								
7	事業の概要	補助金を交付する年度の4月1日時点で一般社団法人高崎市長寿会連合会に加入している「単位長寿会」に対して、組織強化に係る経費並びにボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動に必要な経費について補助を行う。 【補助金額】 会員数に応じた補助金額 + 役職に応じた補助金額								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">22,081</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">22,406</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">20,954</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	22,081	令和3年度	22,406	令和4年度	20,954
	実績額									
令和2年度	22,081									
令和3年度	22,406									
令和4年度	20,954									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・補助金交付申請書 ・補助金等交付決定通知書（写） ・活動実績報告書 ・前金払確認報告書 ・高崎市単位長寿会補助要綱 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

補助金額の算定方法は、各単位長寿会の会員数による基準と会長等の在籍役職基準の合計となっている。申請時に会員数及び在籍役職を明記し、実績報告においては定型の実績報告文に代表者及び監事が署名を行うことで完結する（なお、補助金交付決定額を事業に充てきれなかった場合にのみ、別紙報告となる）。

長寿会の会報誌によると、現在会員数が減少傾向であり、解散する単位長寿会も出てきており、また役職の成り手不足も深刻化している。役職者も高齢者である中で、当該補助金の申請及び実績報告は手続きが簡素である点は、評価できる。

反面、現在の支給方法及び実績報告では、当該補助金の経済性及び効率性、並びに有効性

は観測できない。単位長寿会それぞれの活動内容も、補助金交付決定額を事業に充てきれなかった場合しか確認できない。

【意見 17】 単位長寿会の収支内訳書等の提出について

当該事業は会員数などの基準により支給される補助金のため、申請時において予算計画書等の提出は不要である。しかし、「高崎市長寿会補助要綱」に記載された支給基準及び支給金額が適正であるか否かを観測するためにも、実績報告の際には、収支内訳書等の書類を添付するよう要綱を改正することが必要と考える。

N017 市長寿会連合会補助金

1	事業の名称	市長寿会連合会補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	老人福祉法								
6	事業目的	市長寿会連合会事務局の運営費及び事業費への補助を行うことにより、高齢者の生きがいと健康づくりのための活動を行う単位長寿会の組織強化を図り、活動を促進させること。								
7	事業の概要	<p>【運営費補助金】 市長寿会連合会事務局職員 3 人（事務職員 2 人、活動推進員 1 人）のうち、2 人の人件費及び長寿センター利用者送迎用バス 4 台の維持管理費、運転手 4 人の人件費等を補助する。</p> <p>【事業費補助金】 市長寿会連合会が実施する各種大会、研修会等の事業費を補助する。</p>								
8	過去 3 年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">28,458</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">31,620</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">31,620</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和 2 年度	28,458	令和 3 年度	31,620	令和 4 年度	31,620
	実績額									
令和 2 年度	28,458									
令和 3 年度	31,620									
令和 4 年度	31,620									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 補助金等交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 予算書 ・ 補助金等を必要とする理由書 ・ 補助金等交付決定通知書（写） ・ 支出命令書及び請求書（写） ・ 補助金実績報告書 ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ 前金払確認報告書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

運営費補助金は、人件費及びバスの維持費である。長寿会が所有しているバスは 4 台あり、コロナ禍には利用度が低下したが、今後、再びその利用が求められるものと考えられる。

< 高崎市議会教育福祉常任委員会－令和5年3月9日議事録より >

◎長寿社会課長

鶴亀号は、長寿会が保有している大型バスでございまして、現在長寿センターに4台置いております。稼働状況につきましては、コロナ禍以前の平成30年度につきましては年間の延べで428回の利用がございましたが、コロナ禍の令和2年度が17回、3年度が16回まで落ち込んだところでございますが、4年度12月末までの数で86回までに回復しております。

【指摘4】補助金の交付要綱について

当該補助金は、市長寿会連合会が補助金交付の要望書を提出し、その内容を鑑みて予算の範囲内で支給する方法で行っている。根拠条文は、以下老人福祉法第13条第2項のみとなっており、高崎市が制定した補助金交付要綱等が存在しない。

現在、要望書及び一般的に必要なと考えられる事業報告等は適正に作成、保存されているため、交付要綱が無いことによる実務上の問題は生じていないと考える。しかし、当該補助金の目的や補助金額の算定根拠、提出すべき書類、充当しきれない金額があった場合の返還の可否等、本来補助金を支給する場合に考慮すべき要綱が不明になっている状態は早急に改善されたい。

他の補助金事業にはそれぞれ交付要綱が用意されていることも鑑み、制度を大きく変えるという趣旨ではなく、現状の交付内容を踏まえて交付要綱を整備しなければならない。

<老人福祉法第13条第2項>

地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

N018 シルバーホーム補助金

1	事業の名称	シルバーホーム補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市シルバーホーム補助金交付要綱								
6	事業目的	地域住民の協力を得て一般住宅を借り上げ、高齢者の集会所として地域の身近に設置し、福祉活動等の推進に資することを目的とする。								
7	事業の概要	<p>【事業の概要】</p> <p>町内に公民館等の公共的施設がない区域で、一般住宅を借り上げ、高齢者の集会所として設置し、福祉活動の推進に資する。現在は、大橋町の1か所へ補助している。</p> <p>利用対象者：本市に居住し、おおむね60歳以上の者</p> <p>【事業の経緯】</p> <p>長寿センターの無い小学校区でも、高齢者の集える場を提供することを目的に、昭和54年より事業を開始した。</p> <p>※現在は、要綱を改正し、町内に公民館が無い地区を対象としている。</p> <p>※平成29年度まで委託で実施</p> <p>※平成30年度より補助金にて計上</p> <p>【賃借料】</p> <p>@維持費 17,000円/月×12ヶ月=204,000円</p> <p>@運営費 10,000円/月×12ヶ月=120,000円</p> <p>【支出先】</p> <p>ハッピーハウス大橋 代表 浜村冬人</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">324</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">324</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">324</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	324	令和3年度	324	令和4年度	324
	実績額									
令和2年度	324									
令和3年度	324									
令和4年度	324									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払確認報告書 ・事業報告書 ・収支決算書 ・支出負担行為書 ・補助金交付決定通知書（写） ・補助金交付申請書 ・事業計画書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支予算書 ・ 補助金を必要とする理由書 ・ 高崎市シルバーホーム補助金交付要綱
10	課題	特になし

1.1 監査結果

本事業は平成29年度まで委託で実施し、平成30年度より補助金事業で実施されている。また本事業でいうシルバーホームとは高崎市シルバーホーム補助金交付要綱で次のように定義されている。

<高崎市シルバーホーム補助金交付要綱（平成31年4月1日から施行）>

第2条 定義

(1) シルバーホーム

高齢者同士の集まりだけでなく、子どもや子育て世代の交流の場としても利用でき、地域住民同士が世代を超えた交流を行うことができる場をいう。

なお、昭和54年に制定された委託事業のときは、次のように定義されていた。

<高崎市シルバーホーム設置運営要綱（昭和54年10月1日から適用）>

(目的)

第1条 この要綱は、地域の老人に対し、住民の協力を得て一般民間住宅を借り上げ老人の集会所（以下「シルバーホーム」という。）として身近に設置し、地域の老人の福祉活動の推進に資することを目的とする。

従来のシルバーホームは、当時の表現で「老人の集会所」の役割を担っていたが、現在は「世代を超えた交流を行うことができる場」となっており、支出先の事業報告にも出前講座、町内会同士の習い事の実施、PTA・育成会への貸し出し、町内会の会合、敬老事業の会場など、地域公民館の役割を担っている。

補助金事業となってから、本事業は継続して1地域のみ対象となっており、申請方法や申請状況を確認したところ、以下の回答があった。

現在、当該補助金に関する積極的な周知は行っておらず、相談があった際に対応しております。理由としましては、高齢者の交流の場（いきいきサロン等）には、活動に対する補助を実施していることや、空き家対策については、「地域サロン改修助成金」として補助を実施しており、そちらの補助メニューを積極的に周知して展開を進めているためです。

本事業に関する申請状況について、平成30年度以降については大橋町以外からの申請はありません。また、補助申請に係る相談等は記録に残っておりません。委託事業で実施していた時期に、大橋町以外では2町内会が実施していたと思われます。その後、その2町内会においても、地域に公民館が建設されたことなどから、補助金の対象外となりました。

実態としては、従来から実施していた事業を継続して行っているが、現在は類似する事業があるため、本事業について新たな地域が申請するということはないという状況である。

【意見 18】 補助金の名称について

従来の制度を踏襲しているため、補助金の名称が「シルバーホーム」となっているが、実態は高齢者のための施設というよりも、「公民館」の代替機能を果たしている。本来は、シルバーホームという名称自体が適さないため、名称変更が必要と考える。

【意見 19】 その他の助成金の活用などについて

1 地域のみに対し継続して補助金が支給され、かつ、積極的な周知もなく、他の地域が申請していない状況は公平性の見地等から好ましくない。高齢者の生きがいと健康づくり推進事業としては社会福祉協議会と市で支援している「ふれあい・いきいきサロン支援補助金」、空き家等の活用であれば「地域サロン改修助成金」や地域公民館、集会所などで適用できそうな空き家対策の助成制度の利用を促すなど実施し、当該事業の撤廃等を視野に見直しすることが必要と考える。

N019 高齢者社会参加促進補助金

1	事業の名称	高齢者社会参加促進補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市高齢者社会参加促進事業助成要綱								
6	事業目的	高齢者が生きがいを持って心豊かな生活ができるよう、地域の人たちと交流する機会を提供し、積極的に社会参加できるようにすること。								
7	事業の概要	<p>民生委員・児童委員協議会に依頼し、高齢者が積極的に社会参加し、地域の人たちとの交流を深めることによって孤独感を解消し、心豊かな生きがいをもった生活を過ごしていくために行う事業に対して補助を行う。</p> <p>【補助対象事業等】 必須事業の対象者は、ひとり暮らし高齢者のうち病弱あるいは近隣との交際もなく家に閉じこもりがちな人とする。 任意事業の対象者は、市内に居住する当該年度末現在で、65歳以上の高齢者とする。</p> <p>【補助金額】 ひとり暮らし高齢者（※）の人数に1,200円を乗じた額及び規模別補助金額の合計とする。</p> <p>※当該年度の前年度に実施されたひとり暮らし高齢者調査において、ひとり暮らし高齢者であることが確認された者</p> <p>【支出先】 高崎市民生委員・児童委員協議会</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>19,909</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>19,909</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>19,909</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度・令和4年度の補助金額は前年度のひとり暮らし高齢者調査が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、令和2年度の補助金と同額を交付</p>		実績額	令和2年度	19,909	令和3年度	19,909	令和4年度	19,909
	実績額									
令和2年度	19,909									
令和3年度	19,909									
令和4年度	19,909									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 補助金交付申請書 ・ 事業計画書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支予算書 ・ 補助金等交付決定通知書（写） ・ 請求書（写） ・ 事業実績報告書 ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ 前金払確認報告書 ・ 高崎市高齢者社会参加促進事業助成要綱
10	課題	特になし

1.1 監査結果

高崎市高齢者社会参加促進事業助成要綱によれば、助成対象事業はひとり暮らし高齢者のうち病弱あるいは近隣との交際もなく家に閉じこもりがちな人を対象に「一声かけ運動」を必須事業とし、奉仕活動事業・健康増進活動・文化活動事業・生活活動事業を任意事業としている。任意事業の例示もあり、世代を超えた交流など様々な取り組みへの支援が考えられるが、前提として高齢者の社会参加を促進するものである必要がある。

【指摘5】対象事業以外への交付実績について

交付申請書に添付された事業計画書及び実施報告書の中には要綱に規定された事業ではない用途に用いられ、支出されているケースがあった。具体的には、保育所、小学校、中学校などの新入生や卒園生への記念品を配布する事業に用いられているケースで、補助金も申請のとおり交付されていた。

当該事業の申請者は各地区の民生委員児童委員協議会である。各々地域のために工夫を凝らして実施する点はとても良いことであるが、当該事業はあくまでも高齢者の社会参加促進事業であるため、要綱を守った事業計画及び実施、並びに補助金の交付を決定しなければならない。

N020 ふれあい・いきいきサロン支援補助金

1	事業の名称	ふれあい・いきいきサロン支援補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市ふれあい・いきいきサロン支援補助金交付要綱								
6	事業目的	高齢者の孤立感や孤独感の解消のため、地域で高齢者の生きがいをづくりや介護予防活動を行う「ふれあい・いきいきサロン」について、運営費の一部を補助する。								
7	事業の概要	<p>【事業の概要】</p> <p>「ふれあい・いきいきサロン」は、民生委員等が中心となり、ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の交流の場、介護予防の場として運営されており、地域高齢者の居場所・介護予防普及の場として、その活動は今後益々重要になってくる。本市では、更にサロン活動の強化・充実に支援するため、市社会福祉協議会を經由し、各サロンに対し補助する。</p> <p>【金額】</p> <p>サロンには、社会福祉協議会から年間 42,000 円が助成されている。高崎市から 1 サロン当たり 7,200 円を更に補助し、サロンへの助成の総額を年間 49,200 円としている。</p> <p>【サロン数】</p> <p>令和 2 年度 360 か所 令和 3 年度 356 か所 令和 4 年度 344 か所</p>								
8	過去 3 年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">2,592</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">2,563</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">2,476</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和 2 年度	2,592	令和 3 年度	2,563	令和 4 年度	2,476
	実績額									
令和 2 年度	2,592									
令和 3 年度	2,563									
令和 4 年度	2,476									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払確認報告書 ・補助金実績報告書 ・収支決算書 ・支出負担行為書（変更） ・支出負担行為書 ・補助金交付決定通知書（写） ・補助金交付申請書 ・事業計画書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支予算書 ・ 前金払請求書 ・ 補助金交付決定変更通知書（写） ・ 補助金交付決定変更申請書 ・ 高崎市ふれあい・いきいきサロン支援補助金交付要綱
10	課題	特になし

1.1 監査結果

1 サロン当たり 8,000 円を補助するが、令和 2 年度から令和 5 年度は附則において 7,200 円としている。社会福祉協議会を経由して各サロンに補助しているため、実績報告書からは各サロンにおける当該補助金の用途や効果を判断することができない。

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会によれば、サロンは地域住民が自発的・自主的に運営しており、令和 5 年 7 月現在、高崎市社会福祉協議会に登録しているサロンは 375 か所である。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
社会福祉協議会 登録サロン	395 か所	382 か所	374 か所
補助金申請 サロン	360 か所	356 か所	344 か所

【意見 20】 実績報告の明確化について

ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の交流の場の運営など、今後も重要な事業の 1 つになると考えられる。主に社会福祉協議会が助成し、高崎市が追加で補助を行っているが、現在の実績報告書では、収支額の記載が確認できるのみであり、各実施内容や金額が不明である。社会福祉協議会からの助成に追加する形で補助している金額が適正であるか否かを判断できるよう、より詳細な報告書の記載が必要と考える。

N021 高齢者ふれあいの家事業補助金

1	事業の名称	高齢者ふれあいの家事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市高齢者ふれあいの家事業補助金交付要綱								
6	事業目的	高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るとともに、これら高齢者等を地域ぐるみで支える自主的な取り組みを支援するもの。								
7	事業の概要	<p>【事業概要】 地域の身近な場所に居場所を設置し、日常動作訓練、趣味活動、交流活動、地域活動等の生きがい及び健康づくりを支援するためのサービスを提供する。</p> <p>【利用対象者】 市内に住所を有する比較的元気なおおむね 60 歳以上の在宅のひとり暮らし老人等で、家にとじこもりがちな者。 令和 4 年度 延べ利用者 2,467 人 令和 4 年 1 2 月 3 1 日現在の登録者数 83 人</p> <p>【補助施設】 矢中町いこいの家「ゆうゆう」（矢中町）：平成 1 5 年 8 月より新たに開設され、利用者の寄り合い所として定着している。</p> <p>【支出先】 矢中町いこいの家「ゆうゆう」</p>								
8	過去 3 年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">1,620</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">1,620</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">1,620</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和 2 年度	1,620	令和 3 年度	1,620	令和 4 年度	1,620
	実績額									
令和 2 年度	1,620									
令和 3 年度	1,620									
令和 4 年度	1,620									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・精算書 ・事業報告書 ・決算書 ・活動計算書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・支出負担行為書 ・補助金交付決定通知書（写） ・補助金交付申請書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 予算書 ・ 建物賃貸借契約書 ・ 高崎市高齢者ふれあいの家事業補助金交付要綱
10	課題	特になし

1.1 監査結果

当該事業は、過去3か所あったが、現在は1か所になっている。過去、国庫補助金による交付などもあり、高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るための事業として期待されたが、国からの補助金が廃止となった経緯がある。現在は、ふれあい・いきいきサロンが同様の趣旨で地域の活動を担っている。

【意見21】 今後の事業継続性について

本事業は実施報告から運営者及び利用者が充実した活動をしており、事業目的を達成するものとして今後も期待できる。しかし、公平性の見地等から、長らく1か所のみ支援されている実態は好ましくない。今後の事業の継続性について、他の類似する補助金制度への転換など含めた検討が必要と考える。

N022 おとしよりぐるりんタクシー運行委託料

1	事業の名称	おとしよりぐるりんタクシー運行委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	市内の高齢化率の高い地域において、ルート上ならどこでも乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要で利用可能な循環タクシーを運行。これにより、交通弱者の移動支援や運転免許証を自主返納した高齢者の支援のみならず、高齢者の介護予防にもつなげていく。令和2年6月運行開始。								
7	事業の概要	<p>【運行ルート】 乗附、片岡、寺尾、南八幡、倉渕東、倉渕西、榛名東、榛名西、榛名南、榛名北、吉井東、吉井西</p> <p>【運行日】 毎日（年中無休）午前9時～午後5時</p> <p>【対象者】 誰でも利用可能（車いすでも利用可能）</p> <p>【利用料】 無料</p> <p>【委託先】 高崎地区タクシー協議会</p> <p>運行委託料の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間貸運賃 3,040円（30分） ・運行及び準備時間 9時間 午前9時～午後5時（8時間）＋超過勤務等（1時間見込） ・運行台数 12台（1ルートにつき1台） ・1ルートあたりの料金算出方法 3,040円×（540分÷30分）×365日＝19,972,800円 								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度（4ルート）</td> <td>133,079</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8ルート）</td> <td>214,771</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（12ルート）</td> <td>239,674</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度（4ルート）	133,079	令和3年度（8ルート）	214,771	令和4年度（12ルート）	239,674
	実績額									
令和2年度（4ルート）	133,079									
令和3年度（8ルート）	214,771									
令和4年度（12ルート）	239,674									
9	閲覧資料	・支出負担行為書								

		<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 ・業務委託仕様書 ・随意契約理由書 ・お見積書（おとしよりぐるりんタクシー・費用根拠含む） ・検査調書 ・報告書 ・認可証（写） ・自動車検査証（写） ・業務従事者名簿
10	課題	運行していない地域から、ルート新設・延伸要望が多数。

1.1 監査結果

高崎市の高齢者の暮らしを支える市独自の取り組みの一つとしておとしよりぐるりんタクシーがある。

第8期高崎市高齢者あんしんプランより抜粋

高齢者など交通弱者の日々の生活の支援として、市では、買い物困難者ゼロを目指し、買い物代行業業など買い物支援4事業を実施しつつ地域の高齢者の支援を行ってきました。

また近年では、高齢者が関係した自動車事故も社会問題となっており、運転免許証を自主返納する高齢者への支援など、新たな課題も明らかとなってきたことから、新しい支援策として、地域内の定められたルート上を乗降り自由、利用登録、予約不要で無料で巡回する「おとしよりぐるりんタクシー」の運行を2020年6月から開始しました。

この事業は、まずは高齢化率の高い倉渕、榛名、吉井の3地域を対象として運行を開始しており、既存の公共交通の利用が不便な地域や地域内の大型スーパーや医療機関などを結ぶルートを設定し、そのルート上を専用のタクシーが巡回するもので、新たな交通手段として、事業開始当初より多くの高齢者に気軽に活用いただいています。

今後も地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、新規ルートの創設を含め事業内容を継続的に見直していきます。

車両のイメージ



(1) 事業の目的

市内の高齢化率の高い地域において、ルート上ならどこでも乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要で利用可能な循環タクシーを運行。これにより、交通弱者の移動支援や運転免許証を自主返納した高齢者の支援のみならず、高齢者の介護予防にもつなげていく。令和2年6月運行開始。

(2) 事業の概要

① 運行ルートについて

事業の開始は令和2年6月からとなっており、当初は4ルートでの運用であったが、令和5年3月期では乗附、片岡、寺尾、南八幡、倉渕東、倉渕西、榛名東、榛名西、榛名南、榛名北、吉井東、吉井西の12ルートが設定されており、運行ルートは毎年増加している。

ルートの選定に関しては具体的な基準は設けていないが、地域の高齢化率に着目してルートの選定を検討している。

ルートと高齢化率の関係は以下のとおりとなっている。

(高齢化率は2020年9月30日時点の住民基本台帳データより算定)

ルート	圏域：高齢化率	46圏域中の高齢化率順
倉渕東	倉渕：47.09%	1位

倉渕西	倉渕：47.09%	1位
榛名東	榛名：35.44%	2位
榛名西	榛名：35.44%	2位
榛名南	榛名：35.44%	2位
榛名北	榛名：35.44%	2位
寺尾	寺尾：33.47%	3位
吉井東	吉井：32.98%	5位
吉井西	吉井：32.98%	5位
南八幡	南八幡：31.74%	7位
片岡	片岡：31.65%	8位
乗附	乗附：29.20%	16位

高崎市全体の高齢化率が 28.11%となっていることから、ルートの選定は高齢化率を選定のベンチマークの一つとしていることがうかがえる。

【指摘6】稟議書に記載されていないルートについて

ルート決定に際しての稟議書が作成されていないルートが存在している。また、稟議書が残されているものの、稟議書にはルート決定に関する具体的な選定理由が記載されていない。

おとしよりぐるりんタクシー利用者の大きなメリットの一つとしては、無料で利用できる点である。そのため当該制度を利用したいルート域外の市民からすればルートの選定は最大の関心事であり、当該事業としても最重要の決定事項である。そのため、稟議書の作成はルートの変更があった都度作成し、ルート選定に関する責任の所在を明確にすること、ルート選定のための適切な意思決定の判断材料を確認することが必要と考える。

- ② 運行日は毎日（年中無休）で午前9時～午後5時となっている。
- ③ 利用者はだれでも利用可能（車いすでも利用可能）

(3) 事業の運行委託について

- ① 当該事業の運行委託料の過去の推移は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

	実績額
令和2年度（4ルート）	133,079
令和3年度（8ルート）	214,771
令和4年度（12ルート）	239,674

ルートの増加に伴い運行委託料が増加している。主な費用の根拠は以下のとおりとなっている。費用算定根拠に基づき各年度の委託料の妥当性を検討する。

費用算定根拠：令和2年度から令和4年度まで運転日数以外の条件は同じ

I. 時間制運賃 車両 30分/台=@3,040円（税込み）/台

II. 委託時間 9時間/日

III. 運行日数

I. 時間制運賃は、一般社団法人全国タクシー・ハイヤー連合会にて公表されている群馬県A地区 自動認可運賃・料金表の普通車の時間制運賃の下限運賃となっており、適切な単価が設定されていることを確認した。

II. 委託時間については、運行時間が午前9時～午後5時の実働8時間に加え、利用客がいた場合の追加所要時間1時間を加算して9時間/日としており、適切に設定されていることを確認した。

III. 運行日数は年中無休であることから、365日となることを、業務委託仕様書にて確認した。

上記条件をもとに各年度の費用を算定すると以下のとおりとなり、各年度の事業費と同額となることが確認できたため、事業の委託料は適切に計算されている。

年度	台	運転日数	算定金額
令和2年度	8台	304日※	133,079千円
令和3年度（当初）	8台	365日	212,971千円
令和3年度（追加）	4台	243日※	
令和4年度	12台	365日	239,674千円

※年度途中からのため、365日となっていない

② 業務委託契約先について

当該業務の委託については、高崎地区タクシー協議会との随意契約となっている。当該事業を行うに際して必要最低条件として、一般乗用旅客自動車運送業事業の許可を受けた運行事業者であることや、一定数のドライバー及び車両を365日年中無休で確保できることが必要と考えられる。高崎地区タクシー協議会は高崎市内のタクシー事業を行う法人12社が加盟している組織であり、事業を行う条件が確保でき、その上で事業を安定的に実施可能であると推測されるため、随意契約には合理性があり、随意契約として適切である。

③ 業務委託仕様書について

業務委託仕様書について確認を行ったところ、業務委託仕様書の8（6）にてタクシーに利用する車両の保険加入に関して記載があり、内容は以下のとおりである。

タクシーに利用する車両は次の保険に加入するものとする。加入手続き及び保険料の支払は受注者が行う。
--

○相手への補償

- ・対人賠償無制限
- ・対物賠償無制限

○利用者への補償

- ・人身傷害保険3千万円以上
- ・搭乗者傷害保険1千万円以上

当該規定については、タクシーの運行中に事故が発生した場合の被害を補償するに足る保険に加入することで、万が一の事態に備えることを目的として規定されているものである。

【意見 22】 保険加入状況の確認について

各タクシー会社でおとしよりぐるりんタクシーに使用している車両の保険加入状況が、業務仕様書の内容に合致していることを確認するための資料が確認できなかった。これは、業務仕様書で保険加入の内容について確認できる書類の提出までは定めていないことから、高崎市では受託者から保険に関する資料を徴収していない。

業務委託仕様書 10（4）、（5）において、「事故発生時には、責任ある対応で被害・加害問わず解決すること」、「事故発生によるすべての費用は、受注者が負うこと」とあるため、事故による損害が委託者に及ぶ可能性がないとも言える。

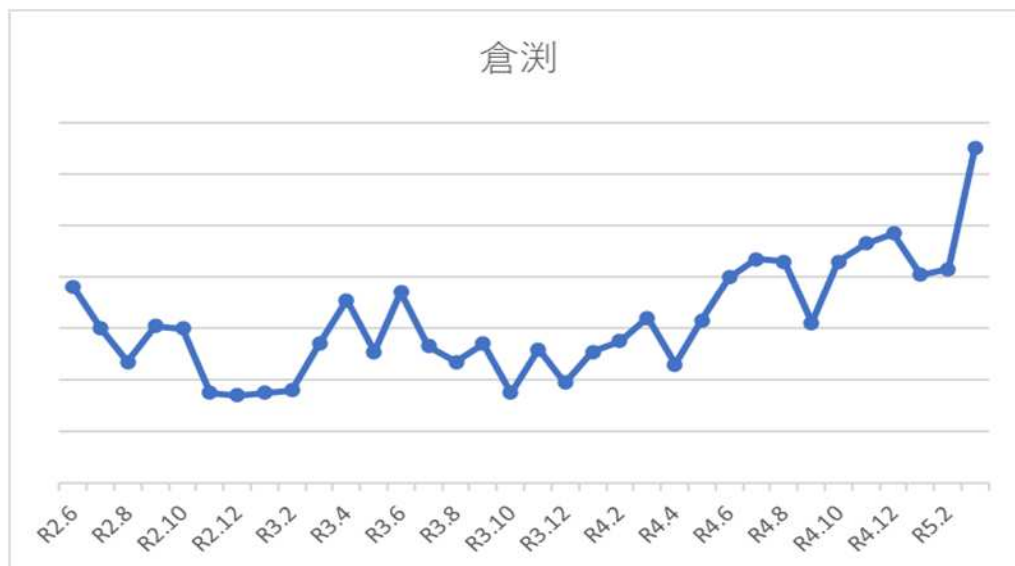
しかし、事故を発生させた受託者が仮に適切な保険に加入しておらず、損賠賠償を行うに足る資力がなかった場合等の状況が発生した場合、委託者である高崎市の管理責任があるとして損賠賠償を求められるリスクがないとは言い切れない。今後は保険加入に関する資料を徴収し、保険の加入状況について確認することが必要と考える。

令和2年6月の運行以来、事故の発生として記録されているのは19件あり、内容について確認したところ、多額の損賠が発生しているものや、人命に大きく関わるような事故は発生しておらず、現状において大きな事故が発生していないことが伺える。そのため、現状までにおいては業務受託者による安全安心な運行業務が行われているものと推測されるが、今後は大きな事故が発生した時のために、利用者、業務委託者、業務受託者等の関係者を守ることや、その後の事業継続的の観点からも必要な行為である。

(4) 利用者数について

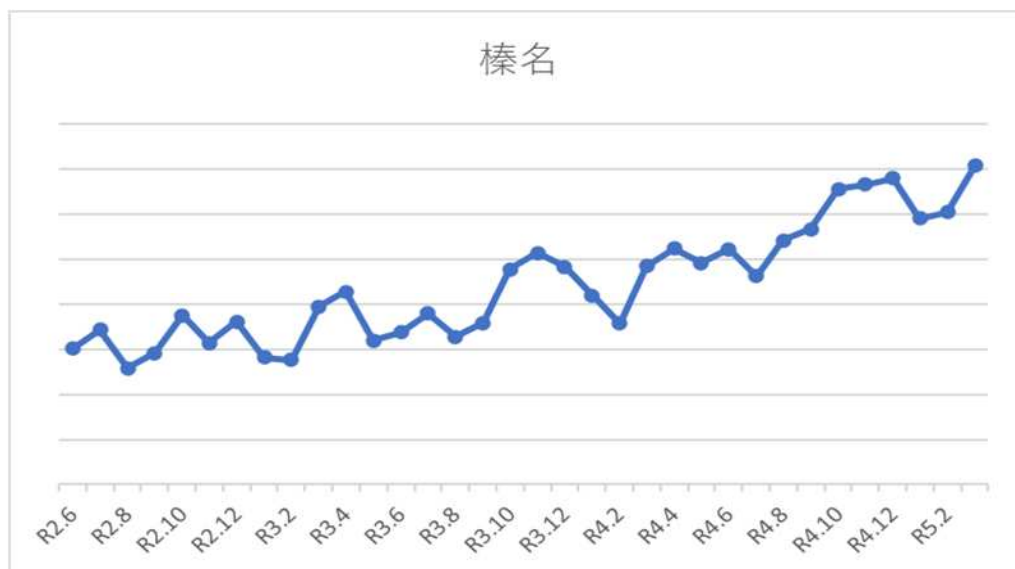
各ルートの利用者数についての推移状況は以下のとおりとなっている。

①倉渕（令和4年度は、倉渕東、倉渕西の2ルート）の利用者推移グラフ



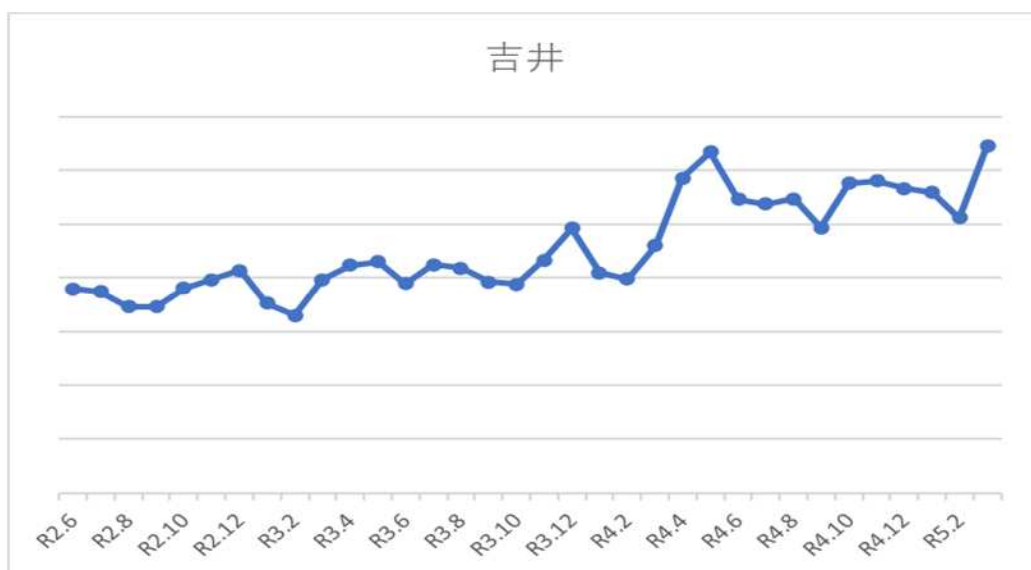
倉渕は当初からあるルートで、利用者の推移は令和4年3月までは横ばいの状況であったが、令和4年4月よりルートが1つ追加され、当該地区での運行が2ルートとなったことから、利用者が増加していることが伺える。

②榛名（令和4年度は、榛名東、榛名西、榛名南、榛名北の4ルート）利用者推移グラフ



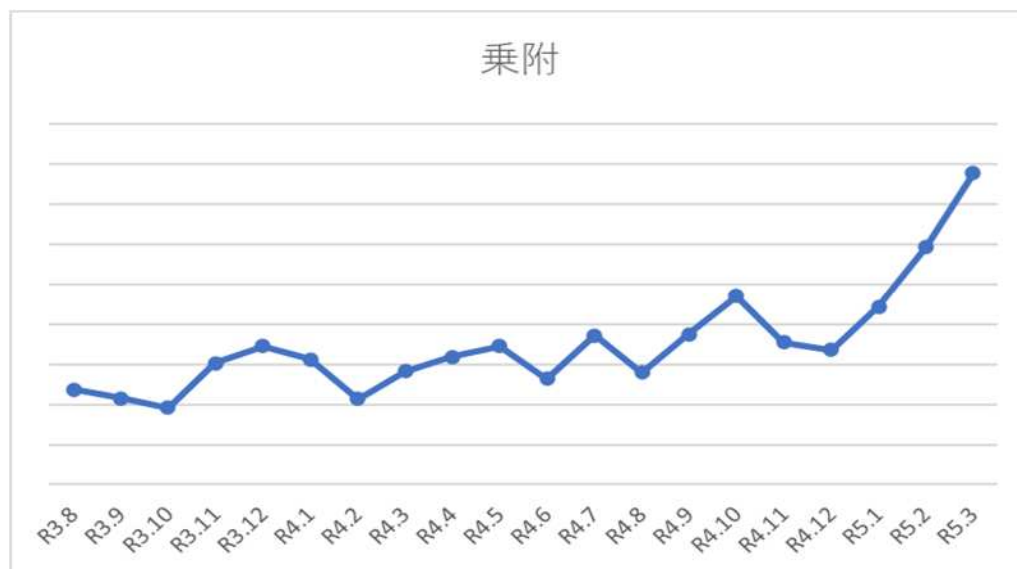
榛名は当初からあるルートで、当初は2ルートでの運行であった。2ルートの期間は令和2年6月から令和4年3月までであるが、利用者数は増加して推移していたことが伺える。令和4年4月からルートが2つ追加され、4ルートでの運行となったことから、さらに利用者が増加していることが伺える。

③吉井（令和4年度は、吉井東、吉井西の2ルート）利用者推移グラフ



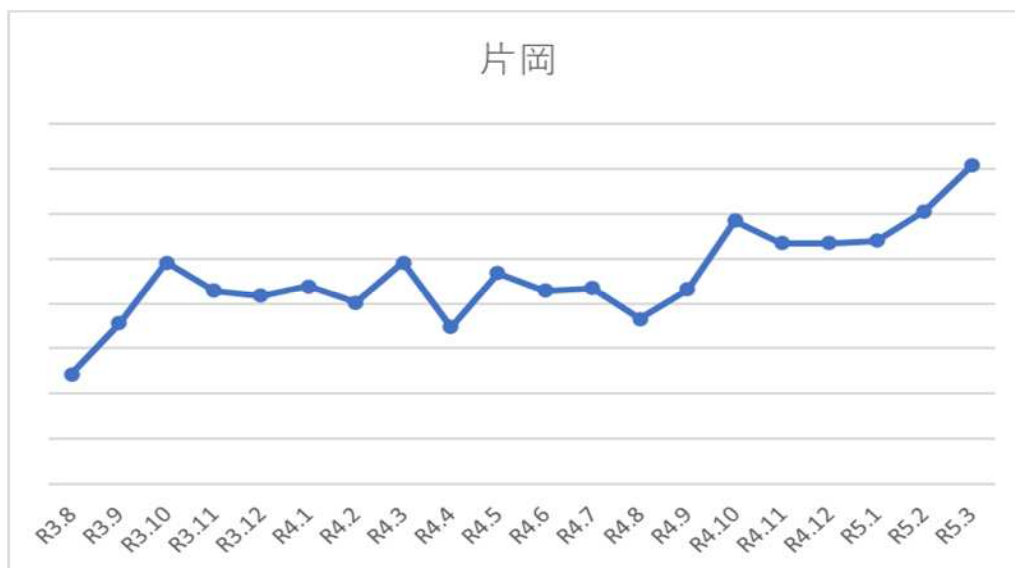
吉井は当初からあるルートで、利用者の推移は令和4年3月まではおおむね横ばいの状況であったが、令和4年4月よりルートが1つ追加され、当該地区での運行が2ルートとなったことから、利用者が増加していることが伺える。

④乗附（令和4年度は、1ルート）利用者推移グラフ



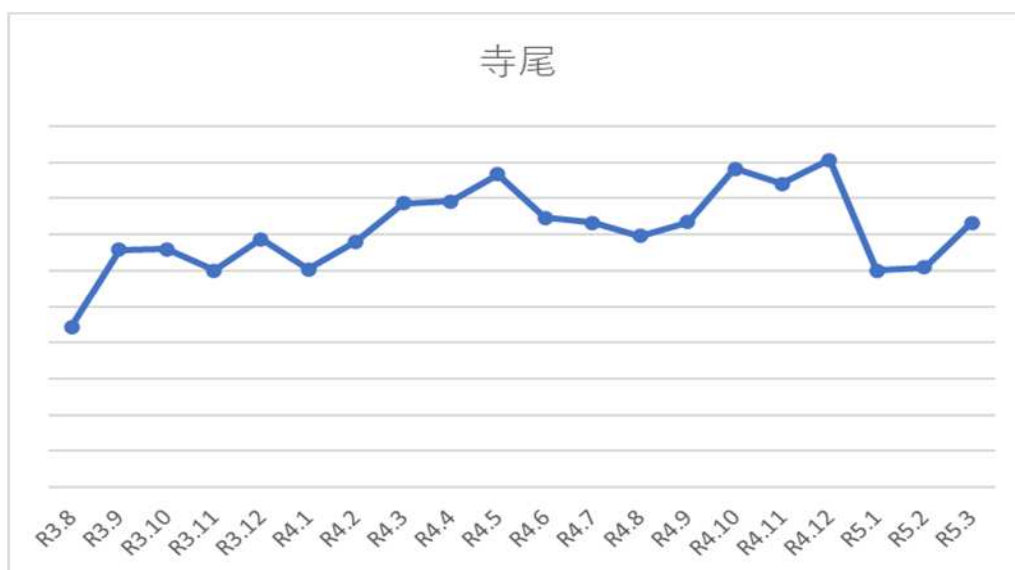
乗附は令和3年8月より開始されたルートで、利用者は特に直近で大きく増加していることが伺える。

⑤片岡（令和4年度は、1ルート）利用者推移グラフ



片岡は令和3年8月より開始されたルートで、利用者は直近で増加推移していることが伺える。

⑥寺尾（令和4年度は、1ルート）利用者推移グラフ



寺尾は令和3年8月より開始されたルートで、利用者は直近では減少しているものの、増加の傾向であることが伺える。

⑦南八幡（令和4年度は、1ルート）利用者推移グラフ



南八幡は令和3年8月より開始されたルートで、利用者はおおむね横ばいで推移している状況となっている。

全体としてルートが開設されてから利用者数は増加しているが、ルートごとに利用者の推移は差があり、利用者は増加傾向にあるか、横ばいの状況であり、減少傾向のルートはなかった。

(5) ルートごとの利用割合について

おとしよりぐるりんタクシーは、高齢者が安心して暮らせるための高崎市の事業であるが、投じられているのは公費であることからその効率性や効果についても適宜検証確認し、事業の修正を行っていくことが望まれる。

①令和4年度のルート別の利用者人数について、ぐるりんタクシー位置情報確認システムより出力したデータを集計した。

②2020年9月30日現在の住民基本台帳から各ルートにおける高齢者の人数を確認した。

③各ルートの高齢者に対する利用割合を算定した。①÷②で数値が高いほど高齢者に対する利用割合が高い。

④各ルート内のルートの数で③を割ることで、各ルートの1ルート当たりの利用割合となる。

ルート (ルート数)	倉渕 (2)	榛名 (4)	吉井 (2)	乗附 (1)	片岡 (1)	寺尾 (1)	南八幡 (1)
① 乗車人数	994	14,033	6,787	1,643	1,995	3,046	1,529
② 高齢者数	1,553	6,770	7,838	1,985	2,713	2,875	2,148
③ ①÷②	0.64	2.07	0.86	0.82	0.73	1.05	0.71
④ ③÷ルート数	0.32	0.51	0.43	0.82	0.73	1.05	0.71

上表からわかることとして、高崎市街地に近いルートの方が利用割合が高いことがわかる。おとしよりぐるりんタクシーが始まった当初のルートである倉渕、榛名、吉井ではルート増設により利用者数は増加したが、1ルート当たりでの利用割合は低い水準となっている。

【意見 23】 ルート設定の決定要因について

おとしよりぐるりんタクシーのルート設定の重要な決定要因に高齢化率が着目されているが、利用者に対する高齢者の利用割合を確認すると、高齢化率が高いから利用割合が高くなるということではないことが確認できた。ルートごとに様々な要因があり、高齢者がおとしよりぐるりんタクシーを利用するケースもまた様々であると考えられるが、高齢者の利用割合が低いルートに関しては利用割合を高めるよう工夫検討が必要と考える。

N023 おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム改修委託料

1	事業の名称	おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム改修委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	おとしよりぐるりんタクシー利用者が情報端末等を用いてタクシー車両の位置情報等が閲覧可能となるシステムの導入により、利用者の利便性向上を図る。								
7	事業の概要	<p>【概要】 運行ルート新設・変更に伴う位置情報確認システムの改修</p> <p>【委託先】 有限会社エイ・ケイ・システム</p> <p>【システムの概要】 位置情報確認システムは、おとしよりぐるりんタクシー利用者がスマートフォンやパソコン等を用いて、タクシー車両の現在位置や到着予定時間を確認できるもの。 令和元年度、プロポーザル方式により上記の業者を選定し、位置情報確認システムを構築。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">3,088</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	0	令和3年度	3,088	令和4年度	75
	実績額									
令和2年度	0									
令和3年度	3,088									
令和4年度	75									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 契約締結伺 ・ おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム改修業務仕様書 ・ おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム改修業務内容詳細 ・ 見積依頼書 ・ お見積書 ・ 検査調書 ・ 業務委託完成届 ・ 予算流用書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

資料を閲覧し、資料間の整合性や金額や日付等が適切なものとなっているかの確認を行った。その結果、支出行為は事業目的に照らして妥当なものとなっていることを確認した。

また、業務の委託事業が適切に完了していることの確認が行われていること、支出金額が見積書に基づいた金額となっていること、事業自体の内容についてはシステム改修がルートの変更に伴うものであることを確認した。

おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム改修委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N024 おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム使用料

1	事業の名称	おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム使用料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	おとしよりぐるりんタクシー利用者が情報端末等を用いてタクシー車両の位置情報等が閲覧可能となるシステムの運用により、利用者の利便性向上を図る。								
7	事業の概要	<p>【概要】 位置情報確認システムの年間使用</p> <p>【支出先】 有限会社エイ・ケイ・システム</p> <p>【システムの概要】 位置情報確認システムは、おとしよりぐるりんタクシー利用者がスマートフォンやパソコン等を用いて、タクシー車両の現在位置や到着予定時間を確認できるもの。 令和元年度、プロポーザル方式により上記の業者を選定し、位置情報確認システムを構築。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度（4ルート）</td> <td>1,453</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8ルート）</td> <td>1,754</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（12ルート）</td> <td>1,904</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度（4ルート）	1,453	令和3年度（8ルート）	1,754	令和4年度（12ルート）	1,904
	実績額									
令和2年度（4ルート）	1,453									
令和3年度（8ルート）	1,754									
令和4年度（12ルート）	1,904									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・契約締結伺 ・おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システム資料契約書 ・おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システムサービス提供内容詳細 ・随意契約理由書 ・執行伺 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

支出の相手方の妥当性について、契約の相手方は、おとしよりぐるりんタクシーの事業を開始した当初におとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システムを構築導入した業者であ

る。そのため、過去の実績を考慮し、随意契約を行っている。当該システムを新しく構築導入するには多大な費用が発生することや、現在の利用者が新しいシステムを改めて利用する煩雑さを考慮すれば、現在のシステムを継続して利用し続けることが費用面や利便性の観点から望ましいものと考えられるため、随意契約は合理的であると考えられる。

金額の適切性について、上記の理由によるため検討を行わないが、過去の実績と比較し、令和4年の支出額の適切性を検証する。

過去3期の実績額は以下のとおり。

単位（千円）

	実績額
令和2年度（4ルート）	1,453
令和3年度（8ルート）	1,754
令和4年度（12ルート）	1,904

金額の増加はルートが増加していることが要因となっていると考えられる。令和2年度と令和3年度の実績額差は301千円であり、令和3年度から令和4年度の実績差は、150千円となっている。令和4年度のコストの増加もルートが増加したことが要因と考えられ、金額の増加は一定の合理性があり、令和3年度の増加より金額が抑えられているため、令和4年度の実績額は適切であると考えられる。

おとしよりぐるりんタクシー位置情報確認システムの実在性について、当該システムが実在のうえ稼働し、利用できる状況になっていること確認するため、実際に高崎市のホームページより、12ルート分の位置情報確認システムが稼働していることを確認した。

【意見24】委託先選定方法の検討について

おとしよりぐるりんタクシー位置情報の運用業者について、現状は当該事業が始まった際のシステム構築業者が行っていることから随意契約を行うことに合理性があることは確認した。

今後、当該事業が継続して行われ、大規模なシステムの改修や見直しが生じた場合においては、システムそのものを入れ替える方がより適切な場合もあるため、随意契約ではなく、改めて業者の選定をし直すことが必要と考える。

N025 買い物支援タクシー借上料

1	事業の名称	買い物支援タクシー借上料										
2	事業区分	市単独事業										
3	事業種別	補助金・負担金事業										
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課企画担当										
5	根拠例規	高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業実施要綱										
6	事業目的	近隣に店舗がない等の理由により、生鮮食料品を中心とした食料品等の購入が困難な地域において、買い物が困難な高齢者を支援する。										
7	事業の概要	<p>日常生活用品の購入が困難な地域のひとり暮らし高齢者等を対象に、タクシーを利用した買い物支援を行う町内会に対し、タクシーチケットの交付を行う。</p> <p>【ボランティア事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアがタクシーを利用し、買い物困難者（以下、利用者）の近場のスーパーでの買物に付き添う。 ・利用者は1回あたり100円をボランティアに支払う。 ・ボランティアは市から支給されたタクシーチケットで、料金を精算する。 ・実施主体は町内会。ボランティアの募集、事業の運営、利用者の申し込み受付、タクシーチケットの授受・配布など事業運営にかかる一切を行う。 <p>【市の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに3か月分のタクシーチケットを、町内会に交付する。 ・利用者の数に応じて、以下のとおり、交付枚数を決定 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>利用人数</th> <th>交付枚数（月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3人</td> <td>26枚</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>52枚</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>78枚</td> </tr> <tr> <td>10～12人</td> <td>104枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以下、利用者が3人増えるごとに26枚を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー会社への支払いは市が行う。 	利用人数	交付枚数（月）	1～3人	26枚	4～6人	52枚	7～9人	78枚	10～12人	104枚
利用人数	交付枚数（月）											
1～3人	26枚											
4～6人	52枚											
7～9人	78枚											
10～12人	104枚											
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>848</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>471</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	848	令和3年度	845	令和4年度	471		
	実績額											
令和2年度	848											
令和3年度	845											
令和4年度	471											
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付決定について ・高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付決定通知書（写） ・支出負担行為書、請求書 										

		・高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業実績報告
10	課題	利用者や付き添いボランティアの高齢化に伴い、一部の町内会では実施の継続が困難となっている。

1.1 監査結果

買い物支援タクシー借上料について以下の手続きを行った。

タクシーチケットの交付枚数は、高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業実施要綱により、各町内会の登録利用者数に従い交付枚数が決定されている。

登録利用者と交付枚数の関係は以下のとおりとなっている。

利用人数	交付枚数（月）
1～3人	26枚
4～6人	52枚
7～9人	78枚
10～12人	104枚

1. 上記の要綱に従いタクシーチケットの交付が行われていることを確認する。

高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付決定通知書（写）により交付されたタクシーチケットの枚数と、高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付申請書の利用登録者の人数は以下のとおりとなっており、要綱に定められている交付枚数の計算を行った結果、交付枚数は適切に算定されていた。

町内会名	交付枚数（枚）	利用登録者（人）	計算
菊池町	312	2	$26 \times 12 = 312$
楽間町第1	312	2	$26 \times 12 = 312$
楽間町第2	936	7	$78 \times 12 = 936$
新保田中	312	2	$26 \times 12 = 312$

実際のチケットは四半期ごとに3か月分が交付される。

2. タクシーチケットの利用及び保管の状況を確認する。

①タクシー会社からの報告書にタクシーチケットの利用枚数が記載されているため、この報告書よりタクシーチケットの利用枚数の集計を行う。

②各町内会からの高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業実績報告より、タクシーチケットの利用枚数の集計を行う。

上記①と②につき、それぞれ4月と9月の2か月分を町内会ごとに集計を行った。

単位（枚）

町内会名	報告主体	4月	9月
菊池町	①タクシー会社	30	24
	②町内会	30	24
楽間町第1	①タクシー会社	※	※
	②町内会	※	※
楽間町第2	①タクシー会社	66	42
	②町内会	66	42
新保田中	①タクシー会社	22	20
	②町内会	22	20

※利用実績なし

上記より、タクシー会社からのチケット利用実績の枚数と各町内からの実績報告のチケット利用枚数は一致しており、各町内の実績報告は信頼性があるものと判断できる。

下記は、高崎市高齢者買い物支援タクシーチケット交付事業実績報告書より、各町内会が交付を受けたチケットの枚数とその利用実績についてまとめたものである。

町内会名	交付枚数	利用した枚数	利用しなかった枚数
菊池町	312	312	0
楽間町第1	30	0	30
楽間町第2	936	525	411
新保田中	312	192	120

ひとつの町内会を除き、各町内会にて管理しているチケットの管理簿と内容が一致していることが確認した。また、当該町内会を除き、高崎市高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付決定通知書（写）の交付枚数と管理簿が一致しており、当初の計画どおりにチケットが交付されていることが確認できた。利用しなかったタクシーチケットに関して返還は行われていない。

当該町内会については、タクシーチケットの交付決定枚数が312枚であるところ、平成31年度より、年度当初に1か月分のチケットを送付し、利用があった場合にはその後の月のタクシーチケットを送付するという運用に変更を行ったことにより、実際の交付枚数は26枚であった。令和4年度については、年度末まで利用がなかったため、追加の交付はなかった。

【意見 25】 高齢者向け買い物支援タクシーチケットについて

一部の町内会へのチケットの交付方法を変更したことに関し、その旨の記録が確認できなかった。今後は、要綱へ記載することや、各種の資料に記載を行うことが望まれる。

また、当該町内会へ実際にはタクシーチケットは26枚が交付されているが、実績報告書では30枚のタクシーチケットが交付されたとして報告が行われており、タクシーチケットの管理簿が作成

されていないこともあり、資料の不整合が生じている。当該町内会においては適切な残数の管理を行うことが必要と考える。

【意見 26】 未使用分のタクシーチケットについて

タクシーチケットについては、高崎市高齢者買い物支援タクシーチケット交付事業実績報告書にて、交付枚数と使用した枚数の差額として使用しなかった枚数が報告されている。使用しなかったタクシーチケットについては、返還は行われておらず、渡し切りとなっている。タクシーチケットは期限が年度内となっていることや、現状においてタクシーチケットが本来の目的とは異なる方法で利用されたこともないため、未使用のタクシーチケットの返還が行われないことに特段の問題は生じていない。しかしながら、タクシーチケットが本来の目的ではない方法で利用されないとは限らず、実際のそのような状況が生じた場合の責任の所在を明確にするためにも、未使用分のタクシーチケットに関しては返還等の手続きを行うことが必要と考える。

N026 倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金

1	事業の名称	倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金交付要綱								
6	事業目的	倉渚地域の買い物困難者を対象とした「交通空白地有償運送」事業の運営等を支援する。								
7	事業の概要	倉渚地域において、交通空白地有償運送制度を利用し、運転ボランティアが高齢者の自宅から地域内の商店や最寄りのバス停まで送迎する事業を実施する高崎市社会福祉協議会に対し、補助を行う。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">906</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">1,038</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">1,278</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	906	令和3年度	1,038	令和4年度	1,278
	実績額									
令和2年度	906									
令和3年度	1,038									
令和4年度	1,278									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・精算書 ・支出負担行為書 ・倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金交付決定通知書（写） ・倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金交付申請書 ・倉渚地域高齢者買い物支援事業計画 ・倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金実績報告書 								
10	課題	運転ボランティアの確保。								

1.1 監査結果

当該事業に関しては、事業概要に記載のとおりで、社会福祉の観点から必要な事業であり、倉渚地域に限定したものとなっている。

高崎市独自の別事業として「おとしよりぐるりんタクシー」があり、この事業では倉渚地域もタクシーの運行ルートが2つ設定されている。

倉渚地域では当該事業とおとしよりぐるりんタクシー事業の2つの異なる事業により、高齢者の必要最低限の交通手段を確保しようとしている。

2つの事業はその運用方法等は異なるが、最終的な目的は同じであると考えられる。よって、目的が同一の事業が2つあることによる非効率な部分が生じていないかどうかの検討を行った。以下、事業①を倉渚地域高齢者買い物支援事業補助金とし、事業②をおとしよりぐるりんタクシーの倉渚東、倉渚西の2ルートを指すものとする。

比較 1：事業の運営方法

	車両	車両運転者	運行ルート
事業①	社会福祉協議会にて送迎専用車両を用意	ボランティア	規定ルート無し
事業②	タクシー会社にて専用車両を用意	タクシー会社ドライバー	規定ルートのみ

比較 2：事業に係る費用

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業①	906	1,038	1,278
事業②	16,634 (1 ルート)	19,972 (1 ルート)	39,944 (2 ルート)

事業②については、タクシー1台当たりの見積り額より

比較 3：利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業①	385 人	507 人	707 人
事業②	498 人	646 人	994 人

上記の事業の比較より、事業②に比べ、事業①の方が費用の観点からは支出が抑えられていることがわかる。これは、事業①については、ボランティアの存在によりドライバーとしての費用の発生が生じていないことによるものである。

また、事業①に利用する車両は購入することで利用しているが、上記の過去 3 年のうちでは購入がないことにより支出が抑えられる。車両の購入が必要になれば事業①の支出は大きく増加することになる。

事業②については、実際に利用者がいない時間帯についても費用が生じているとして業務委託料が発生しているため費用が多額となっている。

利用者数については、事業①では令和 4 年度では 1 日当たりで換算すると、2 人/日ほどであり、事業②では、2.7 人/日となっており、利用者数に大きな差はないことわかる。

比較 4：事業の利用者の 1 人当たり費用発生額

事業①では車両費用が発生していないことから、1 年度当たり 2,000 千円車両費用の負担が発生すると仮定して、算定を行う。

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業①	8	5	5
事業②	34	31	41

費用効率に関しては事業①の方が良いことが伺える。事業②は令和4年度はルートが追加され、事業の利用者の1人当たり費用発生額は増加している。

【意見 27】 同種事業内容の効率化について

倉渕地域は高齢者の移動を支援する事業が2つ存在しているが、事業の目的は大きな観点から同じであり、事業費支出の効率化を検討することが望まれる。

倉渕地域高齢者買い物支援事業補助金については、ボランティアの存在により事業支出が抑えられている部分があり、その存在は必要不可欠である。一方のおとしよりぐるりんタクシーは民間タクシー会社により運用されていることからその費用支出が多額となっている。

おとしよりぐるりんタクシーは、令和4年度から1ルートが追加され利用者数が増加しているが、費用効率は悪化している。

倉渕地域に関しては、おとしよりぐるりんタクシーの費用効率が悪い事業がある一方、倉渕地域高齢者買い物支援事業補助金のような費用効率の面で優れた似通った事業がある。今後は2つの事業を効果的効率的に運用し、費用効率を高める工夫と検討を行うことが必要と考える。

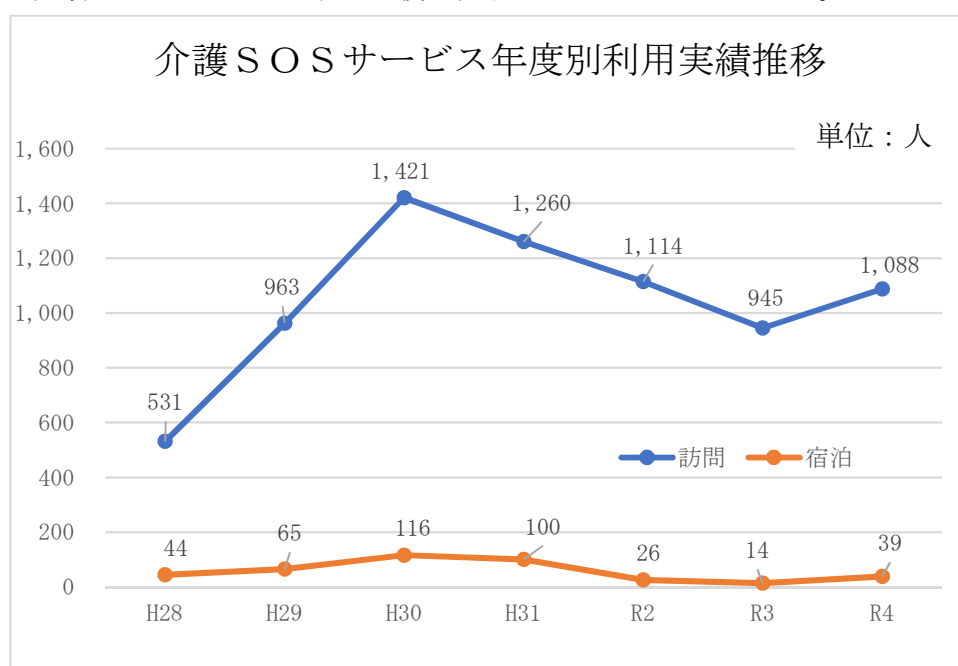
N027 介護SOSサービス事業補助金

1	事業の名称	介護SOSサービス事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課地域包括支援担当								
5	根拠例規	高崎市介護SOSサービス事業実施要綱								
6	事業目的	高齢者の在宅生活の継続を図るとともに、介護者の介護負担の軽減や介護離職の防止に寄与すること。								
7	事業の概要	<p>24時間365日対応の専用ダイヤルを設け、ヘルパー派遣と宿泊先の手配を行っている。</p> <p>【対象者】 高崎市内に在住し、住民登録がある65歳以上の方</p> <p>○訪問サービス 介護や見守りを必要としている高齢者の家族や、高齢者世帯が、介護の手配が必要になったときに、プロのヘルパーが即時訪問し介護サービスを提供する。</p> <p>【利用料】 1時間250円</p> <p>【サービス提供事業所】 ケアサプライシステムズ(株) (訪問介護ステーションわかば)</p> <p>○宿泊サービス 家族・介護者が、介護ができなくなった場合に、宿泊サービスを提供する。</p> <p>【利用料】 1泊2食付き 2,000円 1泊2食送迎付き 3,000円</p> <p>【サービス提供事業所】 社会福祉法人新生会 賛光商事(株) (ホテルサンコー)</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>57,994</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>53,123</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>53,284</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	57,994	令和3年度	53,123	令和4年度	53,284
	実績額									
令和2年度	57,994									
令和3年度	53,123									
令和4年度	53,284									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・介護SOSサービス事業補助金交付決定通知書(写) 								
10	課題	新規利用者の掘り起こし、利便性の向上								

1.1 監査結果

介護SOSサービスは、平成28年度から運用を開始した、高崎市独自のサービスである。事業の概要は上記記載のとおりであるが、市内在住の65歳以上であれば要介護度等に関係なく利用でき、24時間365日対応の専用ダイヤルを設けているのが最大の特徴である。このことで、夜間であっても、ベッドから落ちて動けなくなったというような、救急車を呼ぶまでもないが当人にとっては緊急事態である事象についての対応が出来るようになっている。高崎市では、介護SOSサービスのほか、子育てSOS（令和元年度開始）、高齢者ごみ出しSOS（令和2年9月開始）、ヤングケアラーSOS（令和4年9月開始）、高齢者力仕事SOS（令和5年9月開始）、高齢者世帯買い物SOS（令和5年9月開始）の各SOSサービスを展開しているが、これらの嚆矢となるサービスである。

介護SOSサービスの利用実績は以下のグラフのとおりである。



サービス開始当初から順調に利用者数が伸びていったが、コロナ禍となって在宅者が増えたということもあって利用者が落ち込んだ。令和4年度に入り足元では持ち直している状況にある。サービス利用者の要望に答えられないというよりも、現在は日によって利用者が1日1人だけというようなときもあるため、新規利用者の開拓が課題となっている。

利用者は専用電話にて利用を申し込み、訪問サービスであればケアサプライシステムズ(株)がサービスを提供し、それを月締めで利用者確認票、利用実績一覧、待機人件費・事務費の所要額調書といった書類と合わせて補助金交付申請書を事業者から受取り、高崎市側で改めてデータ集計と確認をした後に、事業者に補助金として交付している。令和4年度は以下のような実績となる。

〔訪問事業〕

	単価	昼間(D)		夜間(N)	
		実績	金額(円)	実績	金額(円)
待機人件費	4,500 円/日	1,459 人	6,565,500	1,880 人	8,460,000
携帯(メイン)	5,000 円/日	365 日	1,825,000	365 日	1,825,000
携帯(サブ)	3,000 円/日	365 日	1,095,000	365 日	1,095,000
訪問	2,870 円/時間/人	1,364 時間	5,328,380		
	3,960 円/時間/人			233 時間	1,562,390
小計		(D)	14,813,880	(N)	12,942,390
事務費以外計				(D)+(N)	27,756,270
事務管理費	1,000,000 円/月	12 月			12,000,000
その他事務費	消耗品、回線使用料、携帯借上料 等				2,502,126
介護SOSサービス(訪問事業)合計(A)					42,258,396

※
※

昼間は午前8時から午後6時、それ以外が夜間となる。

※補助額は単価×利用時間×ヘルパー人員－利用者負担額で計算される。

〔宿泊事業〕

	単価	実績	事業者への補助金(円)	
			新生会	サンコー
宿泊待機	10,000 円/日	365 日	3,650,000	
居室借上	10,000 円/部屋	712 部屋※		7,120,000
サービス提供費補助	4,000 円/泊	47 泊	188,000	
	4,000 円/泊	17 泊		68,000
小計			3,838,000	7,188,000
介護SOSサービス(宿泊事業)合計(B)			11,026,000	

※サンコーは施設側都合で利用できない日があったため365日×2=730部屋分ではない。

訪問事業(A)+宿泊事業(B)=53,284,396円

宿泊事業については、吉井町のゴルフ場隣接にあるホテルサンコーか、中室田町にある社会福祉法人新生会の施設を利用することとなる。新生会については社会福祉法人であるため、待機料という形となり、ホテルサンコーについては、高齢者向けの手すり等を設えてある部屋を高崎市で年間通じて2部屋確保しているため、居室借上げという形となるが、いずれも、利用に応じてではなく固定的にサービス提供のための経費を支払っている。

【意見28】夜間(深夜帯)のサービス提供について

訪問事業は、高崎市で集計している利用実績が昼間(午前8時から午後6時の10時間)か夜間(午後6時から翌午前8時の14時間)かの分類しかないが、その分類においても、夜間の利用人数

の方が少なく、昼間が1,364時間、夜間が233時間なので、昼間の比率が85%以上である。

確かに当事業は24時間対応することを大きな特徴とするものであるが、上記表のとおり、介護SOS事業費において夜間の待機時間に係るコストが相応にかかっていることは事実であり、利用実績・様態を踏まえた対応が望まれる。また、現在は利用時間帯別の集計はしていないが、可能であれば、時間帯別集計をすることが必要と考える。

【意見 29】 宿泊事業の利用状況について

宿泊事業は、いつ利用者が来ても良いように、2事業者に対し固定的経費を支払う形となっている。しかしながら、令和4年度実績で合わせて64泊分しか利用しておらず、これは、2事業者合わせて1,077泊（712+365）のうち6%弱となる計算である。

令和4年度においてはまだコロナ禍が明けきっていない状況ではあったとはいえ、利用実績は低い状況である。宿泊事業の周知広報をすることに加え、利用実績に鑑み、補助金の支払形態を宿泊毎にするといったことや、確保する部屋を減らすといった対応を検討することが必要と考える。

N028 老人福祉施設等施設整備補助金

1	事業の名称	老人福祉施設等施設整備補助金								
2	事業区分	補助事業/市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課福祉施設担当								
5	根拠例規	高崎市介護基盤等整備事業費補助金交付要綱 高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱								
6	事業目的	施設整備を促進するため整備費を支援するものと、施設において適切な環境を維持するため老朽化した施設の大規模修繕費用を支援するもの								
7	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備（県補助） （株）ユミテック 33,600,000円 グループホームの新設（R3公募選定事業） ・大規模修繕（市単独） （社福）マグノリアニセン 9,350,000円 照明器具の更新（LED化） 								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>520,359</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>163,520</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>42,950</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	520,359	令和3年度	163,520	令和4年度	42,950
	実績額									
令和2年度	520,359									
令和3年度	163,520									
令和4年度	42,950									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書（写） ・補助金交付決定前着手届 ・事業実績報告書 ・工事請負契約書 ・工事請負変更契約書 ・支出負担行為書（変更） ・老人福祉施設等施設整備費補助金交付決定変更通知書 ・老人福祉施設等正接整備費補助金交付決定変更申請書 ・老人福祉施設等施設整備費補助金実績報告書 								
10	課題	令和3年度から4年度に繰り越された整備事業のうち2事業217,056千円が完了せず、5年度へ事故繰越し								

1.1 監査結果

高崎市介護基盤等整備事業費補助金について、交付申請手続き、補助金額の算出及び実績

報告は高崎市介護基盤等整備事業費補助金交付要綱に基づいて適正に行われていた。

高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金について、補助金額の算出において以下の不適切な事項が検出された。

補助金額の算出に関して、高崎市老人福祉施設等整備補助金交付要綱の第 5 条(2)において、別表第 2 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に掲げる対象経費の実支出額から当該対象経費に掛かる収入額（移行時特別積立金を含む。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とされており、別表第 2 には下記のとおり記載されている。

1 整備区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
創設	(特養・養護) 3,206 千円×整備床数 (特養併設短期入所事業用居室)	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。) ただし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。	10/10
増築	※創設に伴う整備に限り、1 施設あたり上限 10 床とする。 1,603 千円×整備床数 (グループホーム・小規模多機能) 32,000 千円×施設数		
大規模修繕	(特養・養護・軽費) 1 施設あたり 上限 40,000 千円 (下限 5,000 千円)		

(高崎市老人福祉施設等整備補助金交付要綱より抜粋)

別表第 2 第 3 欄によれば補助金算出の基礎となる対象経費について消費税及び地方消費税は含まないものとするとしてされているが、施設整備申請額内訳においては補助金額は税込の対象経費の金額を基に算出されており、誤った補助金額が算出・交付されている。

また、施設整備申請額内訳には、総事業費 (A 欄)、対象経費の実支出額 (B 欄)、当該対象経費に掛かる収入額 (C 欄) を控除した金額 (D 欄)、補助基準額 (E 欄) が設けられているが、本来対象経費を記載すべき B 欄へは 0 円と記載され、施設整備申請額内訳において不適切な記載が見受けられた。

【指摘 7】高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金について

高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱によれば、補助金算出の基礎となる対象経費について消費税及び地方消費税は含まないものとするとしてされているが、補助金額は税込金額を基に算出されており、誤った補助金額が交付されている。監査委員による財政援助団体等監査において指摘があり、既に返還済となっていたが、補助金額の算出にあたっては要綱に基づいて適切に算出すべきである。

【意見 30】 施設整備申請額内訳の記載について

高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金の補助金額算定資料である施設整備申請額内訳において不適切な記載が見受けられた。当該補助金額は補助金額の算出誤りが生じており、施設整備申請額内訳の入力内容について適切なチェックが行われることが必要と考える。

N029 介護ロボット・ICT導入支援補助金

1	事業の名称	介護ロボット・ICT導入支援補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課福祉施設担当								
5	根拠例規	高崎市介護基盤等整備事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	新たな技術を活用した介護ロボットやICTを導入することにより、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整備することを目的とする。 この事業は、事業所・施設の大規模修繕にあわせて導入されるものが対象となる。								
7	事業の概要	(社福) マグノリアニセン 2,200,000 円 LED化工事(市の大規模修繕事業による)にあわせて行うLANケーブル張替工事								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	2,200
	実績額									
令和2年度	0									
令和3年度	0									
令和4年度	2,200									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書(写) ・支出負担行為書 ・事業実績報告書 ・介護基盤等整備事業費補助金精算額内訳書 ・施設整備経費収支精算書(写) ・工事請負契約書(写)、請求書(写) ・随意契約理由書(写) 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

介護ロボット・ICT導入支援補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N030 おむつ給付サービス委託料

1	事業の名称	おむつ給付サービス委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当								
5	根拠例規	高崎市介護保険外在宅福祉サービス事業実施要綱								
6	事業目的	おむつを必要とする寝たきり高齢者や認知症高齢者に、紙おむつを給付し、日常生活の快適化を図ると共に、介護者の負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。								
7	事業の概要	<p>【対象者】 寝たきりや認知症等により常時失禁状態にあり、おむつを必要とする65歳以上で、次の①～③のいずれかに該当し、介護保険料を滞納していない人 ①要介護1以上の認定を受けた人または認定は受けていないが身体状況がこれに相当する人 ②肢体不自由1級または2級程度の身体障害者 ③療育手帳A程度の知的障害者</p> <p>【サービス内容】 業者が月1～2回程度、利用者宅に直接おむつを配達</p> <p>【利用料】 利用上限額5,000円（利用上限額を超えた分は自己負担）</p> <p>【委託先】 パナケア真中（株）他5事業者</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>85,385</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>56,302</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>56,590</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度から利用者1人当たりの上限額が8,000円から5,000円に引き下げられた。</p>		実績額	令和2年度	85,385	令和3年度	56,302	令和4年度	56,590
	実績額									
令和2年度	85,385									
令和3年度	56,302									
令和4年度	56,590									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市介護保険外在宅福祉サービス事業実施要綱 ・高崎市おむつ給付サービス変更申請（異動届出）書 ・契約締結伺 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

おむつ給付サービスは、おむつを必要とする寝たきり高齢者や認知症高齢者に、紙おむつ等を給付し、日常生活の快適化を図ると共に、介護者の負担を軽減し、高齢者福祉の向上を

図るものである。

利用にあたっては高齢者あんしんセンターを通し、利用者の確認が行われ、申請書を提出する。同様の事業は各市町村で行っており、給付方法としては利用券方式を用いたり、助成金方式としたり様々なところであるが、高崎市は、委託料に上限を設けた業務委託契約で行っている。契約は6社と随意契約を締結しており、利用者はこの6社どこからでも給付を受けることができる。委託業者は月2回程度利用者宅に実際に訪問し、おむつの残数の確認をし、おむつを配達する。

この点、委託業者が直接おむつの配達を行っていることから、利用券方式や助成金（後日料金精算方式）に比べ、基本的に利用者と直接向き合う機会があるところに意義があると考えられる。

なお、市内6社に対して随意契約を締結しているところであるが、市内にある事業者でおむつ給付サービス事業に参加意思がある事業者の参入を排除しているわけではなく、利用者も事業者を任意に選択できることから、特段の問題はないと考えられる。

おむつ給付サービス委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N031 布団乾燥消毒サービス委託料

1	事業の名称	布団乾燥消毒サービス委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当								
5	根拠例規	高崎市介護保険外在宅福祉サービス事業実施要綱								
6	事業目的	市の指示に基づき布団乾燥消毒の設備を積載した専用車両で、布団乾燥消毒サービスの対象者の居宅を訪問し、当該対象者が用いる掛布団、敷布団、毛布、マットレス、枕等の寝具の消毒、消臭及び乾燥を行うことで、日常生活の快適化と介護者の負担軽減、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。								
7	事業の概要	<p>【対象者】 疾病等により、寝具を自力で干すことが困難で、家族等による寝具の衛生管理が困難な、ひとり暮らしや共に高齢なふたり暮らしまたはこれに相当する世帯の人のうち、次のいずれかに該当し、介護保険料を滞納していない人</p> <p>① 65歳以上の人 ② 肢体不自由1級または2級程度の身体障害者 ③ 療育手帳A程度の知的障害者</p> <p>【利用回数】 原則年6回 ※布団丸洗いサービスと併用する場合は、年4回まで</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【委託先】 公益社団法人 高崎市シルバー人材センター</p> <p>【委託契約単価】 一回につき2,056円（税抜）</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">2,505</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">2,307</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">2,229</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	2,505	令和3年度	2,307	令和4年度	2,229
	実績額									
令和2年度	2,505									
令和3年度	2,307									
令和4年度	2,229									
9	閲覧資料	支出負担行為書 業務仕様書								
10	課題	要件が厳しい等の声がある。また、専用車両の老朽化が著しい。								

1 1 監査結果

布団乾燥消毒サービス業務は、寝具乾燥消毒装置を搭載した特殊車両を用い、2人1組で対象者宅を訪問し、布団等を搬出、その場で乾燥・消毒を行うものである。平成14年10月に民間事業者から布団乾燥消毒の専用車両の寄贈を受けたことを機に、同年から事業を開始している。当初よりシルバー人材センターに車両を貸与し、シルバー人材センターへ業務委託することにより事業を実施している。

利用者が負担する費用は無料であり、最大2か月に1回、年6回の利用が可能である。ここ5年の利用者実績の推移は以下のとおりである。

	登録者数	実利用者数	延べ利用回数	利用率
平成30年度	269	189	898	70.3%
令和元年度	221	178	777	80.5%
令和2年度	233	168	771	72.1%
令和3年度	214	163	730	76.2%
令和4年度	215	173	731	80.4%

利用率：実利用者数÷登録者数

車両1台を使用させており、多い時には1日10回（人）の利用があり、相応の稼働状況と言える。

【意見31】今後の事業について

現在使用している特殊車両は平成14年に寄贈されたものであり、20年以上経過することとなる。現時点において大規模な故障等はないものの、経過年数を鑑みると車両設備更新となった場合相応の予算額となることが想定されるため、検討が必要と考える。

N032 出張理美容サービス委託料

1	事業の名称	出張理美容サービス委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当								
5	根拠例規	高崎市介護保険外在宅福祉サービス事業実施要綱								
6	事業目的	寝たきりなどにより理美容店に行くことが困難な人に対して、理美容師が自宅を訪問して、理美容を行うことにより、対象者の衛生管理を確保する。								
7	事業の概要	<p>【対象者】 寝たきりなどにより理美容店に行くことが困難な人で次の①～③に該当し、介護保険料を滞納していない人 ①65歳以上で、要介護1以上の認定を受けた人または認定を受けていないが身体状況がこれに相当する人 ②肢体不自由1級または2級程度の身体障害者 ③療養手帳A程度の知的障害者</p> <p>【サービス内容】 理容は散髪、顔そり。美容はカット、ブロー。</p> <p>【利用料】 無料。申請月により1～3枚の理美容券を発行し、1枚あたり1回利用できる。4～7月 3枚、8～11月 2枚、12～3月 1枚 (令和2年度までは、1～4枚発行)</p> <p>【委託先】 高崎理容師組合他24事業所</p> <p>【委託金額】 1枚当たり4,000円</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">2,128</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">1,784</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">1,924</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	2,128	令和3年度	1,784	令和4年度	1,924
	実績額									
令和2年度	2,128									
令和3年度	1,784									
令和4年度	1,924									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市出張理美容サービス利用券交付(再交付)申請書 ・支出負担行為書 ・随意契約理由書 ・契約締結伺 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

高崎市出張理美容サービスは、寝たきり等により理美容店に行くことが困難な高齢者等を対象に、理美容師が自宅に訪問し理美容サービスを実施することで、日常生活の快適化を図るものである。

市は、高崎理容師組合及び群馬県美容業生活衛生同業組合高崎支部のほか、業務の趣旨に賛同した事業者と随意契約を結び、業務委託している。利用者は申請書を提出後、利用券の交付を受け、事業者と日程調整後、サービスの提供を受ける。事業者は月ごとに利用券を市に提出し、市は委託料を支払うという流れである。

過去5年の利用券の交付状況は下記表のとおりである。

	利用券交付者数	実利用者数	交付枚数	延べ利用枚数	利用率
平成30年度	227	197	797	534	67.0%
令和元年度	238	193	811	504	62.1%
令和2年度	249	194	828	532	64.3%
令和3年度	260	200	693	446	64.4%
令和4年度	309	225	758	481	63.5%

利用率：延べ利用枚数÷交付枚数

出張理美容サービス委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N033 高齢者等あんしん見守りシステム委託料

1	事業の名称	高齢者等あんしん見守りシステム委託料
2	事業区分	市単独事業
3	事業種別	委託事業
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当
5	根拠例規	高崎市高齢者等あんしん見守りシステム事業運営実施要綱
6	事業目的	高齢者等に対する緊急事態発生時の適切な対応、日常的な見守り支援及び徘徊時の早期発見・保護の増進を図り、高齢者等の孤独死の防止及び日常生活における健康、生活不安等の解消並びに高齢者等を介護する家族等の介護負担の軽減に資することを目的とする。
7	事業の概要	<p>◎あんしん見守りシステム</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの世帯若しくは共に高齢なふたり暮らしの世帯またはこれらに相当する世帯に属しており、居所において現に通信可能な電話回線（Bluetooth機能を有するスマートフォン含む）を有する人 ・その他市長が特に必要と認める人 <p>【設置件数】</p> <p>4,787件（令和5年7月31日時点）</p> <p>【出動件数】</p> <p>累計277件（救出188件、死亡89件）</p> <p>【利用料】</p> <p>無料（ただし、システム利用にかかる通信料金と機器の動作に必要な電気料金は利用者自己負担）</p> <p>【委託先】</p> <p>一般社団法人暮らし見守り振興センター（受信センター業務） （株）アイティーエム（機器設置・保守点検業務）</p> <p>【契約単価等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしん見守り機器：3,685円（税込）/月 ・貸出携帯電話機：1,760円（税込）/月 ・見守りセンター業務：183,333,334円（税込）/年 （はいかい高齢者救援システムの見守りセンター業務含む） <p>◎はいかい高齢者救援システム</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で認知症の周辺症状である徘徊行動がみられる高齢者を介護する家族など ・その他市長が特に必要と認める人

		<p>【設置件数】 284 件（令和 5 年 7 月 3 1 日時点）</p> <p>【捜索依頼件数】 累計 1,704 件（全件発見）</p> <p>【利用料】 無料（ただし、機器の動作に必要な電気料金は利用者自己負担）</p> <p>【委託先】 一般社団法人暮らし見守り振興センター（受信センター業務） （株）アイティーエム（機器設置・保守点検業務）</p> <p>【契約単価等】 ・GPS 機器：3,768 円（税込）/月 ・放射アンテナ：596 円（税込）/月 ・見守りセンター業務：183,333,334 円（税込）/年 （あんしん見守りシステムの見守りセンター業務含む）</p>								
8	過去 3 年間の 決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">379,907</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">391,767</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">401,848</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和 2 年度	379,907	令和 3 年度	391,767	令和 4 年度	401,848
	実績額									
令和 2 年度	379,907									
令和 3 年度	391,767									
令和 4 年度	401,848									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結伺 ・執行伺 ・仕様書 ・支出負担行為書 ・検査調書 ・措置結果報告書 								
10	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報と安否確認を主たる目的としている事業であるが、介助や介護を目的とした緊急通報もある。 ・利用者は増加傾向にあり、事業費もそれに比例して、毎年増加している。 								

1.1 監査結果

高崎市高齢者等あんしん見守りシステムは、あんしん見守りシステム、はいかい高齢者救援システムからなる。それぞれ、利用者に機器を無償貸与、設置し、そこから 24 時間 365 日体制で見守りを行っている外部の見守りセンターに通知や通話ができるものである。全国でも先駆的な事業として行っている高崎市の独自事業である。

機器の概要をまとめると以下のとおりである。

	使用機器	機器説明
あんしん見守りシステム	緊急通報装置	居間や台所などに置き、体調不良などの緊急時に「非常ボタン」を押すだけで見守りセンターにつながり、助けを呼んだり通話したりできる
	安否確認センサー	居間や台所、トイレなどに設置し、センサーの前を原則 12 時間以上通過しないと、見守りセンターに異常を通知する
	貸出携帯電話機	B l u e t o o t h 機能を有する携帯電話でシステムを利用する人で、利用者の理由によらず機器との接続不具合が発生する等やむを得ない場合に、システムとの接続専用の携帯電話機を貸し出す
はいかい高齢者救援システム	G P S 機器	所在不明になった時に、見守りセンターが徘徊している高齢者の位置情報を介護者の携帯電話などに送信し、捜索・保護に役立てる

なお、同様の事業の支出として、緊急通報システム業務委託料があるが、これは合併前の事業を引き継いでいるもので、既に新規受付を停止しており、この形態に慣れた利用者がいるために引き継いでいるものである。

機器の設置実績の推移（年度末現在）は以下のとおりである。

	あんしん見守り	はいかい高齢者
平成30年度	3,429 台	276 台
令和元年度	3,943 台	269 台
令和2年度	4,364 台	265 台
令和3年度	4,482 台	258 台
令和4年度	4,689 台	282 台

通信費を除き、機器設置において利用者負担がなく、また、あんしん見守りシステムについては要介護度等の制限はないため、設置実績は右肩上がりに上昇している。

高齢者等あんしん見守りシステムも、はいかい高齢者救援システムも、何かあった先の受付・相談・連絡は一般社団法人暮らし見守り振興センター（以下、センター）となっている。センターは月別に「緊急通報・安否確認」の案件件数別の措置結果報告書とそれに合わせて案件の一覧表を市に提出している。

令和5年9月のセンターからの報告書を通読したところ、さまざまな問い合わせがある中、課題に掲げられたように介助や介護を目的とした緊急通報があることが散見された。

【意見 32】 あんしん見守りシステムの利用条件について

あんしん見守りシステムは、利用者に要介護度といった要件を課しておらず、高齢者の増加とともに利用者件数が増加する一方で、機器設置料金等は無償としていることから、事業額も年々増加している。利用者の満足度も高い事業ではあるが、このままの推移で行くと事業額は増加の一途をたどることが明らかである。そのため、たとえば初期導入時に一定の利用料を負担してもらうことや、1か月単位での貸し出し以外に買い取りしてもらうなどの検討をすることが必要と考える。

【意見 33】 あんしん見守りシステム受付・相談窓口業務の見積書について

あんしん見守りシステム受付・相談窓口業務は、独自性の高い業務で入札による契約にはなじまないと考えられるという理由で随意契約となっている。委託契約料は、見積書を徴求し、それに応じた額となっている。

確かに競争入札にはなじまないとは思われるものの、一方で、見積書記載の通信費とリース料が、それぞれ各月 150,000 円、400,000 円となっており、それぞれ携帯電話が何台あって、PC、リース機、車両が何台あるかが不明である。随意契約であるのは致し方ないにせよ、随意契約だからこそより精度の高い見積書を提出させて内容を吟味することが必要と考える。

N034 短期入所サービス費助成金

1	事業の名称	短期入所サービス費助成金																
2	事業区分	市単独事業																
3	事業種別	補助金・負担金事業																
4	所管部課等	福祉部 介護保険課介護サービス担当																
5	根拠例規	高崎市短期入所サービス費助成金支給要綱																
6	事業目的	居宅サービスを必要とする人に対し、短期入所サービスに要した費用の一部を助成することで、必要とされるサービスが十分に受けられ、介護者の負担軽減や高齢者福祉の増進を図る。																
7	事業の概要	<p>1 か月に利用した居宅サービス費が支給限度額を超えた場合、短期入所サービス利用に要した費用の一部を助成するもの</p> <p>【対象者】</p> <p>次の①～④すべてに該当する人</p> <p>① 1 か月に受けた居宅サービス費が支給限度額を超えている人</p> <p>② ケアプランに短期入所サービスが適正に位置づけられている人</p> <p>③ 介護保険料を完納している人</p> <p>④ 市民税非課税世帯の人</p> <p>【支給額】</p> <p>支給限度額を超える額のうち、以下に掲げる要介護状態区分に応じた日数を限度として、現に利用した短期入所サービスについて居宅サービスに要する費用の算定に関する基準により算定した費用の100分の90に相当する額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>2 日</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>2 日</td> </tr> <tr> <td>要介護 1</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table>	要介護状態区分	日数	要支援 1	2 日	要支援 2	2 日	要介護 1	3 日	要介護 2	3 日	要介護 3	3 日	要介護 4	3 日	要介護 5	4 日
要介護状態区分	日数																	
要支援 1	2 日																	
要支援 2	2 日																	
要介護 1	3 日																	
要介護 2	3 日																	
要介護 3	3 日																	
要介護 4	3 日																	
要介護 5	4 日																	

8	過去3年間の 決算の状況	単位（千円）	
			実績額
		令和2年度	8,279
		令和3年度	13,033
	令和4年度	7,222	
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金支給申請書 ・支出負担行為書 ・助成金支給決定通知書（写） ・高崎市短期入所サービス費助成金支給要綱 	
10	課題	事業内容の見直しが必要であること。	

1.1 監査結果

要介護度ごとの1か月の支給限度額を超えて短期入所サービスを利用した場合、下表の支給限度日数の範囲内で、短期入所サービスに要した費用の9割に相当する額を、短期入所サービス費助成として支給している。

支給限度日数（1か月）

要介護状態区分	支給限度額 (令和元年9月分)	支給限度額 (令和元年10月から)	支給限度日数
要支援1	50,030円	50,320円	1か月に2日
要支援2	104,730円	105,310円	1か月に2日
要介護1	166,920円	167,650円	1か月に3日
要介護2	196,160円	197,050円	1か月に3日
要介護3	269,310円	270,480円	1か月に3日
要介護4	308,060円	309,380円	1か月に3日
要介護5	360,650円	362,170円	1か月に4日

（高崎市HPより）

短期入所サービス費助成金事業に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N035 後期高齢者医療広域連合負担金

1	事業の名称	後期高齢者医療広域連合負担金								
2	事業区分	特になし								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	市民部 保険年金課医療給付担当・庶務担当								
5	根拠例規	群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則 群馬県後期高齢者医療広域連合規約								
6	事業目的	後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行い、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること。								
7	事業の概要	広域連合の運営に係る人件費及び事務費の負担金。広域連合規約で定める負担割合により負担金を算出。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>120,721</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>121,129</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>124,394</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	120,721	令和3年度	121,129	令和4年度	124,394
	実績額									
令和2年度	120,721									
令和3年度	121,129									
令和4年度	124,394									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金（共通経費）の決定及び請求について（通知） ・標準システム2台目以降窓口端末に係る外字管理ソフトウェア保守負担金の請求について（通知） ・群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則 ・群馬県後期高齢者医療広域連合規約 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

後期高齢者医療広域連合負担金事業に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N036 後期高齢者医療療養給付費負担金

1	事業の名称	後期高齢者医療療養給付費負担金								
2	事業区分	特になし								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	市民部 保険年金課医療給付担当・庶務担当								
5	根拠例規	高齢者の医療の確保に関する法律 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令								
6	事業目的	後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行い、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること。								
7	事業の概要	第三者行為などによる返還金を差し引いた後の一般被保険者にかかる医療給付費の12分の1相当額を、過去3か年の負担金の実績額の合計により按分して算出された額を広域連合へ納付する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,460,878</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,538,933</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,591,677</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	3,460,878	令和3年度	3,538,933	令和4年度	3,591,677
	実績額									
令和2年度	3,460,878									
令和3年度	3,538,933									
令和4年度	3,591,677									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金（療養給付費）の決定及び請求について（通知） 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

後期高齢者医療療養給付費負担金事業に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N037 高齢者医療助成費

1	事業の名称	高齢者医療助成費								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	市民部 保険年金課医療給付担当・庶務担当								
5	根拠例規	高崎市高齢者医療費助成条例 高崎市高齢者医療費助成条例施行規則								
6	事業目的	高齢者（68歳・69歳）に対し、前期高齢者の本人負担割合と同等の割合にすることで、本人負担を軽減させる。								
7	事業の概要	非課税世帯の該当者に対し、申請により高齢者医療費受給資格者証を交付し、窓口負担割合の1割を現物給付または償還払いにより助成する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">56,393</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">40,937</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">40,518</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	56,393	令和3年度	40,937	令和4年度	40,518
	実績額									
令和2年度	56,393									
令和3年度	40,937									
令和4年度	40,518									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・振替命令書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

高崎市では、高齢者の健康保持に寄与するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として高齢者に対して、医療費の一部負担金が医療保険各法による70歳以降の一部負担金相当額になるよう助成を行っている。

当該医療費の助成を受けられる対象者は、高崎市高齢者医療費助成条例において次のとおり規定されている。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する高齢者であって医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの及び国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受け、本市が行う国民健康保険の被保険者とされた高齢者とする。この場合において、高齢者となった日が月の中途である者はその日の属する月の翌月(高齢者となった日が月の初日である者はその日の属する月)から対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としなない。

- (1) その者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、前年(その者が1月1日から7月31日までの間に前項に規定する対象者に該当することとなる場合にあつては、前々年)の所得について地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されている者 当該課されている年度の8月1日から1年間
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者 当該保護を受けている間
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療の被保険者 当該被保険者である間

(高崎市高齢者医療費助成条例より抜粋)

高齢者医療助成費事業に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N038 後期高齢者医療特別会計繰出金

1	事業の名称	後期高齢者医療特別会計繰出金										
2	事業区分	特になし										
3	事業種別	その他										
4	所管部課等	市民部 保険年金課庶務担当・医療給付担当										
5	根拠例規	特になし										
6	事業目的	後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行い、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること。										
7	事業の概要	後期高齢者医療特別会計の事務費分の一般会計からの繰出金										
8	過去3年間の 決算の状況	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">単位（千円）</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">46,389</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">46,229</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">52,574</td> </tr> </tbody> </table>	単位（千円）			実績額	令和2年度	46,389	令和3年度	46,229	令和4年度	52,574
単位（千円）												
	実績額											
令和2年度	46,389											
令和3年度	46,229											
令和4年度	52,574											
9	閲覧資料	・振替命令書										
10	課題	特になし										

1.1 監査結果

後期高齢者医療特別会計繰出金事業に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N039 後期高齢者医療特別会計保険基盤安定操出金

1	事業の名称	後期高齢者医療特別会計保険基盤安定操出金								
2	事業区分	特になし								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	市民部 保険年金課庶務担当・医療給付担当								
5	根拠例規	高齢者の医療の確保に関する法律 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令								
6	事業目的	後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行い、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること。								
7	事業の概要	保険基盤安定制度は、後期高齢者医療保険料の低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度（市町村負担1/4、県負担3/4）である。その補填分（減額分）を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出すもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>885,740</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>906,395</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>994,062</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	885,740	令和3年度	906,395	令和4年度	994,062
	実績額									
令和2年度	885,740									
令和3年度	906,395									
令和4年度	994,062									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・振替命令書 ・群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金（保険基盤安定負担金）の決定について 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

後期高齢者医療特別会計保険基盤安定操出金事業に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N040 長寿センター運営事業（需用費）

1	事業の名称	長寿センター運営事業（需用費）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市長寿センター条例								
6	事業目的	長寿センターの円滑な運営								
7	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●一般消耗品 2,413,455 円 ●一般燃料費 13,074,961 円 ●自動車燃料費 183,235 円 ●会議費 93,778 円 ●長寿センター運営委員会会議費 2,236 円 ●電気料 23,007,308 円 ●水道料 13,358,022 円 ●一般修繕料 11,933,366 円 ●車両修繕料 141,713 円 								
8	過去3年間の 決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>41,825</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>50,778</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>64,208</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	41,825	令和3年度	50,778	令和4年度	64,208
	実績額									
令和2年度	41,825									
令和3年度	50,778									
令和4年度	64,208									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・電気使用量明細書 ・電気料金請求書 ・検針結果のお知らせ ・納品書 ・使用水量のお知らせ ・修繕仕様書 ・見積書 ・請求書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

長寿センター運営事業（需用費）に関して、需用費の中で特に金額が大きい電気料、水道費、一般燃料費及び一般修繕費について関係書類等の閲覧及び質問等により事務手続きが適正に行われているかの検証を実施した。

各長寿センターにおける各費目の推移は下記のとおりである。

【電気料】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八幡長寿センター	1,289千円	1,378千円	2,398千円
佐野長寿センター	3,094千円	4,346千円	5,476千円
六郷長寿センター	2,523千円	2,853千円	4,470千円
京ヶ島長寿センター	1,466千円	1,735千円	2,444千円
岩鼻長寿センター	1,422千円	1,706千円	3,036千円
片岡長寿センター	1,306千円	1,789千円	2,733千円
中川長寿センター	1,371千円	1,389千円	2,450千円
合計	12,472千円	15,197千円	23,007千円

【水道料】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八幡長寿センター	2,177千円	2,170千円	2,340千円
佐野長寿センター	1,865千円	1,864千円	2,075千円
六郷長寿センター	2,433千円	2,414千円	2,673千円
京ヶ島長寿センター	1,385千円	1,561千円	1,673千円
岩鼻長寿センター	1,061千円	1,349千円	1,458千円
片岡長寿センター	1,594千円	1,770千円	2,362千円
中川長寿センター	941千円	1,308千円	919千円
合計	11,454千円	12,437千円	13,500千円

【一般燃料費】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八幡長寿センター	1,117千円	2,233千円	2,330千円
佐野長寿センター	689千円	1,340千円	1,439千円
六郷長寿センター	1,348千円	2,383千円	3,068千円
京ヶ島長寿センター	698千円	1,391千円	1,654千円
岩鼻長寿センター	1,061千円	1,916千円	1,984千円
片岡長寿センター	671千円	1,371千円	1,647千円
中川長寿センター	528千円	943千円	954千円
合計	6,111千円	11,576千円	13,075千円

【一般修繕費】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八幡長寿センター	1,276千円	1,392千円	3,662千円
佐野長寿センター	1,339千円	1,240千円	1,586千円
六郷長寿センター	1,402千円	1,359千円	1,195千円
京ヶ島長寿センター	1,413千円	1,411千円	775千円
岩鼻長寿センター	1,420千円	1,417千円	1,203千円
片岡長寿センター	1,064千円	989千円	2,180千円
中川長寿センター	925千円	1,133千円	1,332千円
合計	8,839千円	8,943千円	11,933千円

長寿センター運営事業（需用費）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N041 長寿センター運営事業（冷暖房設備保守点検委託料）

1	事業の名称	長寿センター運営事業（冷暖房設備保守点検委託料）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市長寿センター条例								
6	事業目的	長寿センターの円滑な運営								
7	事業の概要	直営 7 館分 委託先 細谷工業（株）								
8	過去 3 年間の 決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td style="text-align: right;">5,940</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">5,940</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">5,940</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和 2 年度	5,940	令和 3 年度	5,940	令和 4 年度	5,940
	実績額									
令和 2 年度	5,940									
令和 3 年度	5,940									
令和 4 年度	5,940									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結伺兼支出負担行為書 ・ 支出負担行為書 ・ 業務委託長期継続契約書 ・ 委託契約事務チェックリスト ・ 入札（見積合）結果報告書 ・ 見積書 ・ 請求書 ・ 支出命令書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

長寿センター運営事業（冷暖房設備保守点検委託料）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N042 長寿センター運営事業（清掃委託料）

1	事業の名称	長寿センター運営事業（清掃委託料）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市長寿センター条例								
6	事業目的	長寿センターの円滑な運営								
7	事業の概要	直営7館分 委託先 佐野長寿センター 高崎市シルバー人材センター 京ヶ島長寿センター (有) 渡辺商会 中川長寿センター (有) 渡辺商会 片岡長寿センター (有) 渡辺商会 八幡長寿センター (有) 渡辺商会 六郷長寿センター (株) 群馬バス 岩鼻長寿センター (株) 群馬バス								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">8,003</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">8,330</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">8,330</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	8,003	令和3年度	8,330	令和4年度	8,330
	実績額									
令和2年度	8,003									
令和3年度	8,330									
令和4年度	8,330									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 業務委託長期継続契約書 ・ 長寿センター清掃業務仕様書 ・ 業務完了報告書 ・ 検査調書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

清掃委託料の推移は下記のとおりである。

【清掃委託料】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八幡長寿センター	1,043 千円	1,043 千円	1,043 千円
佐野長寿センター	1,712 千円	1,692 千円	1,692 千円
六郷長寿センター	1,214 千円	1,386 千円	1,386 千円

京ケ島長寿センター	979 千円	979 千円	979 千円
岩鼻長寿センター	1,013 千円	1,188 千円	1,188 千円
片岡長寿センター	1,020 千円	1,020 千円	1,020 千円
中川長寿センター	1,022 千円	1,022 千円	1,022 千円
合計	8,003 千円	8,330 千円	8,330 千円

長寿センターの清掃委託料については競争入札により、委託業者の選定が行われているが入札参加者のうち多数が辞退となっており、また低い落札率となっているところもある。

清掃委託料の競争入札に際しては事前に二者以上から見積もりを徴取し、業務内容や業務量、難易度を考慮して予定価格を設定している。予定価格は取引の実例価格を表すものであることから低い落札率の場合には、委託業務の作業品質の低下のリスクがあり、長寿センター利用者からの苦情等の原因ともなりかねないと考えられる。

なお、佐野長寿センターは高崎市契約規則第18条第1項第3号に基づき随意契約によっている。

各長寿センターの令和4年度の清掃委託料の入札に関する詳細は下記のとおりである。

	予定価格	落札価格	落札率	入札辞退数
八幡長寿センター	1,055 千円	1,042 千円	98.8%	9 者中 7 者辞退
六郷長寿センター	1,595 千円	1,386 千円	86.9%	6 者中 2 者辞退
京ケ島長寿センター	982 千円	979 千円	99.7%	9 者中 7 者辞退
岩鼻長寿センター	1,672 千円	1,188 千円	71.1%	10 者中 5 者辞退
片岡長寿センター	1,084 千円	1,019 千円	94.0%	9 者中 3 者辞退
中川長寿センター	1,100 千円	1,022 千円	92.9%	9 者中 4 者辞退

長寿センターの内、京ケ島長寿センターの現地視察を実施したところ、清掃業務は適切に実施されており、また長寿センター内の清掃に関して担当者へ質問した結果、利用者からの清掃に関する苦情等は特段生じていないとの回答であった。

長寿センター運営事業（清掃委託料）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N043 長寿センター運営事業（指定管理料）

1	事業の名称	長寿センター運営事業（指定管理料）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市長寿センター条例								
6	事業目的	長寿センターの円滑な運営								
7	事業の概要	<p>指定管理料内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬長寿センター 委託先 高崎市社会福祉協議会 37,176,000 円 ・新町・新町鉄南長寿センター 委託先 高崎市社会福祉協議会 16,979,000 円 ・高浜長寿センター 委託先 東朋産業（株） 23,512,000 円 ・箕輪城長寿センター 委託先 東朋産業（株） 27,297,000 円 								
8	過去3年間の 決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>104,963</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>104,964</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>104,964</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	104,963	令和3年度	104,964	令和4年度	104,964
	実績額									
令和2年度	104,963									
令和3年度	104,964									
令和4年度	104,964									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・長寿センターの管理に関する年度協定書 ・長寿センターの管理に関する仮基本協定書 ・長寿センター指定管理業務仕様書 ・事業計画書 ・事業報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

高崎市には12か所の長寿センターがあり、そのうち5か所の長寿センターについては指定管理者制度により運営している。（新町長寿センターと新町鉄南長寿センターについてはまとめて管理業務を委託している。）

指定管理者制度による各長寿センターの概要は下記のとおりである。

	面積	指定管理者	指定管理料	指定期間
群馬長寿センター	4,683 m ² (1,459 m ²)	高崎市社会 福祉協議会	37,176 千円	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
新町長寿センター	1,739 m ² (663 m ²)	高崎市社会 福祉協議会	16,979 千円	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
新町鉄南長寿センター	1,477 m ² (645 m ²)			
高浜長寿センター	1,200 m ² (704 m ²)	東朋産業(株)	23,512 千円	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
箕輪城長寿センター	5,877 m ² (860 m ²)	東朋産業(株)	27,297 千円	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日

(面積について、上段は施設面積、下段の括弧書きは延床面積)

各長寿センターの利用者数の推移は下記のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
群馬長寿センター	23,401 人	30,264 人	30,410 人
新町長寿センター	3,997 人	6,187 人	6,811 人
新町鉄南長寿センター	4,960 人	6,105 人	5,323 人
高浜長寿センター	47,613 人	63,713 人	70,468 人
箕輪城長寿センター	13,084 人	13,406 人	18,151 人

また、令和4年度の各長寿センターの収支の状況は下記のとおりである。

【群馬長寿センター】

項目名	金額 (円)	主な内容
指定管理料	37,176,000	
その他	3,960	
収入合計 (A)	37,179,960	
人件費	17,188,222	
事務費	290,657	
事業費	1,324,162	
管理費	15,702,618	水道光熱費 5,524,067 円、燃料費 3,940,000 円
支出合計 (B)	34,505,659	
収支差額 (A-B)	2,674,301	

(指定管理者から市へ提出された事業報告書より)

【新町長寿センター及び新町鉄南長寿センター】

項目名	金額（円）	主な内容
指定管理料	16,979,000	
その他	726,394	
収入合計（A）	17,705,394	
人件費	7,676,586	
事務費	123,462	
事業費	783,462	
管理費	11,185,406	水道光熱費 6,020,022 円、業務委託費 2,419,754 円
支出合計（B）	19,768,916	
収支差額（A-B）	▲2,063,522	

（指定管理者から市へ提出された事業報告書より）

【高浜長寿センター】

項目名	金額（円）	主な内容
指定管理料	23,512,000	
その他	301,340	
収入合計（A）	23,813,340	
人件費	9,411,491	
電気料	3,394,644	
水道料	2,761,136	
ガス・灯油代金	3,641,075	
修繕費	1,349,722	浄化槽、膨張タンク、中央監視装置、全熱交換器
その他	4,766,929	
支出合計（B）	25,324,964	
収支差額（A-B）	▲1,511,624	

（指定管理者から市へ提出された事業報告書より）

【箕輪城長寿センター】

項目名	金額（円）	主な内容
指定管理料	27,297,000	
その他	5,106	
収入合計（A）	27,302,106	
人件費	15,465,669	
電気料	2,315,556	
水道料	931,746	
ガス・灯油代金	1,998,201	
修繕費	1,129,700	薬注ポンプ、換気扇、ナースコール修繕等
その他	4,411,125	
支出合計（B）	26,251,997	
収支差額（A-B）	1,050,109	

（指定管理者から市へ提出された事業報告書より）

長寿センター運営事業（指定管理料）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N044 長寿センター運営事業（土地借上料）

1	事業の名称	長寿センター運営事業（土地借上料）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	高崎市長寿センター条例								
6	事業目的	長寿センターの円滑な運営								
7	事業の概要	<p>土地借上料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡長寿センター分 3,665,000 円 ・京ヶ島長寿センター分 627,000 円 ・岩鼻長寿センター分 1,984,000 円 ・中川長寿センター分 2,078,500 円 ・群馬長寿センター分 34,200 円 ・新町長寿センター分 2,633,378 円 <p>※令和4年度決算額（土地借上料）減は、京ヶ島長寿センターの駐車場用地解約によるもの</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>11,443</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>11,440</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>11,022</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	11,443	令和3年度	11,440	令和4年度	11,022
	実績額									
令和2年度	11,443									
令和3年度	11,440									
令和4年度	11,022									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・土地賃貸借契約書 ・土地賃貸借変更契約書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

土地借上料の推移は下記のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
八幡長寿センター	3,665 千円	3,665 千円	3,665 千円
佐野長寿センター	—	—	—
六郷長寿センター	—	—	—
京ヶ島長寿センター	1,041 千円	1,041 千円	627 千円
岩鼻長寿センター	1,984 千円	1,984 千円	1,984 千円
片岡長寿センター	—	—	—

中川長寿センター	2,079 千円	2,079 千円	2,079 千円
群馬長寿センター	34 千円	34 千円	34 千円
新町長寿センター	2,640 千円	2,637 千円	2,633 千円
新町鉄南長寿センター	—	—	—
合計	11,443 千円	11,440 千円	11,022 千円

長寿センター運営事業（土地借上料）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N045 長寿センター運営事業（各所改修工事）

1	事業の名称	長寿センター運営事業（各所改修工事）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 長寿社会課長寿企画担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	長寿センターの維持管理								
7	事業の概要	令和4年度 各所改修工事 13,673,000円 【工事内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・佐野長寿センター 擁壁改修工事 9,471,000円 ・中川長寿センター 受変電設備改修工事 2,519,000円 ・六郷長寿センター 非常照明交換工事 990,000円 ・六郷長寿センター キュービクル換気扇交換他工事 693,000円 								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">7,194</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">7,244</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">13,673</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	7,194	令和3年度	7,244	令和4年度	13,673
	実績額									
令和2年度	7,194									
令和3年度	7,244									
令和4年度	13,673									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・設計書鏡 ・入札結果登録 ・建設工事請負契約書 ・変更契約書 ・工事完成届 ・竣工検査調書 ・引渡書 								
10	課題	空調が適切に機能していない館があるが、予算がつかず工事が進んでいない。								

1.1 監査結果

令和4年度に実施された各所改修工事の内容は下記のとおりである。

【佐野長寿センター】

1	工事内容	高崎市佐野長寿センター擁壁改修工事
	契約方式	指名競争入札
	契約金額	（当初）11,801,900円（うち消費税等の額1,072,900円） （変更後）9,471,000円（うち消費税等の額861,000円）
	工期	令和5年3月8日から令和5年3月27日
	工事完成日	令和5年3月27日

【中川長寿センター】

1	工事名	高崎市中川長寿センター受変電設備改修工事
	契約方式	指名競争入札
	契約金額	2,519,000円（うち消費税等の額229,000円）
	工期	令和4年9月27日から令和5年2月14日
	工事完成日	令和5年2月14日

【六郷長寿センター】

1	工事内容	六郷長寿センター非常照明交換工事
	契約方式	随意契約（高崎市契約規則第18条第1項第1号の規定による）
	契約金額	990,000円（うち消費税等の額90,000円）
	工期	令和4年8月9日から令和4年8月31日
	工事完成日	令和4年8月31日
2	工事内容	六郷長寿センターキュービクル換気扇交換他工事
	契約方式	随意契約（高崎市契約規則第18条第1項第1号の規定による）
	契約金額	693,000円（うち消費税等の額63,000円）
	工期	令和4年9月13日から令和4年10月7日
	工事完成日	令和4年10月7日

【意見 34】空調の更新について

課題として、空調が適切に機能していない館があるが、夏場の高温により「室内熱中症」も増えていると言われており、室内でも、エアコンなどを適切に使わないと温度は上昇し、屋外よりも熱中症が起りやすくなることから、空調設備の更新が必要と考える。

現地を確認したところ、長寿センターの老朽化に伴い、部屋のカーペットが破れている箇所等が存在していた。現状ではガムテープ等により補修しているが、補修したガムテープが剥がれて浮いている箇所もあり、長寿センター利用者が高齢者であることを鑑みれば不慮の転倒等の事故につながりかねない状況であることから早急に改善することが望まれる。

また、長寿センター玄関等にはスロープが設置されバリアフリー化が実施されているが、長寿センター内には入口に段差のある部屋が存在しており、前述の転倒等の事故防止の観点から長寿センター内のバリアフリー化が望まれる。

【意見 35】長寿センターの修繕及びバリアフリー化について

長寿センターは利用者が高齢者であることから、事故防止の観点から老朽化に伴う長寿センター内の劣化箇所等の修繕及び長寿センターのバリアフリー化が必要と考える。

N046 高齢者等戸別ごみ回収委託料（高齢者ごみ出しSOS）

1	事業の名称	高齢者等戸別ごみ回収委託料（高齢者ごみ出しSOS）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	環境部 一般廃棄物対策課管理担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	ごみ等をごみ集積所まで排出することが困難な世帯に対し、戸別訪問収集することにより、快適で安心して暮らせる生活環境を実現することを目的とする。								
7	事業の概要	<p>市が委託した収集業者が週1回専用車両で利用世帯宅を訪問し、安否確認をしながら玄関先などあらかじめ決められた場所に置かれたごみを収集する。市内を3地区に分け、3業者に委託している。</p> <p>【収集するごみの種類】 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険物</p> <p>【対象世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の人のみで構成されたごみ出し困難な世帯 ・障害を有する人のみで構成されたごみ出し困難な世帯 ・妊娠期の人や3歳未満の乳幼児がいる世帯で、家族の早朝勤務や単身赴任等で協力が得られず、ごみ出しが困難と認められる世帯 <p>【費用】 無料</p> <p>【委託先】 A地区：（株）群成舎 B地区：（株）環境整備高崎センター C地区：宮野環境設備（株）</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>50,217</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>92,747</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>103,140</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和2年度	50,217	令和3年度	92,747	令和4年度	103,140
	実績額									
令和2年度	50,217									
令和3年度	92,747									
令和4年度	103,140									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結伺 ・業務委託単価契約書 ・業務委託単価契約約款 ・高崎市高齢者ごみ出しSOS業務仕様書 ・委託契約事務チェックリスト 								
10	課題	緊急連絡先が誰もいない方の有事の際の対応。								

1.1 監査結果

高齢者等戸別ごみ回収委託料（高齢者ごみ出しSOS）について
事業の実施状況

事業の実施にあたっては市内を3地区（A地区、B地区、C地区）に分け、収集業者へ業務委託してごみの収集を実施している。

委託業者の選定にあたっては、事業開始に際してプロポーザル方式により委託事業者を募集し、事業者選定委員会において事業者を決定している。3地区それぞれ異なる事業者へ業務委託が行われている。

各地区の利用世帯数の推移は以下のとおり。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
A地区	利用世帯数	326世帯	451世帯	551世帯
	業務委託単価	1,299千円	1,299千円	1,299千円
	業務委託費実績	18,187千円	31,178千円	41,571千円
B地区	利用世帯数	285世帯	349世帯	461世帯
	業務委託単価	1,270千円	1,270千円	1,270千円
	業務委託費実績	17,784千円	30,487千円	30,487千円
C地区	利用世帯数	258世帯	369世帯	421世帯
	業務委託単価	1,295千円	1,295千円	1,295千円
	業務委託費実績	14,245千円	31,080千円	31,080千円

業務委託の単価については、収集車両1台につき1日50世帯、週250世帯まで対応可能であることから収集車両1台（250世帯毎）の単価として設定されている。利用世帯数が251世帯から500世帯となる場合には収集車両が2台稼働、501世帯以上となる場合には収集車両が3台稼働となり、各月の業務委託費は業務委託単価×収集車両稼働台数として算出される。

ごみ収集とあわせて声かけを行い、声かけに応じない場合には、委託業者から市職員へ、市職員から緊急連絡先への連絡により安否確認が実施されている。また、家の中で倒れている利用者を発見し、早急に救急搬送できたケースもある。

安否確認件数及び救急搬送件数の推移は以下のとおり。

	令和2年度（※）	令和3年度	令和4年度
安否確認件数	218件	501件	715件
救急搬送件数	1件	3件	4件

※令和2年度は事業開始（9月1日）から7か月間の実績件数

高齢者等戸別ごみ回収委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

3 権利擁護等への取り組みの充実について

高崎市は、第8期計画において、権利擁護等への主な取り組みとして、①成年後見制度の利用促進、②消費者被害・特殊詐欺被害防止の推進、③高齢者虐待防止への取り組みをあげている。

1 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進の取り組みとしては、①普及啓発活動の実施、②相談支援体制の強化、③市民後見人の活動支援、④経済的困窮者に対する費用助成を掲げている。

1 普及啓発活動の実施

(1) 取り組みの内容

認知症等の理由で判断能力が低下した人の権利を守り、地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の普及啓発を図ることを目的とした取り組みである。

(2) 具体的な取り組み内容等

当該取り組みは、随意契約の方法により、後述の②相談支援に関する取り組み(一部)、及び③市民後見人の活動支援の事業も含めて、高崎市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人市民後見プラザぐんま(以下「市民後見プラザぐんま」という。)に委託している。

市民後見プラザぐんまとの業務委託契約約款添付の高崎市市民後見人支援業務仕様書によると、普及啓発の取り組みに関する具体的な内容は、「市民後見活動の意義を含めた成年後見制度の理解の浸透を図るため、成年後見制度及び市民後見活動に関する普及啓発セミナー等を開催すること。」とされている。

(3) 実施状況等

市民後見プラザぐんまの事業報告書によれば、普及活動の取り組みとして、成年後見制度に関する講演(受益対象者15名)及び成年後見啓発セミナー(受益対象者56名)をそれぞれ1回実施したとのことである。但し、前者については、依頼を受けて開催したものであり、同受託者が主体となって実施したものではないとのことである。

(4) 監査結果

同法人との随意契約の基礎となった見積書では、成年後見セミナー(シンポジウム)として講師1名、相談員4名のシンポジウム1回と想定されており、依頼を受けて実施した講演会を含めれば、見積書よりも普及啓発活動の回数としては、多く実施されたものといえ、適正に実施されたと評価できる。

ただし、上記市民後見プラザぐんまの事業報告書においては、①普及活動に関する取り組み、②相談支援に関する取り組み及び③市民後見人の活動支援の取り組みについて、個別に報償費が分かれておらず、一括して報償費として1,822,135円が計上された報告書がなされているにとどまる。そのため、普及活動に関する取り組みについて、見積書段階との比較につき、費用面からの検証ができない点は留意する必要がある。

普及啓発活動に要した実際の費用についても、個別の費用細目について、報告を受けるなどの対応が望ましい。

全体の委託費についての検証は、随意契約についての相当性も含めて、後述する。

【意見 36】 受託者からの個別報償費の報告について

受託者からの報告を受ける際には、見積書との比較が可能となるよう個別に報償費の報告を受けることが必要と考える。

2 相談支援体制の強化

(1) 取り組みの内容

専門職団体との情報交換会を設置・連携することで、市民が専門職へ相談しやすい体制の構築を図ること、及び本人や親族が申立手続をする際の支援を行う取り組みである。

(2) 具体的な取り組み内容等

市民が、専門職へ相談しやすい体制の構築を図ること及び本人や親族が申立手続をする際の支援についての主な取り組みとしては、①地域包括支援センター（市直営の基幹型センター、市内 29 か所にある委託型の地域型センター（高齢者あんしんセンター））における相談業務体制の構築、②市民後見プラザぐんまにおける相談業務体制の構築（委託）があげられる。

高齢者あんしんセンターにおける委託契約には、成年後見制度の利用に関し、「成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介を行う。申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても、申立てを行う意思がない場合で成年後見制度の利用が必要と認める場合、速やかに当該高齢者の状況等を市へ報告し、申立てにつなげる。」とされている。

また、市民後見プラザぐんまに対しては、仕様書において「市民や高齢者あんしんセンター等からの成年後見制度及び市民後見活動に関する問い合わせへ対応すること」とされている。

(3) 実施状況

ア 令和 4 年度は、前橋地方裁判所高崎支部が開催した連絡協議会に参加しているが、専門職団体との情報交換会の設置については、令和 2 年度から実施されていない。

イ 高齢者あんしんセンターの事業報告によれば、成年後見関係の相談業務は、令和 2 年度以降、287 件、290 件、252 件と推移しており、うち市長申立件数は、2 件、1 件、8 件と推移しているとのことである。

地域包括支援センターにおける相談結果の把握については、各センターから月に一度「総合相談業務報告シート」の提出を受けて、結果を把握している。

同報告シートの記載内容は、相談年月日・時分、対象者氏名、性別、生年月日、年齢、認知症レベル、相談方法（電話・来所・訪問の別など）、相談者、主たる相談内容、副たる相談内容の欄のほか、相談内容（権利擁護）として、「成年後見」「措置の支援」「地域福祉権利擁護」「高齢者虐待」「消費者被害」「その他」を選択する内容となっている。なお、「主たる相談内容」や「副たる相談内容」には、詳細な相談内容の記載は

なく、一言での表現しか記載がなく、具体的な相談内容は各センターにおいて支援経過記録において管理している。

各相談には、それぞれ「相談レベル」が1から4までで管理され、レベル1が一般的な問い合わせ、レベル2が相談者の意思で主訴に対する対応が可能と判断される相談、レベル3が専門的・継続的な関与が必要とされる相談、レベル4が緊急対応が必要だと判断される相談となっており、各センターの判断で振り分けがなされている。

相談結果については、「相談レベル」「継続」「実施・活用」「終結」の4つに区分され、「実施・活用」としては、「アセスメントシート」「認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム」「若年性認知症支援コーディネーター」「地域ケア個別会議」「医療と介護の連携拠点」「その他」の7つから複数回答が可能という形で整理されている。

終結の場合には、さらに終結理由（複数回答可）として、「傾聴のみ」「制度・内容説明」「ケアマネ紹介・連携」「施設・サービス紹介」「介護保険代行申請」「アセスメント実施依頼」「介護保険課へ」「介護保険サービス」「予防給付サービス」「介護予防・生活支援サービス」「在宅福祉サービス」「一般介護予防事業」「インフォーマルサービス」「介護SOSサービス」「配食サービス」「ゴミ出しSOS」「買い物代行サービス」「認知症カフェ」「成年後見制度」「措置」「日常生活自立支援事業」「消費生活センター」「医療連携受診・入院・連携」「あんしんセンターへ」「社会福祉課へ」「障害福祉課へ」「健康課へ」「転居」「死亡」「その他」を選択する形になっている。

地域包括支援センターの事業評価については、「地域包括センターの事業評価を通じた機能強化に係る調査について」（平成30年7月4日付老振発0704第1号厚生労働省老健局振興課課長通知、令和2年5月9日一部改正）添付の「市町村及び地域包括センター評価指標」をもとに評価され、「地域包括センター運営状況調査票②」を利用して、各センターから申告された内容に基づき審査がなされている。

権利擁護業務のうち、成年後見制度に関する評価指標とすると、「市町村長申立に関する判断基準が、市町村から共有しているか」が指標であり、当該指標に基づいて評価がなされている。

ウ 市民後見プラザぐんまの事業報告によると、同法人の相談件数については、令和2年度以降、13件（うち申立支援3件）、21件（うち申立支援7件）、28件（うち申立支援3件）とのことである。また、成年後見制度の相談会として、合計4回の相談会を高崎市役所において開催し、受益者として13名の利用がなされている。

（4）監査結果

ア 専門職団体との情報交換会の設置・連携について、令和2年度以降、コロナ禍の影響もあり実施されていないとのことである。あんしんプランによると、専門職団体との情報交換会の設置を通じて、市民が専門職へ相談しやすい体制の構築を図ることであるため、家庭裁判所主催の連絡協議会への参加だけでは不十分である。

【意見 37】 情報交換会の設置・連携について

専門職団体との情報交換会の設置・連携について、市が主体となって実施することが必要と考える。

イ 地域包括支援センター等における成年後見に関する相談件数については、令和2年度以降、ほぼ同水準の相談件数が寄せられている。また、当該相談事業は、地域包括支援センターの事業の一内容に過ぎないため、個別の予算・費用を検証することは困難である。

業務面においても、総合相談業務報告シートによれば、相談件数の把握はできるものの、「主たる相談内容」「副たる相談内容」の記載として、いずれも「保険外サービス」「介護保険」「認知症」などの一言で記載されているに過ぎず、具体的な相談内容の詳細については、各センターにおける支援経過表を確認しなければ、内容が不明であり、適切な処理がなされているかを検証することは困難である。

本来、相談支援業務とは、相談件数のみならず、相談内容とそれに対する回答や対応方法の適切さが求められるものであり、主たる相談内容として、概要が分かる程度の記載を求めなければ、当該相談対応が、適切か否かについて検証することが困難である。

【意見 38】 総合相談業務報告シートの相談概要について

総合相談業務報告シートにおける各高齢者あんしんセンターからの報告について、具体的な相談概要を記載するような運用にすることが必要と考える。

ウ 市民後見プラザぐんまの相談件数は増えており、一定の成果を果たしていることが伺える。

しかし、業務報告書においては、同法人に対し、相談をすることになった経緯、相談概要、申立支援がなされなかった理由などの記載がない。そのため、高齢者あんしんセンターとの紹介機能が働いているのか否かの検証ができず、相談が適切になされているのか否かの検証ができない。

【意見 39】 相談経路等の記載について

市民後見プラザぐんまからの報告において、相談経路・相談概要及び申立支援がなされなかった場合の理由を明記するよう求めることが必要と考える。

3 市民後見人の活動支援

(1) 取り組みの内容

市民後見人候補者が案件を適切に受任するための調整や市民後見人のスキル維持のためのフォローアップ研修を実施し、活動を支援する取り組みである。

(2) 具体的な取り組み内容等

当該取り組みは、随意契約の方法により、普及啓発活動の実施及び相談支援体制の強化事業と共に、前記市民後見プラザぐんまに委託している。

ア 同受託者との業務委託契約約款添付の高崎市市民後見人支援業務仕様書によると市民後見人候補者に対する受任支援として、高崎市から推薦の依頼があった事案について、市、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職により構成された「受任調整会議」を開催し、市民後見人の受任の適否及び候補者の選考を行うこととされている。

イ また、市民後見人のスキル維持のためのフォローアップ研修としては、定期的を開催し、開催日時、場所及び研修内容については市と協議して決定することとされている。同委託契約の前提となった見積書によれば、フォローアップ研修は、6回開催するとされている。

ウ 市民後見人の後見活動に対する支援・監督としては、後見人等に選任された市民後見人の適正かつ円滑な後見活動が担保されるよう、後見活動で生じた課題に対する相談・助言・確認等、家庭裁判所に提出する後見事務計画書や財産目録、後見事務報告書等の作成時の相談・助言・確認等、本人との関係づくりや接し方、支援者等への連携に関する相談・助言・確認等、医療・介護・年金等行政機関や金融機関等への各種申請手続きに伴う相談・助言・確認等を行うとされている。同費用として、委託契約の前提となった見積書によれば、648,000円（月額54,000円）が計上されている。

エ さらに、その他本事業の推進に必要な業務として、市民後見活動のマニュアルを作成すること、市民後見推進のための検討会議として、市民後見人の活動状況や支援・監督体制等、受任案件や受任パターン等について検討会議を開催することなどが仕様書に記載されている。

(3) 実施状況等

ア 市民後見プラザぐんまの事業報告書によると、令和4年度の受任調整会議は2回、受益対象者合計8名の受任調整がなされている。

イ フォローアップ研修については、5回開催されており、受益対象者は、合計84名とされている。

ウ 市民後見人の後見活動に対する支援・監督としては、長寿社会課の回答によれば、具体的な報告書を受領していないとのことである。市民後見人を対象とした年5回のフォローアップ研修の実施、成年後見制度に関する相談会・普及啓発活動においても市民後見人に協力を要請し、活動支援をしていること、選任する際に業務内容の説明、受任までの流れを説明していること、市民後見人への支援・監督については随時支援を行っており、高崎市では市民後見人を選任する場合には、必ず監督人として専門職の推薦がなされていること、他の事業の中に支援・監督業務が含まれていることが別途報告を求めている理由であった。

エ その他、本事業の推進に必要な業務については、後見人向けマニュアルは、家庭裁判所が作成したものを利用しており、重複するため独自のマニュアルは作成していな

いとのことである。また、検討会議の開催については報告を求めておらず、受任調整会議の実施や毎年4月・5月に担当者会議で代替しているとのことである。

(4) 監査結果

ア 受任調整会議は、見積書段階では3回を想定していたが、実際は2回と回数は少ない。しかし、実際に受任調整会議の開催回数は、需要者に左右されることから、回数が少ないこと自体は、やむを得ないといえる。むしろ2回の会議において、合計8名の受任調整を行っていることに照らすと、効率的な運用ができていると評価できる。

なお、事業報告書においては、個別に報償費が分かれておらず、一括して報償費として1,822,135円が計上された報告書がなされているにとどまる。そのため、市民後見人の活動支援に関する取り組みについても、見積書段階との比較につき、費用面からの検証できるように、個別の費用細目について、報告を受けるなどの対応が望ましい。

イ フォローアップ研修については、見積書段階では、6回であったが、実際は5回と少ない実施に留まっている。上記記載のとおり、普及啓発活動の一環である講演会が1回多く開催されているものの、市民後見人を対象として、後見業務に関する具体的な場面を想定した講演とフォローアップ研修とは目的も異なることから、フォローアップ研修の開催については、委託契約段階で回数を決めるなどをすることが妥当である。

ウ 市民後見人の後見活動に関する支援・監督活動としては、上記のとおり、具体的な報告がなく詳細が不明である。

この点、担当課の説明によると、フォローアップや講演会・相談会を通じての支援等がなされていることなど、他の事業において、市民後見人の支援・監督業務が含まれることを理由にしている。

しかし、契約約款の仕様書において、業務内容が明確に分けられており、フォローアップが市民後見人に対する一般的な研修であるのに対し、支援・監督業務は、個々の後見業務に関する支援であるから、関連する点があるにしても、両者を一体とすることは不相当である。のみならず、委託契約の前提となった見積書においても、フォローアップの研修講師費用と相談員に対する謝金と市民後見人候補者に対する活動支援費は、明確に分けられて計上されている。

市民後見人候補者に対する活動支援費は、月額54,000円×12か月と臨時職員賃金を除き、2番目に金額が高く、委託額の34%を占めるものであるため、当該費用に見合った活動がなされているか、具体的な内容の報告を受けていない点は、適当ではない。

また、運用上、市民後見人を選任する事案については、専門職が後見監督人として選任されているとの理由については、後見監督人の実務上、後見人に対する監督だけに留まらず、支援業務を期待されている点は回答のとおりである。しかし、そうであれば、高崎市が、市民後見人の後見活動に関する支援を具体的な業務として、上記市

民後見プラザぐんまに委託をする意義がそもそも欠ける事由になるのであり、仕様書を含めて、業務範囲の適切性を見直すことが必要である。

【指摘 8】 市民後見人の支援・監督業務の必要性・相当性について

市民後見人の後見活動に関する支援・監督業務は委託事業であるが、「高崎市市民後見人支援業務仕様書」に基づいた具体的な活動内容の報告がない。

市民後見人が選任される事案について、専門職が後見監督人として選任される運用に照らせば、そもそも、支援・監督業務として、委託契約の内容に含めるべきか否かの必要性が不明確である。また、見積書においては、月額 54,000 円とされているが、他の事業に含まれる内容であれば、当該金額の相当性も不明確である。

具体的な委託業務が委託料と見合ったものか否かについて、検討し、改善すべきである。

エ その他、本事業の推進に必要な業務として、後見マニュアルの作成が不要ということであれば、業務委託契約の仕様書に含めることは妥当でない。双方が必要でない業務を仕様書において記載することは改めるべきである。なお、マニュアルの作成については、見積書には費用として含まれていないため、財政的に不必要な支出はない。

また、市民後見推進のための検討会議についても、仕様書において記載するのであれば、その検討会議の回数、検討会議における検討結果を記した報告書の提出を求めべきであり、趣旨が異なる受任調整会議や担当課との打ち合わせという趣旨が不明確なもので代替したとすることは妥当でない。委託する業務として必要でないのであれば、削除するべきであるし、委託業務として必要であれば、適切な履行を求めることが必要である。なお、当該検討会議についても、見積書に項目が記載されておらず、財政面において、不必要な支出は認められない。

【指摘 9】 委託業務の必要性について

業務委託契約約款添付の仕様書において、予定していない後見マニュアルの作成は削除すべきである。

また、検討会議の開催も他の意見交換で代替しているのであれば、仕様書においても、委託する業務に合わせて記載を整理すべきである。

オ 随意契約の妥当性について

(ア) 上記のとおり、普及啓発活動の実施、相談支援体制の強化、市民後見人の活動支援の各取り組みについて、いずれも市民後見プラザぐんまに随意契約により委託がなされている。

高崎市契約規則第 18 条第 1 項第 2 号によると、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」は、随意契約によることができるとされている。そして、随意契約理由書においては、選定された特定非営利活動法人の前

身となる法人が市民後見人養成講座を受託し、実施してきたこと、要請した市民後見人候補者との信頼関係が築けており、業務を円滑に推進することができることを理由としている。また、本件随意契約にあたり、予定価格が1件10万円を超えているが、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるときとして、見積書の受領を受けていない（同規則第19条第3項第4号）。

(イ) この点、本件業務委託における業務のうち、①市民後見人候補者に対する継続研修、②市民後見人候補者の登録及び管理、③市民後見人候補者に対する受任支援については、需要者となる市民後見人候補者の多くが同法人に加入していることや、市民後見人との継続的な信頼関係を考慮して、同法人を選定することは、契約の目的達成するためにやむを得ないといえ、同規則第18条第1項第2号に該当すると考えられる。

しかし、市民後見候補者ではなく、市民後見人として現に裁判所から選任された者を対象とした④市民後見人の後見活動に対する支援・監督業務や、一般の市民を対象とした⑤成年後見制度の普及啓発活動（相談会やシンポジウム）については、同法人以外でも、専門職団体などでの対応が十分可能であることが想定される（特に本年度は、市民後見人を養成することを目的とした養成講座を開催していないため、市民後見人候補者の団体に限定しておく意義は低かったものといえる。）。

また、個別の市民後見人に対する支援・監督業務と成年後見制度の相談業務については、別の業務として分けることも可能であり、一括して委託をしなければ目的が達成できなかったとまで評価することはできない。現に相談体制業務自体は、上記各高齢者あんしんセンターにも委託されている点からも明らかである。

随意契約については、例外的な取り扱いをするべきである以上、委託業務のうち、特定の事業者でなければならない事業については、限定的に検討するべきである。

【意見 40】 随意契約について

本件業務委託を一括して随意契約をする点については、事業ごとに随意契約の理由として妥当か否か再検討するべきであり、他の事業者が対応することが可能なものについては、業務委託する契約の範囲を分けて、入札するなどして対応することが望ましい。

4 経済的困窮者に対する費用助成

(1) 取り組みの内容

経済的理由等により成年後見制度の利用が困難な場合には、成年後見制度利用支援事業により申立費用等の助成を行う取り組みである。

(2) 具体的な取り組み内容等

ア 当該取り組みは、高崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、実施がなされている。同要綱においては、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者に対する支援として、①後見開始等の審判を請求する者が負担する鑑定費用

(審判請求費用) (第8条第1号)、②成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人へ付与される旨の審判がなされた報酬 (第8条第2号) を助成することとされている。

イ 審判請求費用の助成対象者は、本人が後見等開始の審判の請求時から引き続き本市に住所を有する者であって、以下のいずれかに該当する者とされている。

- | |
|---|
| ① 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 |
| ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている者 |
| ③ 次に掲げる要件の全てに該当する者 |
| ア 本人及び本人と生計を位置にする世帯主全員が市町村民税非課税であること。 |
| イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、審判請求費用に30万円を加えた額を下回ること。 |
| ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。 |
| ④ その他審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者 |

審判請求費用に係る助成金額は、家庭裁判所に予納すべき額である。

ウ 後見人等報酬の助成の対象者は、被後見人等が後見開始の審判の請求時から引き続き本市に住所を有する者であって、かつ次の各号のいずれかに該当する被後見人等とする。ただし、対象者の配偶者及び4親等内の親族が対象者の成年後見人等である場合は除く。

- | |
|--|
| ① 被保護者 |
| ② 支援給付受給者 |
| ③ 次に掲げる要件の全てに該当する者 |
| ア 本人及び本人と生計を位置にする世帯主全員が市町村民税非課税であること。 |
| イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、後見人等報酬に30万円を加えた額を下回ること。 |
| ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。 |
| ④ その他後見人等報酬を負担することが困難であると市長が認める者 |

後見人等報酬に係る助成金額は、後見人等報酬と以下の助成限度額とを比較して少ない金額とされている。

区分	後見人等	助成限度額
市長 申立	市民後見人	後見人月1,000円、後見監督人月9,000円
	法人後見	月10,000円
	上記以外	在宅者月28,000円、施設入所者月18,000円
市長申 立以外	法人後見	月10,000円
	上記以外	被保護者・支援給付受給者月15,000円 それ以外月10,000円

なお、後見人等報酬に係る助成の対象期間が在宅と施設入所の期間をまたぐ月につ

いては、助成限度額を月額 18,000 円とするとされている。

(3) 実施状況等

令和 4 年度の助成の実施件数は 12 件であり、予算額 3,899,000 円に対し、実績は 2,034,201 円の助成がなされている。助成の対象は、いずれも後見人等報酬に係るものであり、申込がなされた件については、いずれも助成がなされている。

(4) 監査結果

ア 成年後見制度利用支援事業実施要綱の要件について

令和 5 年 5 月 30 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課連名の「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」と題する事務連絡によれば、報酬助成の要件として、市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること、費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること、後見人以外の後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすることの検討が求められている。

本市の要綱は、低所得者の範囲の考え方にもよるところではあるが、上記事務連絡の要請を基本的に満たしているものと評価できる。

しかし、令和 5 年 3 月に公表された「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書で紹介されている他市においては、後見人等報酬の助成の要件として、後見開始から引き続き住所を有している者という限定がなされていない例も多数存在している。

後見開始時に住所が本市になくても、助成時点で本市に住所を有している者であれば、一定の助成が必要と考えられることから、当該要件については、見直しを含め検討が必要と考えられる。また、現時点での要綱により、要件を満たさない市民においても、前市区町村との間で適切に助成が得られるよう協議・調整を行うことが必要であり、必要に応じて、④その他後見人等報酬を負担することが困難であると市長が認める者として、柔軟に対応をすることが求められる。

イ 具体的な助成決定内容について

令和 4 年度の助成決定がなされたうち、1 か月に満たない報酬対象期間であったが、1 か月として助成がなされている例が存在した。上記要綱においては、1 か月に満たない月の助成限度額の取り扱いが明確にされていない。被後見人等の死亡により、途中で業務が終了する場合には、1 か月に満たない状況が生じることから、日割り等一定の基準を明確にしておくことが必要である。この点について担当課の説明によれば、1 か月あたりの金額として規定しているため、1 日でも月にかかれば月単位で計算をするとの回答がなされたが、その解釈は一般的なものではない。

また、生活保護の受給停止が月の途中でなされた事例においては、月をまたぐ助成

金額の計算として、上限額を 15,000 円ではなく、10,000 円として計算している事例が存在した。当該点については、担当課からは、被保護者とそれ以外をまたぐ月については、在宅と施設入所をまたぐ月を準用し、打ち切り月の前月までを被保護者として取り扱うとの回答がなされた。しかし、1 日でも超えれば 1 か月として取り扱う上記と異なる上、在宅と施設入所をまたぐ月を準用することの規定もないため、根拠を欠く取扱いとなっている。

【指摘 10】要綱への助成限度額の設定について

助成限度額について、1 か月に満たない場合の取り扱いや支給限度額の属性が月の途中で変更となる取扱いについて、要綱等で定めることにより、明確にすべきである。

2 消費者被害・特殊詐欺被害防止の推進

消費者被害・特殊詐欺被害防止の推進としては、①普及啓発活動の実施、②特殊詐欺対策電話装置等の購入助成を取り組みとして掲げている。

1 普及啓発活動の実施

(1) 取り組みの内容

高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関、各地区の関係者等と連携を図るとともに、出前講座や講演会などの開催、チラシやパンフレットなどの配布により消費者被害等の防止に向けた周知啓発に取り組むものである。

(2) 実施状況等

ア 出前講座については、「悪質商法の現状とその対策～悪質商法・詐欺から身を守りましょう」と題して、出前講座を 3 回（高齢者を対象としたものは 2 回）実施している。なお、テキストは消費生活センターで作成し、事務用の印刷機を利用するため、一般事務費に含まれており、個別の支出額は不明である。

イ チラシやパンフレットなどの配布状況等は以下のとおりである。

- ・「特殊詐欺被害防止マニュアル」（群馬県作成）を市内の 70 歳以上のひとり暮らし高齢者約 9,000 人に対し、民生委員を通じて配布。
- ・「詐欺・悪質商法撃退カレンダー」を高齢者あんしんセンター経由で 2030 部、長寿センター経由で 210 部を利用者に配布し、地区公民館には、各 2 部ずつ窓口への掲示を実施。
- ・「うまい話にはウラがある」「みんなのあんしん消費生活」「クーリング・オフリーフレット」を消費生活センター前のラック、消費者月間ロビー展示により配布。なお、「クーリング・オフリーフレット」については、市内郵便局窓口にも配置して配布。
- ・「2023 年版くらしの豆知識」を作成し、全地区の民生委員に 724 冊配布。
- ・警察からの情報提供を基に、振り込み詐欺等を中心とした注意喚起の安心ほっとメール（防犯情報）の配信を 208 回実施。

- ・その他警察から配布された特殊詐欺防止の啓発チラシ及び啓発ティッシュなどを市庁舎窓口に配置。

消費者啓発事業の需要費のうち印刷製本費の予算は、2,244,000円、決算は2,243,131円であった。

ウ 地域包括支援センター等の事業報告によれば、消費者被害の相談業務は、令和2年度以降、73件、27件、54件と推移している。なお、高齢者あんしんセンターとの業務委託契約仕様書においては、消費者被害の対応として、「悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターとの定期的な情報交換等を実施し、民生委員、介護支援専門員等に必要な情報提供を行う」とされている。

地域包括支援センターにおける相談結果の把握については、各センターから月に一度「総合相談業務報告シート」の提出を受けて、結果を把握している。同報告シートの記載内容は、前記記載のとおりである。

(3) 監査結果

出前講座の開催については、高齢者に対しては2回のみ開催とのことである。チラシやパンフレットを配るだけでは、啓発としては不十分であり、他の団体への委託なども含め、回数を増やして実施することが求められる。

チラシ、パンフレットの配布による啓発活動については、イラストを交えた分かりやすいチラシ等が作成されており、配布件数においても問題性は認められない。

高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関、各地区の関係者との連携については、現状、配布物を中心とした連携に留まっているようであり、改善を検討すべきである。特に、仕様書に記載のある消費生活センターとの定期的な情報交換等については、具体的な報告がなされておらず、詳細が不明であるため、具体的な報告を求めることが望ましい。

ところで、高齢者における消費者被害は、消費者白書等に照らしても、高止まりの状況であること、消費者被害の特色として、二次被害、三次被害のおそれが高いこと、認知症等高齢者の相談については、約8割が契約者と相談者が異なるため、周りからの気づきが被害防止には不可欠であるとされている。そのため、高齢者本人だけでなく、高齢者の身近に関与する福祉関係者に対しても、消費者被害についての啓発をして、被害防止を促すことが連携策として求められる。

また、連携としては、①高齢者に関与する福祉関係者が消費者被害を察知し、②高齢者あんしんセンター等に情報提供が寄せられ、③消費生活センターへの相談による解決、④同相談のフィードバック、⑤二次被害防止のための成年後見制度の利用促進などがそれぞれ図られることである。単に消費生活センターへの相談窓口を案内するだけでは、高齢者本人が、結局相談をしない可能性も否定できない以上、実際に相談対応をしたのか、その結果等について把握できるようにしておくことが望ましい。

【意見 41】総合相談業務報告シートの運用等について

現状の総合相談業務報告シートにおいて、具体的な相談の概要を記載するほか、「消費者相談」については、消費生活センターの窓口紹介に留まらず、実際に相談がなされるよう徹底し、相談の結果についても内容の概要を記載するなどして、二次被害等の防止につなげるような報告を求めることが必要と考える。

また、消費者被害については、当該被害解決で終了するものではないという特色を踏まえ、関係者の横断的な連携である消費者安全確保地域協議会の設置等も含めた検討をすることが必要と考える。

2 特殊詐欺対策電話装置等の購入助成

(1) 取り組みの内容

振り込め詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺防止機能が付いた電話装置等の購入に対して助成を行う取り組みである。

(2) 具体的な取り組み内容等

高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金要綱によれば、①電話の相手方に対し、通話内容を録音する旨の応答を自動的に行う機能を有すること、②通話内容を自動的に録音する機能を有すること、③申請日から遡り2年以内に購入した電話装置等を対象に、当該購入費の2分の1（5,000円を限度）として補助金を交付するものである。

具体的な補助金の対象者は、①住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者で、その住所地に居住していること、②当該年度内において満70歳以上の方、③市税を滞納していないことのすべての要件を満たすものとされている。

(3) 実施状況等

令和4年度の補助金決定件数は526件、不交付決定は1件、予算額は2,550,000円で決算額は2,549,400円であった。

(4) 監査結果

特殊詐欺対策電話装置等の購入助成に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

3 高齢者虐待防止への取り組み

高齢者虐待防止への取り組みとしては、①普及啓発活動の実施、②支援体制の機能強化と充実を取り組みとして掲げている。

1 普及啓発活動の実施

(1) 取り組みの内容

高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関、各地区の関係者等と連携を図るとともに、チラシやパンフレットなどの配布により高齢者虐待の防止に向けた周知啓発に取り組むものである。

(2) 実施状況等

あんしんセンターだよりを活用し、高齢者虐待についての周知や訪問により相談普及

活動を実施した。

地域包括支援センター等における高齢者虐待に関する相談件数は、令和2年度以降延べ844件、1,041件、1,314件と推移している。

(3) 監査の結果

普及啓発活動の実施に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

2 支援体制の機能強化と充実

(1) 取り組みの内容

虐待等の未然防止・早期発見のほか、高齢者の安全を迅速に確保するため、民生委員や警察や介護事業者等関係機関との連携や協力体制の構築により機能強化に努める取り組みである。また、高齢者あんしんセンター等に対する研修を実施するとともに、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、基幹センターと高齢者あんしんセンターが連携して早期に対応するなど相談・支援機能の充実に取り組むものである。

(2) 実施状況等

令和4年度は、高齢者虐待事案通報票により警察との連携を図った事案が27件存在する。また、コアメンバー会議、評価会議の開催を通じて高齢者あんしんセンターや介護事業者との連携を図った回数は延べ119件である。

高齢者あんしんセンターの職員を対象にした高齢者虐待研修は、1回実施し、参加者27名であった。

高崎市に相談がなされ高齢者虐待事案として対応した件数は、令和4年で71件であり、うち虐待と認定し対応した件数は31件である。

高齢者虐待の疑いに関する相談・通報がなされた場合には、「相談・通報・届出受付表(総合相談)」「高齢者虐待受付表」を記載し、「事実確認票」を利用して必要な情報を収集し、事実確認を行う。同時に高齢者自身のアセスメントを行い「アセスメント要約票」に必要事項をまとめた上、コアメンバー会議において虐待の有無、緊急性の有無について判断を行う。当該判断については、「高齢者虐待対応会議記録」にまとめられる。高齢者虐待と判断された事案については、高齢者・養護者等に対し、課題、目標、対応方法を具体的に記載し、優先順位に沿って対応を行う。当該対応状況は、評価会議において対応状況が確認され、虐待防止のために設定された目標が達成できたか否かを判定し、虐待対応支援の終結まで、定期的開催される。

(3) 監査結果

ア 市に相談が寄せられた相談については、上記事実確認等により虐待の有無が判定され、虐待と判定された事案については、終結がなされるまで、虐待防止のために設定された目標の状況が定期的に確認されており、特に問題点は見当たらなかった。

ただし、対応事案の中には、虐待者が現に養護する者ではない、あるいは高齢者が自立しているものとして、高齢者虐待ではないとの判定事案も存在した。高齢者虐待に該当しない場合でも、高齢者虐待に準じて必要な対応をするように求められており

(老人福祉法第5条の4第2項参照)、実際に、高齢者虐待ではないと判断された事案においても、見守りの強化など引き続きの支援をする旨の記載がなされていた。しかし、当該事案については、記録上、その後の対応状況が不明であった。

【意見 42】 高齢者虐待非該当事例の定期的な評価について

高齢者虐待に該当しない事例でも、高齢者の権利が害されるおそれがある事例については、高齢者虐待事案に準じて、定期的に評価を行い、危険が消失するまで、管理していくことが必要と考える。

イ 地域包括支援センター等には、令和4年度で延べ1,314件の相談が寄せられているが、市に相談がなされ高齢者虐待事案として対応した件数は71件に過ぎない。高齢者あんしんセンターが「高齢者虐待」として分類した相談には、一般的な制度の説明も含まれることや一事案に対し複数の相談件数が含まれること、実際に多くの高齢者あんしんセンターから市に対し、虐待の相談がなされていることに照らせば、通報・相談が適切になされていることが推察される。総合相談業務報告シートにおいて、相談概要に具体的な記載があれば、虐待疑いであるが、通報されない事案が疑われる場合、高齢者あんしんセンターへの問い合わせを通じ、より相談漏れを防止することが可能になる。

【意見 43】 総合相談業務報告シートの運用について

総合相談業務報告シートにおいて、高齢者虐待に関する具体的な相談概要の記載を求める運用とすることが必要と考える。

第4章 指摘及び意見

ここまでの外部監査の結果、次表のとおり指摘は10件、意見は43件となった。
詳細については各項目参照されたい。

区分	番号	項目	ページ
指 摘	1	地域ケア会議の開催について	47
	2	選定方法の検討について	55
	3	敬老事業補助金算定根拠名簿の取り扱いについて	77
	4	補助金の交付要綱について	86
	5	対象事業以外への交付実績について	91
	6	稟議書に記載されていないルートについて	99
	7	高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金について	123
	8	市民後見人の支援・監督業務の必要性・相当性について	166
	9	委託業務の必要性について	166
	10	要綱への助成限度額の設定について	170
意 見	1	委託先選定方法の検討について	43
	2	高齢者あんしんセンターにおける担当地域の区割り方法について	44
	3	高齢者あんしんセンターの事業評価について	45
	4	高齢者あんしんセンターの課題と機能強化について	46
	5	「高崎市高齢者あんしんセンター情報サイト」の高度化について	47
	6	地域包括ケアシステムの広報について	48
	7	人員配置の要綱と実態の不一致について	53
	8	補助金の過大交付を防ぐ方法について	59
	9	支給条件の簡素化について	71
	10	補助要件の年齢基準の見直しについて	73
	11	事業の公平性について（交付率の向上）	74
	12	利用率の向上について	74
	13	敬老事業補助金の交付先について	77
	14	増加する支給総額への対策について	77
	15	敬老祝金事業の見直しについて（対象人数の推移から）	82
	16	敬老祝金事業の見直しについて（他の自治体との比較から）	82
	17	単位長寿会の収支内訳書等の提出について	84
	18	補助金の名称について	89
	19	その他の助成金の活用などについて	89
	20	実績報告の明確化について	93
	21	今後の事業継続性について	95
	22	保険加入状況の確認について	101

区分	番号	項目	ページ
意見	23	ルート設定の決定要因について	106
	24	委託先選定方法の検討について	110
	25	高齢者向け買い物支援タクシーチケットについて	113
	26	未使用分のタクシーチケットについて	114
	27	同種事業内容の効率化について	117
	28	夜間(深夜帯)のサービス提供について	120
	29	宿泊事業の利用状況について	121
	30	施設整備申請額内訳の記載について	124
	31	今後の事業について	129
	32	あんしん見守りシステムの利用条件について	135
	33	あんしん見守りシステム受付・相談窓口業務の見積書について	135
	34	空調の更新について	157
	35	長寿センターの修繕及びバリアフリー化について	157
	36	受託者からの個別報償費の報告について	161
	37	情報交換会の設置・連携について	163
	38	総合相談業務報告シートの相談概要について	163
	39	相談経路等の記載について	163
	40	随意契約について	167
41	総合相談業務報告シートの運用等について	172	
42	高齢者虐待非該当事例の定期的な評価について	174	
43	総合相談業務報告シートの運用について	174	

